

平成 31 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

平成 31 年 3 月 4 日 開会

平成 31 年 3 月 19 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成31年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月4日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
平成31年度の施政方針について	4
美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員長報告	7
同意第1号から議案第26号まで26件一括提案説明	8
散 会	18

3月7日（木曜日）第2号

議事日程	19
会議に付した事件	19
会議に出欠席した議員	19
説明のため出席した者の職、氏名	19
職務のため出席した者の職、氏名	19
開議の宣告	20
町政に対する一般質問	20
○7番 横田貴次議員	20

1 美浜町の污水適正処理事業に対する取り組みについて

- (1) 現在の本町の污水处理人口普及率はどれくらいの数値で推移しているか。
- (2) 合併処理浄化槽への転換費用について、町民の負担を軽減するため、分割払い等の手法を検討することについて、結果は出ているか。
- (3) 町民が、住居新築を計画するとき、接続する排水管路により建築できない事案が発生している。原因と対応策についての見解を。

2 農業集落家庭排水処理事業について

- (1) 人口減少が原因で、収入が減少した使用料の見直しを検討することについて、進捗状況はどのようになっているか。
- (2) 合併処理浄化槽への切り替えなど、本事業の見直しを検討することについて、進捗状況はどのようになっているか。

3 安全で利便性に優れた市街地の形成について

4 本町の公園整備事業について

- (1) 新聞広告の折り込みにて届けられた「町民の皆様へ」に、合計予算50億8,400万円という表記があり、議会で説明を受けた金額と差異が生じている。正確な予算額、財源の内訳も含め、説明を。
- (2) 2事業の公園整備面積について基準を超過する内容の記載があるが、公園面積基準は法律的な定めがある。執行部の見解は。
- (3) 他市の運営状況と対比して、本町の施設運営の方向性について不安を抱いている趣旨の記載がある。今一度、本町の目指す運営の姿勢を。
- (4) 山王川の河川改修、都市計画道路知多西部線の道路工事に関する記載があり、議会で説明を受けた事業の進め方と差異が生じている。県の事業認可を受け、国の交付金を活用して行う重要な事業であり、今一度、正確な説明を。
- (5) 学校教育の整備予算の確保を危惧する旨の記載がある。本町の抱える教育債はおよそ7億5,700万円だが、公園事業の実施により、今後、学校教育に関する事業に財政的な影響を及ぼす恐れはあるか。

○ 8 番 荒井勝彦議員 29

1 小中学校普通教室のエアコン設置について

- (1) エアコン工事の実施期間及び工事の優先順位について説明を。
- (2) 設置後のエアコン使用について、何か運用基準・使用条件を設ける計画はあるか。
- (3) 工事請負業者を町内の業者に限定もしくは優先することはできるか。
- (4) エアコン設置に伴う教室の断熱化は考えているか。
- (5) 夏季は、既設の扇風機を併用することで、ある程度冷房の効率が高まると推測されるが、冬季は経費の問題もあり、ファンヒーターなどを使用するなどの考えはあるか。

2 美浜町の水道事業について

- (1) 美浜町の水道管は、布設後最も古いもので、何年くらい経っているか。
また、水道管の耐震化率は何パーセントくらい進んでいるか。
- (2) 漏水率はどれくらいか。また、水道料金の未収金はどのくらいあるか。
- (3) 人口減少による収入減で、現在の施設を維持していけるか。
- (4) 昨年12月に改正水道法が成立し、水道事業民営化が可能になるそうだが、美浜町ではどのように考えるか。

○ 9 番 大岩 靖議員 38

1 美浜町の方針並びに課題について

- (1) 就労人口を維持するための具体的な今後の取り組みをどのように考えているか。
- (2) 美浜町の試算より速いペースで人口減少が進んでいると思われるが、今後の学校教育はどのように推移すると考えるか。
また、現在調査中の教育施設の個別耐久調査の進捗状況は。
- (3) 新規流入人口を増やすまちづくりの観点からも、新築住宅に対する合併処理浄化槽設置補助を継続すべきと考えるが、町の方針は。

○ 2 番 山本辰見議員 47

1 高齢者支援策について

- (1) ごみ出しに関して、シルバー人材センターがワンコインサービスを始めたが、具体的なサービス内容と利用の実績、さらに幅広くPRする考え、並びに他に方法はないか。
 - (2) 買い物困難者支援策として、すでに一部で利用されている「生活協同組合」等の共同購入・宅配サービスを、連絡先リストを作り関係町民に案内できないか。
 - (3) 町内の大型スーパー、コンビニエンスストアやドラッグストアに対して、高齢者等への宅配サービスを検討するよう、町から要請できないか。
 - (4) 以前、野間商工会が展開した、軽トラックを利用した移動販売車を再検討する考えはないか。
- 2 国政選挙、知事選挙の選挙公報を全有権者に配布する件について
- (1) 現在美浜町が行っている、行政区へ依頼しての国政選挙・知事選挙の選挙公報配布を見直し、半田市・阿久比町・武豊町などの方法に学び、シルバー人材センター、独自の送達員の確保、新聞社、郵送等を利用して全有権者宅にきちんと配布する考えはないか。
 - (2) 区会への依頼を全面的に取りやめるのではなく、区会に入っていない世帯への配布漏れを無くす方法を検討する考えはあるか。
- 3 町広報の全世帯に対しての配布について
- 13番 丸田博雅議員 5 6
- 1 美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインについて
 - 2 ガイドラインと条例・法律について
 - 3 太陽光発電施設、風力発電施設に対する法定外目的税の導入について
 - 4 美浜町運動公園整備による経済波及効果及び地域防災の拠点としての位置づけについて
 - 5 企業誘致について
- 3番 鈴木美代子議員 6 4
- 1 投票所の入場券について
 - 2 災害時の迅速な情報伝達と取得について
 - (1) 戸別受信機がない世帯、あっても受信状態の悪い世帯があり、災害情報の伝達に不安があるが、戸別受信機の普及拡大をどのように進めていくか。
 - (2) 災害発生時に被災者等が無料で使用できる特設公衆電話を1次避難所に事前設置することはできないか。
 - 3 虐待の防止・早期発見について
 - (1) 本町の保育所・小中学校の実態について、どのように把握し、どのような対策をとっているか。
 - (2) 町内の小中学校において、児童・生徒に対するアンケート調査を実施する考えはあるか。
 - 4 神谷町長の公約について
- 6番 江元梅彦議員 7 3
- 1 地域資源、地域産業としての日本福祉大学について
 - (1) 日本福祉大学の存在による本町への経済効果について具体的に説明を。
 - (2) 日本福祉大学と本町の連携プロジェクトはどういったものがあるか。その効果も含め

説明を。

2 幼児教育・保育の無償化について

3 都市計画税の活用について

4 神谷町政の実績と今後のまちづくりについて

散 会 8 2

3月12日（火曜日）第3号

議事日程 8 3

会議に付した事件 8 3

会議に出欠席した議員 8 3

説明のため出席した者の職、氏名 8 4

職務のため出席した者の職、氏名 8 4

開議の宣告 8 5

同意第1号（質疑・討論・採決） 8 5

議案第2号（質疑・討論・採決） 8 5

議案第3号（質疑・委員会付託） 8 6

議案第4号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第5号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第6号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第7号（質疑・委員会付託） 8 7

議案第8号（質疑・委員会付託） 8 9

議案第9号（質疑・委員会付託） 8 9

議案第10号（質疑・委員会付託） 9 0

議案第11号（質疑・委員会付託） 9 0

議案第12号（質疑・委員会付託） 9 0

議案第13号（質疑・委員会付託） 9 1

議案第14号（質疑・委員会付託） 9 1

議案第15号（質疑・委員会付託） 9 2

議案第16号（質疑・委員会付託） 9 2

議案第17号（質疑・委員会付託） 9 2

議案第18号（質疑・委員会付託） 9 3

議案第19号（質疑・委員会付託） 9 3

議案第20号から議案第26号まで7件一括（質疑・委員会付託） 9 3

議案第27号から議案第28号まで2件一括（提案説明・質疑・委員会付託） 1 1 4

散 会 1 1 9

3月19日（火曜日）第4号

議事日程 1 2 1

会議に付した事件	1 2 2
会議に出欠席した議員	1 2 2
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 2
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 2
開議の宣告	1 2 3
議案第 3 号から議案第11号まで 9 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 3
議案第12号から議案第15号まで 4 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 7
議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第17号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 1
議案第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 2
議案第19号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 3
議案第20号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 3
議案第21号から議案第23号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 1
議案第24号から議案第28号まで 5 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 3
議案第29号から議案第30号まで 2 件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4 9
議会閉会中の継続調査事件について	1 5 1
閉 会	1 5 2

平成31年 3 月 4 日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成31年 3 月 4 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成31年度の施政方針について

日程第 4 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員長報告

日程第 5 同意第 1 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 2 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例について

議案第 5 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 町道路線の変更について

議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算

議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成31年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第25号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１３名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
秘 書 課 長	日 比 郁 夫 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	夏 目 勉 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て 課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	小 島 康 資 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	竹 内 与 七 君
生涯学習課長	谷 川 雅 啓 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局 長 補 佐 兼 議 会 係 長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	----------------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

平成31年第 1 回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

3 月に入り、間もなく春分を迎えようとしておりますが、またこのところ春を肌で感じるようになってきました。ですが、まだインフルエンザにかかる人が多いようでございます。3 月は行事も多く、皆さん、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。また、この 3 月、4 月を乗り切っていただきたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆様、おはようございます。

本日、平成31年第1回美浜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方に御出席をいただき、まずもってお礼を申し上げます。

暦も3月を迎え、日差しに春の気配を感じることもふえてまいりました。季節の移ろいに気持ちは弾みがちではありますが、新たな年度を迎える今、何をすべきか考えたときには、身も心も引き締まる思いであります。

さて、今定例会には、新年度当初予算を初め、住民の皆様の暮らしに直結する多くの議案を提出しております。いずれも、住みよいまちづくりをしたいという強い気持ちを込めたものばかりでございます。議員の皆様方には、慎重審議をお願いするとともに、美浜町が暮らしやすいまちであり続けられるよう、御意見、御提言をくださることをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成30年11月分、12月分及び平成31年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査・財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番 鈴木美代子議員、7番 横田貴次議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月19日までの16日間と決定しました。

日程第３ 平成31年度の施政方針について

○議長（野田増男君）

日程第３、平成31年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

平成31年第１回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信と予算の大綱を申し上げ、議会並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと考えております。

さて、皆様も御存じのように、平成31年は平成として最後の年となり、５月からは新たな元号となります。私は、この新元号に合わせ、本町の行政運営について新たな気持ちで取り組んでまいりる所存でございます。

本町の人口は、ここ数年、年間200名前後の減少が続いております。この人口減少を少しでも食い止めるために、選択と集中により事業を推し進め、住民の皆様が常に笑顔で活力に満ち、安心・安全に暮らしていける町政の運営に努めてまいります。

私は、４年前の町長就任時の所信表明において、お約束をいたしました５点の施策について、全力で取り組んでまいりました。

まず最初に、１点目は、公共下水道整備事業の中止でございます。これは、本町の污水適正処理構想の見直しを行い、生活排水の処理については、合併処理浄化槽の普及により進めていく方針といたしました。このことから、平成31年度から補助金を交付し、個人設置型合併処理浄化槽への転換を誘導し、適正な污水处理を図ってまいりたいと考えております。

事業の推進に当たっては、国・県の方針に合わせて、合併処理浄化槽への転換に要する補助金を手厚くするとともに、新たに設置する専用住宅への補助、また商店及び事業所においての新設補助は、本町の活性化のためにも、前年に引き続き行ってまいりたいと考えております。

２点目は、「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」を目指し、まちの体力づくりに取り組む事業でございますが、その一つが運動公園整備事業でございます。

この事業は、「住民の健康増進」、「防災拠点の充実」、さらには名鉄知多新線知多奥田駅前、南知多道路インター出口近くに位置し、交通の利便性は非常によく、「交流人口の増加と経済効果」を目的に整備するものでございます。

「住民の健康増進」については、交流広場、遊具広場、健康広場、多目的広場を計画しており、子供から高齢者までの幅広い世代の方々が、それぞれに合った遊び、集い、健康と生きがいづくりなど、活動の場として、運動や健康づくりを通して、健康寿命を延ばすことや医療費の削減にも効果的であると考えております。

「防災拠点の充実」については、防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの防災施設を整備し、運動公園全体を災害時の避難所として位置づけております。

「交流人口の増加と経済効果」については、人口減少が大きく問題となっている中、地域の活性化を図るために、町外から来ていただく人をふやすことが重要となります。このため、陸上競技場での大会開催はもちろんの

ことですが、合宿の誘致も大きな役割を担うと考えており、地域の宿泊客の増加、消費の拡大、新たなニーズの創出といったビジネスチャンスにつながると考えております。本町の立地条件や既存施設の活用と工夫により、将来的にも安定した交流人口が確保できることなど、経済的な効果が期待できるものと考えております。

2つ目の事業として、企業誘致については、本町にとって雇用の場の確保や税収の確保につながり、地域活性や経済効果が期待できる重要な施策であります。このため、第2町民グランド用地については、町内企業の育成や雇用の創出などの地域の活性化を図るため、町内企業のニーズに基づき、売却する予定でございます。また、大規模な企業誘致につきましては、企業のアンケート調査を初め、愛知県企業庁の御協力をいただき、開発に向けての立地条件や事業を進める手順等について調査研究をしていきたいと考えております。

3つ目としては、美浜の里構想事業であります。この事業は、美浜町総合公園周辺及び日本福祉大学周辺を対象地域とし、既存の民間施設と連携し、機能を補完し合って、観光農園等における自然体験やスポーツ交流など、新たな魅力の付加による交流人口の拡大、地域活性化に資するものでございます。本町の里山、農地など豊かな自然環境を観光資源として活用し、魅力あふれる「美浜の里」づくりを、農業者・漁業者・商工観光業者など町民が主体となって参画することにより、新たなビジネスチャンスや雇用の場を生み、地域経済の活性化を目指すものでございます。

これら運動公園整備事業、企業誘致及び美浜の里構想事業に取り組むことで、住民福祉の向上を図るとともに、地域の活性化を図っていききたいと考えております。

3点目の既成市街地道路整備でございますが、私は、以前から若い世代が通勤等に際し不便を感じているとのお声をいただいております。まさに転出する理由の一つとして、旧市街地の道路事情が悪いことが引き金となっております。そこで、若者が定住し、お年寄りと一緒に生活ができる環境をつくり、緊急時においても安心して通行できる道路拡幅等再編整備について、地域住民の皆様の御協力を得て進めてまいります。

4点目は、子育て支援の充実でございます。

育児の援助を受けたい人と援助を行うことを希望する人をつなげ、お互いが助け合うことができるようにするファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施するとともに、児童相談員を配置し、児童虐待等に対する迅速な対応を行う事業を継続してまいります。また、各種予防接種の日程・健康診断記録及び成長記録など、電子母子手帳として活用できる子育て支援アプリ情報配信サービスを継続いたします。加えて、子育て家庭の保護者が安心して働くことができるよう、放課後児童クラブ事業を実施し、子育て環境の充実と育児に対する負担の軽減を引き続き図ってまいります。また、昨今の夏季における気温の上昇に伴う熱中症対策として、小中学校に空調設備を設置することで、児童及び生徒の健康管理並びに教育環境の充実を図ってまいります。

5点目は、医療・介護・福祉の新たな体制の構築でございますが、本町の高齢者の割合を示す65歳以上の高齢化率は30%を超えております。団塊世代の方々が75歳以上となる2025年以降を見据えますと、さらなる医療・介護の需要が増加すると見込まれます。このため、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援を一体的に提供することができる地域包括ケアシステムを構築いたしました。このシステムに基づき、医療と介護の両方を必要とする高齢者及び家族の支援を引き続き行ってまいります。

以上、5つの基本施策を掲げ、今後もこの基本施策を重点的に行ってまいります。

次に、平成31年度予算の大綱でございますが、全ての会計を合わせた予算総額は129億6,434万2,000円で、前年度対比マイナス0.3%、額にして3,403万5,000円の減額となっております。

一般会計につきましては、経済動向及び国・県の予算、地方財政計画などをもとに慎重に検討し、健全財政の

確保と住民福祉の向上に配慮し、76億5,900万円を計上いたしました。前年比マイナス0.9%、額にして7,200万円の減となっております。

次に、特別会計では、国民健康保険事業は、国民健康保険事業費の増加に伴い、前年比1.3%、額にして2,952万2,000円増の23億3,342万3,000円を、後期高齢者医療は前年並みで、額にして8万4,000円減の3億272万1,000円を、介護保険事業は、独自の通所型サービスによる地域支援事業費の増に伴い、前年比0.7%、額にして1,196万1,000円増の18億4,965万7,000円を、それぞれ計上いたしました。

土地取得事業では3,606万4,000円で、前年度同額を計上しました。

農業集落家庭排水処理施設事業では、施設整備費の減少に伴い、前年比マイナス17.1%、額にして651万3,000円減の3,165万3,000円を、水道事業会計では、安心・安全な供給体制の維持管理に要する経費として、収益的支出は前年比マイナス4.0%、額にして2,078万3,000円減の4億9,239万5,000円を、資本的支出は、前年比10.1%、額にして2,386万2,000円増の2億5,942万9,000円を、それぞれ計上いたしました。

一般会計の歳入につきましては、町税では経済の動向や固定資産評価を見込みほぼ横ばいを、地方交付税は国の地方財政計画に基づき前年度の実績を考慮し前年度同額を、また国・県支出金、町債等特定財源の確保に努め、計上しました。

次に、歳出であります。各種事業につきましては、款別に主な事業を説明いたします。

1 款議会費では、議会運営に要する経費を、2 款総務費では、総務管理、企画事業として、総合計画の見直し及び企業誘致に係る経費など、また徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査委員に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

3 款民生費では、社会福祉事業委託、敬老事業、障害者福祉サービス事業、障害者・子ども母子家庭医療事業のほか、国民健康保険、後期高齢者、介護保険など各特別会計に対する繰り出し事業に係る経費を計上いたしました。

4 款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合、知多南部広域環境組合に係る経費を計上いたしました。具体的には、各種健診、予防接種事業、母子保健事業及び健康推進事業に要する経費を初め、環境対策費として合併処理浄化槽設置整備事業において、国・県の方針に合わせて個人設置型転換事業について、撤去費も含めた宅内配管に要する補助事業を拡大するとともに、新たに設置する合併処理浄化槽についても、前年と同様に補助を行い、生活環境保全に努めてまいります。また、清掃費として、家庭ごみ減量化に関する経費を引き続き計上いたしております。なお、知多厚生病院へ地域医療の充実と救急医療の確保を図るための補助金を引き続き計上いたしております。

5 款労働費では、勤労者住宅資金融資制度預託金及び知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を、6 款農林水産業費では、農業・林業・水産業の育成及び振興等に係る経費をそれぞれ計上いたしました。主な事業は、農業委員会の運営、愛知用水二期事業の償還金に対する負担金、農業・畜産業及び水産業の各団体への補助、美浜の里推進事業、農道・水路・ため池などの農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落排水特別会計への繰出金、多面的機能支払事業などでございます。水産事業におきましては、ノリ養殖漁場の環境改善を図る漁場改良事業及び地域ブランド商品の調査研究開発等に取り組む事業への補助金に係る経費を引き続き計上しております。

7 款商工費では、商工振興・観光及び消費者行政に要する経費を計上いたしました。

8 款土木費では、道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業などを実施するための経費を計上いたしました。また、既成市街地の整備を推進するため、地域住民の方々の合意を得た

地区において、整備計画案に基づき現況測量業務に要する委託料を、また都市計画マスタープランの改訂に伴う経費を計上しております。なお、空家等対策計画に基づき、特定空家の除却及び新築住宅への建てかえに要する補助金を引き続き計上しております。さらに、知多奥田駅東地区の運動公園整備事業及び総合公園拡張事業に要する経費を計上しております。

9款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を計上しております。その中で、知多南部消防組合の分遣所新築工事に要する設計業務に要する経費を計上するとともに、5年に1度の県消防団消防操法大会に要する経費を計上いたしております。また災害対策費として、防災行政無線及び備蓄用品等に要する経費も引き続き計上いたしました。

10款教育費では、小中学校を初め公民館・図書館・町民グラウンド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育・文化財保護事業に要する経費を計上いたしました。そのうち、小学校での英語教育の必修化に備え、全小学校の全学年で英語教育を実施するため、外国語活動指導員に要する経費を計上しております。また、公民館費では、野間公民館隣接地の購入に要する経費を計上いたしました。

11款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上いたしました。

以上、これらの事業は、本町の持つ地域の特性を生かし、町民の皆様が生涯安心して暮らせる「活力ある町」、「魅力ある町」を目指した内容であると考えております。

私は、住民の皆様と力を一つにして、美浜町が自立した住みよいまちであり続けられるよう、「明るく・健康で・笑顔のたえないまち美浜」を目指して、職員一丸となって町政を進めてまいります。

議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、平成31年度の施政方針及び予算の大綱といたします。御清聴、ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

これをもって、平成31年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員長報告

○議長（野田増男君）

日程第4、美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員長報告を議題とします。

美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員長の報告をお願いします。

〔美浜町運動公園整備調査研究特別委員長 大崎卓夫君 登壇〕

○美浜町運動公園整備調査研究特別委員長（大崎卓夫君）

皆さん、おはようございます。

美浜町運動公園整備調査研究特別委員会の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本町議会では、美浜町運動公園整備は、単なる公園の整備にとどまらず、学園ゾーンとしての整備、健康の拠点としての整備、にぎわいの拠点としての整備あるいは防災の拠点としての整備など、総務産業常任委員会並びに文教厚生常任委員会の2つの委員会にまたがる整備構想となっており、またその事業規模から住民の関心も高く、町の将来にかかわる重要な案件として調査研究をする必要があることから、平成29年6月に美浜町運動公園整備調査研究特別委員会を設置し、美浜町運動公園整備に係る整備内容・整備手法及び管理運営・財政計画に関する調査研究などを行ってまいりました。

当委員会では、これまで7回の委員会を開催するとともに、3カ所の視察研修を実施してまいりましたので、その内容を御報告させていただきます。

美浜町運動公園整備の整備内容につきましては、愛知県より事業認可を受け、国の交付金を活用し、400メートルトラック等が整備された第3種公認陸上競技場を中心とするスポーツゾーン、防災備蓄倉庫・耐震性貯水槽を整備する防災・減災ゾーンを初め、交流・健康・遊戯などの各ゾーンを整備するものであり、本町の課題である人口減少、経済の衰退、若者世代の流出、高齢社会等対策の一つとして、日本福祉大学との連携、交流人口の増加、地域経済の活性化、多世代交流及び住民の健康増進の推進を図るものであり、その整備につきましては、専門的な知識と経験、スタッフを擁する都市再生機構（通称UR）に委託する手法を選択しております。

管理運営につきましては、執行部において検討中であり、判断できる段階ではありませんが、和歌山県上富田町及び田辺市において研修してきた「利用者をふやすため、官民一体となって取り組む団体の組織化・人材育成」が必要と考えます。

財政計画につきましては、整備費用は、特定財源である都市計画税と国の補助金により賄う資金計画となっております。

維持管理費につきましては、執行部において算出しているところではありますが、一般財源により賄うことから、事業による経済波及効果との費用対効果をしっかりと見きわめていく必要があると考えます。

最後に、スポーツ合宿誘致などで地域の活性化に成果を上げている和歌山県上富田町及び田辺市の研修視察に同行した参加者の多くが、本町の計画する運動公園の立地条件などに優位性を感じ、スポーツを通じた住民の健康づくりとあわせ、期待を膨らませてきており、計画される事業規模を考慮しても、決して失敗することは許されない事業であることを、町執行部は胸に刻んでいただくようお願いし、委員長報告といたします。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

美浜町運動公園整備調査研究特別委員会委員長の報告が終わりました。

日程第5 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算まで26件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第5、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算まで、以上26件を一括議題とします。

以上26件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日御提案を申し上げますのは、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを初めとして、26件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在委員をお願いいたしております日比福市氏が、3月31日をもって任期満了となります。別添資料1のとおり、引き続き住民の代表として日比福市氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同条第6項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第2号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、地方自治法第290条の規定により、愛知縣市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることに伴い、愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、超過勤務命令の上限設定等に係る人事院規則等の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例についてでございますが、美浜町と商工会が連携し、中小企業及び小規模企業の事業対策を行うため、制定をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政財産である美浜町産業会館の目的外使用に伴い、地方自治法第225条の規定による使用料を定めるため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員組織見直しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、道路占用料と公共用物使用料との均衡を図るため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、道路占用料と漁港占用料との均衡を図るため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、道路占用料と漁港土砂採取料等との均衡を図るため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、駐車料金の納付方法を見直すため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町スポーツ推進委員の報酬額を変更するため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童扶養手当法の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第16号 町道路線の変更についてでございますが、本町内の道路の実情を調査し、町道路線の変更の必要があるため、道路法第10条の第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、第1条において、歳入歳出それぞれ1億9,195万8,000円を減額し、補正後の予算総額を84億3,142万2,000円とするものでございます。第2条では、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費、第3条では、地方債の補正でございます。

次に、議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ148万2,000円を減額し、補正後の予算総額を19億4,639万6,000円とするものでございます。

次に、議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条においては、歳入歳出それぞれ3,400万円を減額し、補正後の予算総額を206万4,000円とするものでございます。

次に、議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を76億5,900万円とするものでございます。第2条では、自然災害防止事業債初め6事業債において、計5億9,550万円の起債を予定するものでございます。第3条では、一時借入金において、借入限度額を3億円と定めるものでございます。第4条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料・職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を23億3,342万3,000円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第22号 平成31年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を3億272万1,000円とするものでございます。

次に、議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を18億4,965万7,000円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を3,606万4,000円とするものでございます。

次に、議案第25号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を3,165万3,000円とするものでございます。

次に、議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、業務量といたしまして、給水戸数8,889戸、年間総給水量287万1,820立方メートル、1日平均給水量7,868立方メートルでございます。第3条の収益的収支でございますが、収入に5億2,153万2,000円、支出には4億9,239万5,000円をそれぞれ計上いたしました。次に、第4条の資本的収支は、収入7,268万円、支出2億5,942万9,000円となり、収支不足額1億8,674万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金1億6,605万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,069万2,000円で補填をいたします。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第2号から議案第19号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（沼田治義君）

それでは、議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に
ついてでございますが、資料2の愛知県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表をごらんください。愛知県市町

村職員退職手当組合の構成団体であります常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合から脱退の申請があり、平成31年3月31日をもって脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、組合を組織する団体の議会の議決が必要なため、協議をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、超過勤務命令の上限設定等に係る人事院規則等の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

今回の改正は、長時間労働の是正のための働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴い、地方公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を定めるものでございます。

資料3の美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をごらんください。改正の内容でございますが、第8条に第3項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」という部分を追加するものでございます。ここでいう規則は、美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する規則のことでございまして、この規則を本条例と同時に改正させていただきまして、職員に対して、時間外勤務命令の上限を原則として、1カ月について45時間かつ1年について360時間、多忙な部署に勤務する職員に対しては、1カ月につき100時間未満、1年について720時間の範囲内で、必要最小限の時間外勤務を命ずる等を新たに定めるものでございます。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

議案第2号及び議案第3号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

それでは、議案第4号及び議案第5号につきまして御説明いたします。

議案第4号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例についてでございますが、次のページをごらんください。1条の目的から10条立てとなっております。資料3-2、美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例の解説をごらんください。

上段に記載しております制定の目的・内容でございますが、本町の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が成長発展を遂げていくため、地域社会を構成する住民・商工会・町が主体となって連携・協力し、支援することを目的とするものでございます。図の中央に記載の第6条「中小企業者及び小規模企業者の役割」を明確にするため、第5条で「町の責務」を、第7条で「商工会の役割」を、第8条で「町民の理解と協力」を規定しております。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

次に、議案第5号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政財産であります美浜町産業会館の1階計算室を美浜ライオンズクラブが事務所として使用するに当たり——次のページ、下段の表の中央をごらんください——今回、別表を改正し、美浜町産業会館を追加するものでございます。使用料につきましては、1カ月2万3,500円以内とするものであります。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

議案第4号及び議案第5号の説明は、以上でございます。

○総務部長（沼田治義君）

次に、議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員の確保につきましては、少子化の進行や地元就業者の減少等、社会情勢の変化により年々厳しくなっておりますので、消防団の定員の適正化を図るため、本条例の改正をお願いするものでございます。

資料5の美浜町消防団条例新旧対照表をごらんください。第4条において、団員の定員を「238人」から9人減らして「229人」に減少するものでございます。内訳を申し上げますと、河和分団の北方班と一号車班を統合

し、現在の４班編成から３班編成へと改め、分団長を含む河和分団の定員を65名から56名にするものでございます。なお、施行日につきましては平成31年４月15日からでございます。

議案第６号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

それでは、議案第７号から議案第11号まで、続けて御説明いたします。

初めに、議案第７号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容につきましては、１カ月未満の貸し付けに対する消費税及び地方消費税の課税と、公共用物——河川、水路、堤とう、ため池、道路法認定外道路——の使用許可を受けた者が支払う使用料の額を定めるものでございます。

資料６、美浜町公共用物の管理に関する条例新旧対照表をごらんください。第９条の使用料等において、第３項として、１カ月未満の貸し付けに対する消費税及び地方消費税の課税を追加するものでございます。下の表になりますが、同条第２項中の別表第１において、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例が昨年12月21日に公布されましたので、道路占用料とのバランスを図るため、公共用物使用料を改正するものでございます。

附則でございますが、第１項で、施行日は平成31年４月１日からとし、第２項の経過措置につきましては、平成31年４月１日以前に使用の許可を得た者が引き続き使用する場合には、前年の使用料に1.2を乗じて得た額を調整使用料額とし、新使用料の金額が調整使用料額を超える場合には調整使用料額とする緩和措置を設けるものでございます。

次に、議案第８号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容につきましては、１カ月未満の貸し付けに対する消費税及び地方消費税の課税と、漁港施設の使用の許可を受けた者が支払う占用料の額を定めるものでございます。

資料７、美浜町漁港管理条例新旧対照表をごらんください。第13条の占用料等において、第２項として、１カ月未満の貸し付けに対する消費税及び地方消費税の課税を追加し、以下の項を繰り下げるものでございます。下の表になりますが、同条第１項中の別表第１において、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例の公布に伴い、道路占用料とのバランスを図るため、漁港施設用地の占用料を改正するものでございます。

附則でございますが、第１項で施行日は平成31年４月１日からとし、第２項の経過措置につきましては、平成31年４月１日以前に利用の許可を得た者が引き続き利用する場合には、前年の使用料に1.2を乗じて得た額を調整使用料額とし、新使用料の金額が調整使用料額を超える場合には調整使用料額とする緩和措置を設けるものでございます。

次に、議案第９号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容につきましては、占用期間が１カ月未満の場合に、消費税及び地方消費税の課税と、漁港区域内の水域及び公共空地について占用の許可を受けた者が支払う占用料の額を定めるものでございます。

資料８、美浜町漁港土砂採取料等徴収条例新旧対照表をごらんください。第２条の土砂採取料等の徴収第２項第２号において、消費税及び地方消費税の課税を加えるものでございます。下の表になりますが、同条同項の別表第２において、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例の公布に伴いまして、道路占用料とのバランスを図るため、漁港区域内の占用料を改正するものでございます。

附則でございますが、第１項で、施行日は平成31年４月１日からとし、第２項の経過措置につきましては、平成31年４月１日以前に占用の許可を得た者が引き続き占用する場合には、前年の占用料に1.2を乗じて得た額を調整占用料額とし、新占用料の金額が調整占用料額を超える場合には調整占用料額とする緩和措置を設けるもの

でございます。

次に、議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正の内容につきましては、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、道路占用料とのバランスを図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

資料9、美浜町道路占用料条例新旧対象表をごらんください。第2条の占用料の額第2項において、占用期間が1カ月未満の占用に課税される消費税及び地方消費税の税率について、税率の変更に対応できるよう関係条文での表示に変更いたしました。同条第3項第7号、ガス事業法の一部改正に伴う規定の整理と同条占用料の額を定めた別表占用料を改正するものでございます。今回、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例が平成30年12月21日に公布されたことに伴いまして、道路占用料とのバランスを図るため、改正をお願いするものでございます。

附則でございますが、第1項で、施行日は平成31年4月1日からとし、第2項の経過措置につきましては、平成31年4月1日以前に占用の許可を受けた者が引き続き占用する場合には、前年の占用料に1.2を乗じて得た額を調整占用料額とし、新占用料額が調整占用料額を超える場合には調整占用料額とする緩和措置を設けるものでございます。

次に、議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、使用料の納付方法を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

資料10、美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表をごらんください。第7条で使用料について規定されております。現在、定期利用される方の使用料は、定期駐車券と同時に納付書をお渡しし、金融機関等の窓口で現金納付いただいております。なお、この条例では、「定期駐車券の交付のときに納付しなければならない」と規定されております。今回、利用者の利便性を向上するため、口座引き落としによる納付を可能とするもので、条例の規定を「町長が指定する日までに納付しなければならない」とするものでございます。具体的には、申込日の翌月末日に口座から引き落としをさせていただくものでございます。なお、施行日につきましては平成31年4月1日とし、新年度分から運用するものでございます。

議案第7号から議案第11号までの説明は、以上でございます。

○教育部長（天木孝利君）

次に、議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町スポーツ推進委員の報酬を、活動実態や近隣市町の状況等を踏まえ、年額3万7,300円から日額6,300円に改めようとするものでございます。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

議案第12号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（西田林治君）

次に、議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童扶養手当法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

資料12、美浜町母子家庭等医療費支給条例新旧対照表をごらんください。第2条第2項第1号において、下線部分7月を10月に改正するものでございます。これは、母子家庭等医療の受給資格者の所得判定をする上で、申請時期により判定する所得が変更となるものでございます。今までは、1月から7月までの申請について、前々年の所得により判定していたものが、7月の部分が10月までの申請と変更となるものでございます。そのため、母子家庭等医療費受給者証の更新の時期が7月から10月に変更となりますので、更新された方の受給者証の有効期限は11月から翌年の10月末までとなります。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

次に、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

資料13、美浜町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。第2条第2項及び第24条において、下線部分54万円を58万円に改正するものでございます。これは、国民健康保険税の基礎課税額、医療費分に当たる部分の課税限度額を4万円引き上げるものでございます。この限度額引き上げの改正につきましては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、平成31年1月31日付で、限度額を引き上げることが適当であるとの答申をいただいております。第25条の2第2項においては、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」と改正し、「事実を証明する書類」の後に「の提示を求められた場合には」と改正いたしております。これは、離職したことにより、社会保険から国民健康保険に加入する者のうち、離職理由が雇いどめ等の自己理由でない場合に、申告することにより所得割の減額が受けられます。その申告の際に、離職理由が確認できる書類を必ず提示しなければならなかったものを、マイナンバーを活用して離職理由が確認できない場合等に確認できる書類の提示を求めるよう改正するものでございます。なお、施行日につきましては平成31年4月1日でございます。

次に、議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

資料14の次のページにあります美浜町災害弔慰金の支給等一覧表をごらんください。美浜町災害弔慰金の支給等の内容は、災害弔慰金・災害障害見舞金及び災害援護資金でございます。

今回の改正の内容でございますが、一覧表下段の災害援護資金の貸付制度を一部改正するものでございます。

次に、資料14、美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表をごらんください。第12条については、句読点の削除です。次に、保証人の要件緩和並びに貸付利率が条例で設定可能になったことにより、第14条第1項において、貸し付けを受ける際に保証人を立てることができるものとし、第2項においては、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%以内で規則で定める率としています。第3項においては、保証人が連帯して負担すべき保証債務を規定する改正をするものでございます。

次に、償還方法の拡充により、第15条第1項において「月賦償還」を加え、第2項は字句の訂正、第3項は施行令第12条が削られたことに伴い、「保証人」の削除と引用条文を整理したものでございます。なお、施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

議案第13号から議案第15号までの説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

次に、議案第16号 町道路線の変更についてでございますが、資料15、美浜町変更路線図をごらんください。今回変更する路線は、点線で表示してあります町道2082号線と町道2277号線を統合し、実線で表示します町道2082号線に変更するものでございます。変更の理由といたしましては、平成28年度、29年度において町道2082号線を整備いたしまして、町道2277号線への通行が可能となったため、統合を行うものでございます。

議案第16号の説明は、以上でございます。

○総務課長（杉本康寿君）

次に、議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、初めに歳出から説明いたしますので、補正予算書の22、23ページをごらんください。1款議会費、1項議会費、議会運営事業の9節旅費において実績見込みによる減を、次に、2款総務費、1項総務管理費、防災課時間外勤務手当の3節職員手当等において実績見込みによる減を、人事管理事業の13節委託料及び18節備品購入費においても実績見込み

による減を、特別研修事業の9節旅費及び19節負担金、補助及び交付金においても実績見込みによる減を、庁舎管理事業の11節需用費においても実績見込みによる減を、13節委託料において、庁舎空調設備改修工事設計の必要がなくなったことによる減を、18節備品購入費において、実績見込みによる減を、——24、25ページをごらんください。——公用車管理事業の11節需用費及び12節役務費において、実績見込みによる減を、18節備品購入費において、公用車の購入の必要がなくなったことによる減を、電算管理運営事務の13節委託料において、平成31年4月から生涯学習課長を初め生涯学習係が図書館から総合公園体育館へ事務室の配置転換に伴うネットワーク再敷設事業委託料の増を、巡回バス運行事業の18節備品購入費においては巡回ミニバス入札請負残の減をそれぞれ計上いたしました。基金積立事業の25節積立金においては、個人の方から小中学校への指定寄附金500万円を教育施設整備基金へ積み立てるものでございます。表彰事業の8節報償費においては、実績見込みによる減を計上しました。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉事業においては、個人の方からいただいた寄附金を財源更生するものでございます。敬老事業の8節報償費においては実績見込みによる減を、——26、27ページをごらんください。——介護保険繰出金の28節繰出金においては実績見込みによる減を、障害福祉サービス事業の20節扶助費においては重度訪問介護及び共同生活援助の利用がふえたための増を、職員人件費の2節給料においては実績見込みによる減をそれぞれ計上いたしました。

次に、同款、2項児童福祉費の職員人件費の4節共済費においては実績見込みによる減を、放課後児童クラブ運営事業の7節賃金及び14節使用料及び賃借料においては実績見込みによる減を、特定教育保育施設給付事業の20節扶助費においては実績見込みによる増減をそれぞれ計上いたしました。——28、29ページをごらんください——4款衛生費、1項保健衛生費、健康診査事業の13節委託料においては実績見込みによる減を、予防接種事業の11節需用費及び13節委託料においても実績見込みによる減を、母子保健事業の19節負担金、補助及び交付金においても実績見込みによる減を、浄化槽整備事業の19節負担金、補助及び交付金においては補助金申請数見込みによる減をそれぞれ計上しました。

次に、同款、2項清掃費、ごみ減量化事業の8節報償費においては実績見込みによる減を、13節委託料においては、指定ごみ袋作製に伴う入札請負残及びミックスペーパー袋の在庫による未作製に係る減をそれぞれ計上いたしました。——30、31ページをごらんください。——知多南部衛生組合分担金及び知多南部広域環境組合分担金においては、実績に基づき減額を計上しております。

次に、6款農林水産費、1項農業費、農業振興事業の19節負担金、補助及び交付金においては、経営体育成支援事業及び農業人材力強化総合支援事業に係る補助金を実績に基づき減を、土地改良事業の15節工事請負費においては入札請負残の減を、19節負担金、補助及び交付金においては、吉田下池耐震補強改修工事費の確定に伴い、県への負担金の増を、同款、3項水産費、水産振興事業の19節負担金、補助及び交付金においては実績に基づき減をそれぞれ計上いたしました。——32、33ページをごらんください。——7款商工費、1項商工費、商工振興事務の19節負担金、補助及び交付金においては実績見込みによる減を、観光施設等維持管理事業の19節負担金、補助及び交付金においては、西海岸潮干狩り事業中止に伴い補助金未執行による減をそれぞれ計上いたしました。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良国補助事業の13節委託料及び15節工事請負費においては入札請負残の減を、道路新設改良県補助事業の15節工事請負費においては県事業の未採択による減を、既成市街地道路整備事業の13節委託料及び17節公有財産購入費においては実績見込みによる減を、——34、35ページをごらんください。——同款、3項河川費、河川改良事業の13節委託料においては入札請負残の減を、15節工事請負費においては実績見込みによる減を、次に、同款、5項都市計画費、都市計画総務事業の3節職員手当等において

は実績見込みによる減を、13節委託料においては入札請負残の減を、建築物耐震改修促進事業の19節負担金、補助及び交付金においては実績見込みによる減を、空家等対策事業の19節負担金、補助及び交付金においては実績見込みによる減を、緑化推進事業の16節原材料費においては実績見込みによる減を、都市公園整備事業の13節委託料においては運動公園整備事業及び総合公園拡張事業における入札請負残及び事業実績に伴う減をそれぞれ計上いたしました。——36、37ページをごらんください。——9款消防費、1項消防費、常備消防事業の19節負担金、補助及び交付金においては、実績に基づき減を計上いたしました。非常備消防事業の8節報償費及び11節需用費においては実績見込みによる減を、15節工事請負費においては消防団詰所新築工事設計変更に伴う減を、18節備品購入費においては一般財団法人日本宝くじ協会における助成事業の不採択に伴う減を、水防対策事業の3節職員手当等においては人事院勧告に基づく時間外手当の改正に伴う増を、災害対策事業の3節職員手当等においても人事院勧告に基づく時間外手当の改正に伴う増を、15節工事請負費においては同報無線整備工事の内容変更に伴う減を、また高度情報通信ネットワークシステム端末移設工事では事務機構の見直しに伴う同端末の移設が不要となったための減をそれぞれ計上いたしました。

次に、10款教育費、2項小学校費、体育館天井落下防止対策事業の13節委託料及び15節工事請負費においては、学校施設環境改善交付金を活用した河和南部小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る費用を計上いたしました。——38、39ページをごらんください。——同款、4項社会教育費、図書館運営事業の11節需用費においては、まち・ひと・しごと創生交付金の採択に伴い、同事業の執行が不要となったための減をそれぞれ計上いたしました。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害普及費及び2項公共土木施設災害普及費においては、それぞれの事業において財源を一般財源に更正するものでございます。

次に、歳入でございます。

補正予算書の14、15ページをごらんください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金及び子どものための教育・保育給付費負担金においては、実績見込みに基づく所要額を計上いたしました。同款、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金及び2節都市計画費補助金においては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額計上でございます。5目教育費国庫補助金の小学校費補助金においては、小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る学校施設環境改善交付金を計上いたしました。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金及び施設型教育・保育給付費等負担金においては、実績見込みに基づく所要額を計上いたしました。——16、17ページをごらんください。——同款、2項県補助金、2目民生費県補助金の施設型教育・保育給付費等負担金、4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金及び6目土木費県補助金の1節都市計画費補助金、2節河川海岸費補助金及び3節道路橋梁費補助金においては、それぞれの事業費の確定に伴い所要額を減額計上いたしました。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金及び2項財産売却収入、1目不動産売却収入においては、それぞれの事業確定に伴い増額計上いたしました。——18、19ページをごらんください。——17款寄附金、1項寄附金、2目民生費寄附金、5目総務費寄附金及び6目教育費寄附金においては、それぞれの事業に対して増額計上いたしました。

また、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、本補正による剰余金が発生したことにより、基金からの繰入額の減を、20款諸収入、4項雑入、3目雑入においては、指定ごみ袋売却代金、消防団員退職報償金、総務市町村振興協会基金交付金、市町村振興協会新宝くじ交付金、消防団員安全装備品整備等

助成金及コミュニティ助成事業をそれぞれの実績に基づき計上いたしました。

21款町債、1項町債、1目土木費、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業に係る公園整備事業債及び2目消防債では消防団詰所新築工事設計変更に係る防災基盤整備事業債の減を、——20、21ページをごらんください。——4目農林水産業債では吉田下池耐震補強改修工事の増額変更に係る自然災害防止事業債及び5目教育債では小学校体育館の天井落下防止対策事業に係る校舎等大規模改修事業債の増を、6目災害復旧債では災害復旧工事の事業実績に係る現年度災害復旧事業債の減をそれぞれ計上いたしました。——補正予算書7ページをごらんください。——第2表繰越明許費でございます。

平成31年度に繰り越す事業については、2款総務費、1項総務管理費、財務会計運営事業において元号改正に伴う経費を、10款教育費、2項小学校費、体育館天井落下防止対策事業では、先ほどの河和南部小学校体育館天井落下防止対策事業をそれぞれ追加し、8款土木費、5項都市計画費、都市公園整備事業において、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業の事業実績に基づき変更するものでございます。——補正予算書8ページをごらんください。——第3表地方債補正でございます。これも、先ほどの河和南部小学校体育館天井落下防止対策事業に伴う校舎等大規模改修事業債の追加を、公園整備事業債、防災基盤整備事業債、自然災害防止事業債及び現年災害復旧事業債においては、事業費の確定に伴う限度額を、それぞれ変更するものでございます。

なお、この地方債の追加・変更に伴う当該年度現在末高は、43ページのとおり、65億2,153万8,000円になる見込みでございます。

議案第17号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

次に、議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の60、61ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、一般管理事業の13節委託料において、88万円の減を計上いたしました。これは、法改正に伴い改修する介護保険システムの改修項目が当初の想定より少なかったことによる減額でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業でございますが、愛知県柔道整復師会に委託しております通所型サービスの利用者減により60万2,000円の減を計上いたしました。

次に、歳入でございます。56、57ページをごらんください。2款国庫支出金、2項、2目地域支援事業交付金においては、地域支援事業費の通所型サービス委託料の減額に伴い、国の負担分を法定割合に応じて減額いたしました。4目介護保険事業費補助金においては、介護保険システム改修に伴う補助金の基準額が、改修経費の2分の1から人口規模に応じての補助に変更されたため減額いたしました。5目保険者機能強化推進交付金においては、保険者である市町村の機能強化を目的に、平成29年改正法により新たに創設された交付金でございます。国が設定した評価指標に対し、高齢者の自立支援及び重度化防止における市町村の取り組みの達成状況に応じて交付されますので、増額計上いたしました。

3款支払基金交付金、1項、2目地域支援事業支援交付金、4款県支出金、2項、1目地域支援事業交付金及び6款繰入金、1項、2目地域支援事業繰入金においては、地域支援事業費の通所型サービスの委託料の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金、県及び町の負担分を法定割合に応じてそれぞれ減額いたしました。4目事務費繰入金においては、介護保険システム改修委託料の減に伴い、一般会計繰入金を減額しました。

58、59ページをごらんください。2項、1目基金繰入金においては、保険者機能強化推進交付金の交付に伴い、介護保険給付費準備基金からの繰り入れを減額いたしました。

議案第18号の説明は、以上でございます。

○建設課長（鈴木 学君）

次に、議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますけれども、初めに歳出から御説明いたします。——補正予算書の76、77ページをごらんください。——1款土地取得費、1項、1目土地取得費、土地取得事業でございますが、本年度の事業確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

次に、歳入でございます。——74、75ページをごらんください。——2款諸収入、1項、1目土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額をするものでございます。

議案第19号の説明は、以上でございます。

○議長（野田増男君）

同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算までの説明が終わりました。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす3月5日から3月6日までの2日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす3月5日から3月6日までの2日間を休会することに決定しました。

来る3月7日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前10時45分 散会〕

平成31年 3 月 7 日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成31年 3 月 7 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番	森 川 元 晴 君	2 番	山 本 辰 見 君
3 番	鈴 木 美代子 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	江 元 梅 彦 君
7 番	横 田 貴 次 君	8 番	荒 井 勝 彦 君
9 番	大 岩 靖 君	10 番	横 田 全 博 君
11 番	野 田 増 男 君	12 番	大 崎 卓 夫 君
13 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23 名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	永 田 哲 弥 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	沼 田 治 義 君
厚 生 部 長	西 田 林 治 君	産 業 建 設 部 長	石 川 喜 次 君
教 育 部 長	天 木 孝 利 君	総 務 課 長	杉 本 康 寿 君
秘 書 課 長	日 比 郁 夫 君	企 画 課 長	磯 貝 尚 美 君
防 災 課 長	石 濱 克 彦 君	税 務 課 長	夏 目 勉 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	高 橋 ふじ美 君
健康・子育て課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	藪 井 幹 久 君
産 業 課 長	小 島 康 資 君	建 設 課 長	鈴 木 学 君
都 市 整 備 課 長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	竹 内 与 七 君
生 涯 学 習 課 長	谷 川 雅 啓 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	八 谷 充 則 君	局長補佐兼 議会係長	山 下 美 幸 君
--------	-----------	---------------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

先日、河和、野間の中学校卒業式でございました。議員の皆さん、出席いただきましてありがとうございます。

私は野間中学校に出席しましたが、大変すばらしい式でございました。式の最後に校歌を歌うのですけれども、歌詞の中に「砂山林松生えて」という歌詞があります。それを聞きながら、ここには松がいっぱいあったなというのが思い出されました。先日、奥田小学校の100年を超える松が松枯れで姿を消しました。また寂しいことでございます。何とかならないかなという思いがありました。

傍聴者の皆様、早朝よりお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、7名の一般質問を行います。どれも、美浜町の将来、町民皆様の思いを代弁した質問でございます。どうか最後までよろしく願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。

お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は、答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

7番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

〔7番 横田貴次君 登席〕

○7番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、7番 横田貴次でございます。

町民の皆様からいただいた貴重な一般質問の場も、任期最後の定例会となりました。今までの一般質問で、再度確認しておきたいことなども含め、本日は4項目にわたって質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。

初めに、美浜町の污水適正処理事業に対する取り組みについて、以下3点質問いたします。

1つ目の質問です。現在の本町の污水处理人口普及率はどれぐらいの数値で推移しているのか、教えていただきたいです。

2つ目の質問です。平成28年12月議会の質問に対しまして、合併処理浄化槽への転換費用について、町民の負担を軽減するため、分割払いなどの手法を検討すると答弁を受けました。そのことについての結果が出ているか、お聞かせ願いたいと思います。

3つ目の質問です。町民が住居新築を計画するとき、接続する排水管路により家が建築できない事案が発生していると伺います。原因と対応策について見解を示してください。

次に、農業集落家庭排水処理事業について、2点お伺いいたします。

1つ目の質問です。人口減少が原因で、収入が減少した使用料の見直しを検討することについて、現在の進捗状況はどのようになっているか、お聞かせいただきたいです。

2つ目の質問。毎年、一般会計から多額の繰入金により運営されている事業であることから、合併処理浄化槽への切りかえなど、本事業の見直しを検討することについて、現在の進捗状況をお聞かせください。

3項目めの質問に入ります。

安全で利便性にすぐれた市街地の形成についてお伺いをいたします。

このパネル1の写真は、上段が布土区にある河和口駅北側の踏切です。下段においては、河和口駅より南側50メートル付近の様子を写真に写してまいりました。

河和口駅南北にある踏切幅は、通行可能な車幅2メートルと制限され、踏切付近の道路幅が非常に狭く、危険な状況であり、過去には電車と車の衝突事故も発生している状況です。町内の駅を中心として、安全で利便性にすぐれた市街地の形成に大きな障壁となっていると言えます。町内各区の抱える課題を解決へと導くため、行政としてとり得る可能な対応とはどのようなことがあるかをお聞かせいただきたいと思います。

最後、4項目めの質問に入ります。

本町の公園整備事業についてお伺いをしたいと思います。

表示パネルは、昨年、新聞広告の折り込みにて届けられた「町民の皆様へ」という表題で配布された提言資料です。本町の行く末を案じて提言されている内容だと私は受けとめています。

そこで、本提言の内容について、以下5つのことを質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。提言書の中に、合計予算50億8,400万円という表記がありますが、我々が議会で説明を受けた金額と差異が生じています。正確な予算額、財源の内訳も含め、御説明を願いたいと思います。

2つ目の質問です。2つの事業の公園整備面積について、基準を超過する内容の記載があります。公園の面積基準は法律的な定めがあると思います。執行部の正しい見解をお示し願いたいと思います。

3つ目の質問です。他市の運営状況と対比して、本町の施設運営の方向性について不安を抱いている趣旨の記載があります。いま一度、本町の目指す運営の姿勢をしっかりとお示し願いたいと思います。

4つ目の質問です。山王川の河川改修、都市計画道路知多西部線の道路工事に関する記載があります。私も議員が、議会で説明を受けた事業の進め方と差異が生じています。この事業は、県の事業認可を受け、国の交付金を活用して行う重要な事業だと認識しております。いま一度、正確な説明をお願いいたします。

最後、5つ目の質問になります。学校教育の整備予算の確保を危惧する旨の記載があります。本町の抱える教育債は、およそ7億5,700万円です。公園事業の実施により、今後、学校教育に関する事業に財政的な影響を及ぼすおそれはないかどうか、執行部の見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上、4項目にわたり質問させていただきます。

この場にお邪魔できるのも最後となるかもしれません。最後まで全力で頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

早いもので、いよいよ30年度の最後の一般質問となりました。今回、7人の方々から通告書が出されておるわけでございますけれども、どの質問にいたしましても、将来の美浜町にとって大切な質問ばかりでございますので、私初め執行部一同、誠意を持ち、またわかりやすく説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、横田貴次議員の御質問に入らせていただきます。

まず初めに、美浜町の污水適正処理事業に対する取り組みについての御質問の1点目、現在の本町の污水处理人口普及率はどれぐらいの数値で推移しているかについてでございますが、直近3年間の実績では、平成26年度末が47.5%に対しまして、平成27年度末では49.8%、平成28年度末では52.8%、平成29年度末におきましては54.4%となっております。3年間で6.9%上昇しておる形となっております。

次に、御質問の2点目、合併処理浄化槽への転換費用について、町民の負担を軽減するため、分割払い等の手法を検討することについて、結果は出ているかについてでございますが、発注者である町民から工事施工業者への支払い方法は、町が関与するものではございませんが、町といたしましては、合併処理浄化槽推進の立場から、支払う側の資金の確保などについて、負担を軽減するために町ができることはないかということを経つか検討してまいりました。

検討した内容を申し上げますと、金融機関から融資を有利に受ける方法、町からの補助金を町民ではなく工事施工業者に直接支払う方法、町からの補助金の支払い時期について、前払いや中間払いができないかなどでございます。

現時点では、どの手法においても、金融機関との関係、そして工事施工業者との関係、また会計規則や検査の関係など、幾つかの課題がございますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、町民が住居新築を計画するとき、接続する排水管路により建築できない事案が発生している。原因と対応策についての見解をについてでございますが、一般的に住宅を新築する際、建設予定地に接する道路の側溝など排水施設に合併処理浄化槽処理水を放流することになります。

例えば、道路側溝の高さが合併処理浄化槽の放流管より高い位置にある場合、処理水をポンプでくみ上げて放流していただくことになります。また、建設予定地が接する道路に側溝等がない場合は、放流可能な排水施設まで管路等を設置していただくことにもなります。

新築する場所など、排水条件はさまざまであることから、処理水の放流につきましては、原則、放流可能な施設まで個人の御負担で工事を行っていただくこととなりますが、町といたしましては、まちづくりの観点や移住・定住の拡大など、当該地域の開発状況や可能性を考慮いたしまして、排水施設の新設等を検討する必要があると考えております。

次に、農業集落家庭排水処理事業についての御質問の1点目、人口減少が原因で、収入が減少した使用料の見

直しを検討することについて、進捗状況はどのようになっているかと、御質問の２点目、合併処理浄化槽への切りかえなど、本事業の見直しを検討することについて、進捗状況はどのようになっているかについては、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

小野浦地区の農業集落家庭排水事業は、使用が始まってから22年が経過いたしまして、年度の経過とともに故障やふぐあいが発生し、さらには各機器等の法定耐用年数も超え、機器の更新や修理を行っている状況にあります。その一方で、議員のおっしゃるとおり、使用料収入は年々減少しているのが現状です。このような状況から、町といたしましては、今年度から、この污水处理施設を将来にわたって持続的に運営していくために、必要な更新計画の検討やその費用等を試算する最適整備構想の策定に着手しております。

平成31年度におきましては、今年度の調査結果を踏まえ、合併処理浄化槽への転換に必要な費用や維持管理費などと比較検討を行い、処理方式について、今後の方針を決定する予定でございます。また、使用料の見直しについても、処理方式の検討とあわせて行ってまいります。

次に、安全で利便性にすぐれた市街地の形成についての御質問でございますが、町内には、名古屋鉄道河和線の旧布土小学校西にある富貴12号踏切を初め、河和駅までの区間に９カ所の踏切が存在いたします。線路が建設された当時から沿線地域の開発が進み、現在のような市街地が形成されており、御質問の河和口駅南北の踏切の現状及びその周辺についても、道路等の狭い住宅地となっております。

平成25年２月、河和口駅北側踏切で事故が発生し、地元より踏切拡幅の要望があり、名古屋鉄道に相談したこともございます。その際、名古屋鉄道からは、踏切の交通量、周辺の環境や道路計画など、まず町の考えを示していただきたいとの回答がございましたが、道路計画の策定等の進展はしておりません。

踏切拡幅計画の一例といたしまして、河和駅北側の踏切について御説明いたします。

名古屋鉄道との協議は、平成17年度になります。踏切拡幅の条件として、踏切の統廃合に伴う側道の新設を町が実施し、さらに名古屋鉄道が実施する踏切拡幅のための１億円程度の費用を全額町が負担するということのものでございました。最近では、他の町で、河和口駅北側の踏切と類似する踏切の拡幅で、名鉄との交渉によりお話をしたところ、４億円を町が負担をということで提示されたということもお聞きしております。

こういったことで、市街地の再編等の必要性については、私も十分認識をしておりますが、踏切拡幅には高額な費用負担と接道する町道の道路整備、そして地域住民の協力が必要不可欠であります。路線の拡幅も、事故防止、利便性の向上の一つではありますが、踏切周辺の現状と利用状況を検証し、交通安全対策と地域道路の利便性について、費用対効果も踏まえ調査研究するとともに、できる範囲において、交通安全対策、事故防止のマナーなどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本町の公園整備事業についての御質問の１点目、新聞広告の折り込みにて届けられた「町民の皆様へ」に合計予算50億8,400万円という表記があり、議会で説明を受けた金額と差異が生じている。正確な予算額、財源の内訳も含め、説明をについてでございますが、まず運動公園整備事業の事業費は、昨年８月の議員説明会及び９月の特別委員会で御説明いたしました44億8,000万円ですが、広報みはま11月号及び町政懇談会では約45億円とお示しをいたしました。また、総合公園拡張事業費につきましては5億8,400万円で計画いたしますので、合わせた事業費といたしましては約50億8,400万円でございます。

ただし、約50億8,400万円全てを町が負担するわけではございません。本年度までにめどが立ちました用地取得費につきましては３分の１を、現在、進めております設計や工事費につきましては２分の１を国の交付金として見込み、資金計画を立てて進めております。

町の負担分の財源につきましては、都市計画税及び都市計画税の基金並びに国からの借入金で賄うこととなっ

ております。借入金の返済につきましても、都市計画税及び都市計画税の基金を充てることによりまして、一般財源には負担なく返済させていただき予定となっております、返済期間は20年として、無理のない返済計画としております。

次に、御質問の2点目、2事業の公園整備面積について基準を超過する内容の記載がありますが、公園面積基準は法律的な定めがある。執行部の見解はについてでございますが、都市公園法施行令で、住民1人当たりの都市公園面積の標準を10平方メートル以上とすると定められております。

現時点で、本町の都市公園は、総合公園を初め20カ所あり、住民1人当たりに換算いたしますと4.9平方メートルでございます、標準面積には達していない状況にあります。今般の運動公園整備と総合公園拡張により、住民1人当たり10.8平方メートルとなりますが、このことによりまして標準面積を一応満たすことはできます。標準面積は上限ではありませんので、今後も都市公園の計画的な配置を進めて、必要な整備は行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、他市の運営状況と対比して、本町の施設運営の方向性について不安を抱いている趣旨の記載があるが、いま一度、本町の目指す運営の姿勢をについてでございますが、運動公園は、駅前の交流ゾーン、陸上競技場を含むスポーツ・レクリエーションゾーン、山王川を挟んで遊具等を設置する遊戯ゾーン、健康器具を設置する健康ゾーンを計画しております。それぞれのゾーンにおいて、主役となる利用者の方々が活動しやすいよう、整備と運営方法を考えていく必要がございます。

遊戯ゾーンや健康ゾーンでは、幅広い世代の方々が楽しんで集えたりできるよう整備するとともに、隣接する日本福祉大学との連携を図り、子育て支援やシニア世代の健康教室などの交流的な取り組みを目指しております。

陸上競技場につきましては、他の自治体と同様に、町民活動の場として利用していただくことはもちろんでございますが、それに加えまして、他市と圧倒的に異なるものは、運動公園の立地する場所でございます。それは、知多奥田駅と日本福祉大学の隣接地という、ほかの市にはない優位な立地条件を生かし、本町の強みでもあります数多くの宿泊施設を初めとする産業との連携を図りながら、合宿や各種大会の誘致にも力を入れてまいりたいと考えております。

そうした本町の特色を生かした運営方法を構築していくために、昨年から検討している案をまとめ、新年度早々には外部の関係団体との検討を始めることとしております。

次に、御質問の4点目、山王川の河川改修、都市計画道路知多西部線の道路工事に関する記載があり、議会の説明を受けた事業の進め方と差異が生じている。県の事業認可を受け、国の交付金を活用して行う重要な事業であり、いま一度、正確な説明をについてでございますが、山王川の改修を先行すべきであるという記載につきましては、以前から私も、愛知県に対しまして河川改修の要望をしっかりとまいりましたが、運動公園の計画をきっかけとして、県において河川改修に向けた測量や設計が行われ、昨年度、山王川樋門の耐震化、河川の改修、運動公園整備との連携といった河川整備計画が示され、地域住民の方々にもアンケート調査が行われるなど、事業が前進してきております。

現在も、公園区域内の河川改修の内容に関する協議を進めており、公園の景観に配慮した、水辺で親しめるような河川整備をお願いしているところでもございます。

もう一度申し上げますが、町がこういった前向きなまちづくり、運動公園計画を立ち上げたからこそ、こういった山王川の河川改修計画が動き始めたと言っても過言ではないと考えております。

運動公園区域内の雨水につきましては、土地区画整理事業等の開発と同様、基準に基づいた調整池を設置し、治水対策を行ってまいります。

次に、道路でございますが、町道森越石坂平井線が運動公園の区域に含まれることから、現在の道路をつけかえる工事を行っているものでありまして、都市計画道路知多西部線の工事ではございません。

将来的に、知多西部線は県の事業で行われますが、あくまでも今現在では計画という時点でございますが、運動公園への交通量が増加すること、早期着工につながる要素が非常に大きく要因するのではないかと認識しております。

これからも、山王川の河川改修、そして都市計画道路知多西部線の南進につきましては、この運動公園事業とあわせ強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、御質問の５点目、学校教育の整備予算の確保を危惧する旨の記載がある。本町の抱える教育債は、およそ７億５,７００万円だが、公園事業の実施により、今後、学校教育に関する事業に財政的な影響を及ぼすおそれはあるかについてでございますが、結論から申し上げますと、この運動公園事業により学校教育関係の事業が滞るようなことは決してございません。

本町が実施する公園整備事業の財源につきましては、国の補助金と町の都市計画税で対応いたします。この都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てることのできる目的税であります。そのため、学校教育の整備や子育てなどの教育関連の事業につきましては、都市計画税を充てることは法律的にできませんので、都市計画税を除く町税及び地方交付税などの一般財源で対応してまいります。

また、本町の教育債については、児童及び生徒の安心・安全や教育環境の整備を行うための小中学校耐震補強事業、小中学校体育館天井落下防止事業、校舎トイレ改修事業及び空調設備設置事業が主な借入れの内容でございます。

これらの町債は、計画的に事業を行うことにより、町債の返済において平準化を行い、各年度の財政負担についても均衡を図り、安定的な財政運営を行っていくものでございます。

したがいまして、もう一度申し上げますが、公園整備事業を行うことで、本町の学校教育または他の福祉、医療、介護、そして道路整備等々に関する事業に財政的な影響を及ぼすことはございませんので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○７番（横田貴次君）

確認したいことがたくさんあつての質問でございますので、しっかりと議事録に残していただけるような御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

順次、再質問はさせていただくのですが、最初の汚水適正処理事業に対する取り組みについて、数値等いろいろなことを伺いました。

分割払いのことは、当時、私が質問したときに山形県酒田市の例を当時部長が挙げられて、５年間の分割払いで金利ゼロというような御答弁をいただいて、期待をしておったわけでございますが、これは１点だけ聞くのですが、市町村設置型のときの考え方と町独自の施工者側が町民という形で、このような答弁の内容になったと理解してよろしいでしょうか。

○環境課長（藪井幹久君）

ただいま議員がおっしゃられたことにつきましても、検討が違ふ要素の一つではございます。市町村設置型と、

やはり個人設置型では、市なり町が設置する浄化槽と個人のものという扱いは違ってくるということで、検討の中でも違ってきております。

○7番（横田貴次君）

2月に新しい補助制度の説明がなされて、町内各区で説明会も終わったところでございますが、どう計算しても、やはり一時的な負担というのは発生するわけでありまして、特に高齢者単独世帯におきましては、一時的な支払いが大変重荷になってくるのではないかなと思っていますので、引き続き、そういった方に対して御利用いただけるような支援策をしっかりと検討していただきたいなと思います。

あと、3つ目に聞いた住宅を新築するとき、御説明はいただきましたが、現実に目の前に排水管路が走っていても、そこに合併処理浄化槽の水を流せないという事例があったということも聞くのですけれども、これは何かほかに理由はあるのでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

私が記憶しております一例で申し上げますと、これは市街化調整区域の話でございますけれども、もともと道路の側溝は、道路の雨水を排水するために設置されたものでございまして、流末が、道路の雨水でございますので、農業用の水路やため池に放流しておるという状況の中で、上流で分家等の新築があったということがございます。その新設者の方からは、当然そちらの道路側溝へ接続したいという申し出がございましたけれども、先ほど申したとおり、流末が農業水路とかため池であれば、その利害関係の方の御承諾がなければ接続ができなかったという例がございますので、一つの例としてそのようなことがございました。

○7番（横田貴次君）

合併処理浄化槽から出たお水というのは、もちろんきれいですが、やはりため池イコール稲作だとか、そういったほうにやる水源ですよ。やはり、通常の雨水に比べて、そういった水は流してはいけないと、そういう簡単な理解でよろしいですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

合併浄化槽で処理されている水は、当然きれいではございますけれども、やはり農地等にすれば、例えば栄養素が高くなるということもございますので、例えば米をつくっているところであれば、そちらの農地に流れれば、穂がつかないとか、いろいろな状況があるということはお伺いしておりますけれども、直接の原因はわかりません。

○7番（横田貴次君）

そうですね、よく理解できました。私も、地元でやはりいろいろなことを聞かれますので、私が答えるよりも、一般質問で明確にお答えいただけたということで、大変ありがたく思っております。

続いての質問にいきます。

農業集落家庭排水処理事業につきまして伺いました。

1点だけ、こちらに関して聞きたいのですが、平成31年度をもって、今後の明確な方向性がきっちり示されるという理解でよろしいですか。

○産業建設部長（石川喜次君）

平成30年度におきまして、小野浦地区の排水処理施設の持続的な運営を行うために、最適整備構想を現在作成しております。この構想では、各施設の整備計画を管路施設・処理施設ごとに機能診断いたしまして、対策の方法を検討し、まとめたものでございまして、今後40年間の施設更新の試算をしております。

31年度におきましては、この構想と、平成29年度に環境省が小野浦地区で集合処理から浄化槽による個別処理

への切りかえに関する検討をしていただいております。この結果を踏まえて、合併浄化槽への転換に必要な概算事業費や維持管理などと比較しまして、来年度には処理方式を決定したいと思っております。

しかしながら、処理方式の転換につきましては、これまでの小野浦地区の経緯とか、当然その浄化槽を設置するスペースとか附帯工事あるいは負担のこと、多くの課題もございますので、地域の住民の方々と協議しながら進めたいと思っております。

○7番（横田貴次君）

決して、今の手法がいけないというわけではなくて、効率的にやはり町財政を運営してほしいということで、こういった取り組みは必ず答えを出していかなければならないことだと思いますので、引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

続いて、3項目めの安全で利便性にすぐれた市街地の形成についてお伺いいたします。

今回、この踏切のことについては、私を輩出いただいております布土区ともいろいろな情報交換をしましていました。既成市街地の活性化というのは、神谷町長が掲げた一つの大きなテーマでもございますが、悲しいかな、この河和口駅周辺は、この踏切を渡ることを解決しない限り、別荘地も多かった大変裕福な土地ではございますが、なかなか地域住民の人の幸せで安心して住めるといったところではないというところでございます。

初めて私も伺ったわけですが、例えば区は、毎年、強くこれ要望を受けています。ただ、今回の御答弁を聞くと、解決への糸口が見つからないなというのが私の本当の感想ですが、今後、鉄道運営会社との例えば協議のテーブルだとか細かい情報だとかは、やはり当該区に、現状、こんなことになっているんだということは、しっかりとした情報で流していただきたい。

そういった意味で、今後、もしこういった運営会社との協議の場のテーブルには、町職員、執行部、美浜町としても着いていただけるようなことは可能なのでしょうか、その点だけ教えてください。

○建設課長（鈴木 学君）

直近では、平成25年のときに、拡幅について、いろいろと名鉄さんで意見をお聞きした経緯がございます。その後、名鉄さんからは、富貴12号、旧布土小学校の西側にある遮断機のなかった踏切でございますが、そちらの廃止という形でのいろいろと御説明をいただいた経緯があります。地元にも、その旨おろした話ではございますけれども、利用者の方からの了解が得られないということで、廃止ではなく、遮断機がなかったところに、現在はもう遮断機をつけましたということでございました。

この踏切の拡幅等についての整備でございますが、道路と線路との交差する部分が踏切という形で、道路の部分の一部という経緯で、名鉄としては、町の道路計画、こういったものについていろいろ協議をすればというお話も聞いておりますが、現在、名鉄としては、どうも踏切は廃止していきたいという意図があるそうでございます。その際には、拡幅にあわせて、どこかの踏切を閉鎖したいということで、抱き合わせではないですけれども、セットでお話に来るし、条件がそろっても、監督官庁の、運輸局だと言っておりますけれども、そちらの承認がないと事業が進まないということでございました。

場があるときには、名鉄さんとも今後いろいろとお話をさせていただきたいということは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（横田貴次君）

私も、6月議会、もしこの場に立てることがあれば、ぜひこの問題は取り組んでいきたいなと思っていてまして、その皮切りじゃないですけども、そのようなことをお伺いさせていただきました。

今後、布土区とも、この課題に関しては、いろいろなことで情報提供などを求めていくと思いますけれども、

執行部の皆さんの御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4項目め、最後の項目の質問に入らせていただきます。

私、数字は正確にやはり伝えるべきだなというところがあって、細かいところまで指摘しているのかなと反省はしておるわけですが、2,000万円の差についても、やはり町民の皆さんから集めた血税の中で運営していくということで、この数字の面には、すごく私はリアルに皆さんにしっかりお伝えしていかなければならないということで、少し嫌らしい質問になったかもしれませんが、御容赦願ひしたいと思います。

予算関係、また公園面積につきましては、数字はうそをつきませんので、町長にいただいた答弁のとおりだということですが、二、三点伺いたいのですが、答弁の中で、運動公園の優位な立地条件、これは知多奥田駅、また日本福祉大学の近隣だということで、何げなく我々も理解はできるわけですが、町執行部側として、この優位性というものは、ある程度明確に持ってみえると思うのですね。その内容について、もし見解があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今、御質問いただきました立地条件の優位性についてお答えさせていただきます。

まず、公共交通機関の駅前に立地する運動公園を初め、競技場というのは非常に少ないということがあります。生徒さん、学生さんが競技だとかで訪れる。例えば、近隣の他市の競技場でも、親御さんが送っていくというようなことはよく聞きます。そういう中で、電車で来られるというのは、非常に交通の利便性という面で高いというのがまず1点です。

それから、日本福祉大学に隣接するという点では、大学ですとか附属高校の利用が見込めるというのがあります。具体的に申し上げますと、まず通常、公共のグラウンドといいますのは、他市の場合でも本町の場合でも、平日の昼間の利用率が非常に低くなります。どこのグラウンドを見ても、割と閑散としているという状況ですけれども、学校が近くにあるということは、そちらが利用していただけるということで、例えば大学・高校の授業や部活動で使うということ、既に学校からも聞いております。当然、にぎわいが発生しますし、それだけの利用料も入るということになります。

また、学校があるということは、当然、休日の日の対抗試合等もありますので、休みの日も、今の大学もそうですけれども、そういった関係の対抗試合等が組まれるということになります。

また、競技に限らず、大学、いろいろな福祉とか子育ての学部がありますので、そちらの教育とか研究を通じたプログラム、子育て支援ですとかシニア世代への健康教室ですとか、そういったことも期待しております。

そういった日常的に公園がにぎやかになっているということが、人が人を呼ぶ相乗効果を生んで、活性化を生む、にぎわいを生むということで、ほかのまちと比べて優位な点だと思っております。

○7番（横田貴次君）

教育債のことについても伺ったのですが、将来的に、行政執行部の皆様は確実なことしか言えないから、それだけのことしか言ってくれないのかなと思うのですが、我々は、僕は議員として夢を見ているのは、運動公園はやはりこれから将来に渡していくバトンだと思うのです。あそこの知多奥田駅前の周りが、運動公園ができることによって、本町のやはり教育の拠点、また、街の中心部がそこを中心に今後展開されていくのだろうな、そんな夢を持っています。

そのような中で、教育債についても影響がないということで、私は大変安心しておるところでございますし、また15年後、20年後に振り返ってみて、本当にあのとき決断してよかったと言えるような事業であってほしいなと思っておりますが、悲しいかな、私が何度も今まで申し上げてきたことは、正確な情報がきちんと町民に伝わ

っていないということが、本当に今回の提言いただいた団体様からもわかることであって、やはりしっかりとした情報を町民の皆さんにお届けするのも私たち議会の責任だなと思っていますが、いろいろ違った形で今的美浜町の皆様に事業の内容が伝わっているというのは、この提言書を見れば一目瞭然でわかることでございますし、このような情報がひとり歩きするようなことがあってはならぬと思いますけれども、現状、やはりこのような状況で今進んでしまっていることに対して、行政の長である神谷町長はどのようにお考えで、今後どのようにされていかれるのかということを、ちょっと伺いたいと思います。

○町長（神谷信行君）

確かに、今、横田議員がおっしゃられるように、私どももこの運動公園事業に対しまして、皆様方に周知徹底するということにつきましても、まだまだいろいろな形で今までのこの長い時間の中で行っていかなくてははいけなかったのかなと、その点は深く反省しております。申しわけありませんでした。

私どもも、この運動公園事業を行うことによりまして、町民の皆様方がしっかりとした内容で御理解をいただきたいと思ってございますし、町としてのしっかりとした媒体として、広報において皆様方に周知をしてきたつもりではございますが、書面という部分につきましては、必ずしも全ての皆様が目を通してみえるわけでもないという部分もございまして、ホームページだとかいろいろな形でこの運動公園の説明を進めてきたわけですが、まだまだ地域への浸透度が非常に薄かったということでございまして、今回のような、書面においてのこういった誤った情報が発行されることによって、住民の皆様方がそれに対して、非常に運動公園に対する疑問と、そしてまた不安が増していったと考えてございます。

私ども、議会の中で、議員の皆様方にも、また一般質問の中でも、町民の皆様方に対しまして、しっかりとした説明を、過ちのない説明を申してきたつもりではございますが、まだまだ執行部と私が、自分たちの中で理解していただけているといった一方通行の部分もございましたことは確かであると反省をいたしております。

どちらにいたしましても、多くの議員の皆様方にも、地域に戻っては、この議会の中で御答弁させていただいたものをしっかりとお伝えしていただき、住民の皆様方の御理解を深めていただきたいなど。また、町の職員、私どもも、地域に戻っては、いろいろな形で皆様方にしっかりとした説明をしてまいりたいなと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田増男君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔7番 横田貴次君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、8番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔8番 荒井勝彦君 登席〕

○8番（荒井勝彦君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、2番手は8番 荒井勝彦でございます。

昨日は、二十四節気の一つ、啓蟄でありました。冬ごもりをしていた虫たちが、暖かさに誘われて穴からはい出すころだとされております。私も、新人議員として当選させていただいてから、はや4年の月日が流れようとしております。任期最後の一般質問でございます。穴から飛び出す覚悟で、この最後の質問に臨みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて順次質問をさせていただきます。

最初の質問でございますが、これは去る2月13日、臨時議会と行政報告会において一部説明がなされておりますが、広く町民の皆さんに知っていただきたく、確認の意味を込めましてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

小中学校普通教室へのエアコン設置についてお伺いをいたします。

私は、過去に2度、この問題について質問をさせていただきました。しかし、その都度、町当局の答えはノーでありました。しかし、昨年7月17日、愛知県豊田市の小学1年生の男子児童が校外学習から帰った後、体調を崩し、重度の熱中症である熱射病により残念ながらお亡くなりになるという痛ましい事故が起きてから、この問題が全国的にクローズアップされるようになってまいりました。

本町でも、おくれはせながら、小中学校の普通教室にエアコンを設置する計画がなされましたが、1つ目として、エアコン工事の実施期間及び工事の優先順位について説明をしてください。どの学校のどの教室から進めていくのか、最終的にはどの学校のどの教室になっていくのか、現在、答えられる範囲で結構ですので、お答えをお願いします。

2つ目です。設置後のエアコン、これの使用について、何か運用基準、使用条件を設ける計画がありますか。教室の適正なる温度基準というのが45年ぶりに改正されたと伺います。何度以上になったらスイッチを入れていいですよとか、そういった運用計画はございますでしょうか。

3つ目です。工事請負業者を町内の業者に限定もしくは優先することはできますでしょうか。せっかく補助金をいただく事業だと思いますので、できれば町内の業者に工事をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

4つ目です。エアコン設置に伴う教室の断熱化というのは考えておりますでしょうか。現在の住宅とか建築物に関しては、エネルギー損失をできる限り抑えるという工夫がなされておりますが、学校の建物はRC（鉄筋コンクリート）のそのままで、窓ガラスもシングルのガラスで、ペアガラスは入っておりません。熱損失を抑える工夫は考えておりますでしょうか。

5つ目です。夏季は、既設の扇風機を使用することで、ある程度冷房の効率が高まると推測されますが、冬季の暖房は、経費の問題もありますので、ファンヒーターなどを使用する考えはございますでしょうか。

大きな2つ目の質問に移らせていただきます。美浜町の水道事業についてお伺いをいたします。

水道管の耐用年数は、一般的に布設後40年と言われております。昨今、国内の至るところで地中に埋設された水道管が老朽化により破損し、水道水が噴出する事故が多発しております。本町においても、老朽化した水管橋——これ、川を渡っている水道管のことを言うそうですけれども——これの水漏れで、補修に多額の費用がかかっております。

これらの実情を踏まえて、以下の質問をいたします。

1つ目です。本町の水道管は、布設後、最も古いもので何年くらいたっておりますでしょうか。また、水道管の耐震化率は何%くらい進んでおりますでしょうか。

2つ目です。水道水の漏水率というものがあるそうですけれども、これはどのくらいでしょうか。また、水道料金の未収金、これは本町ではどのくらいあるのでしょうか。

3つ目です。人口減少による収入減で、現在のこの美浜町の水道施設をしっかりと維持していけますでしょうか、お答えをお願いします。

4つ目です。昨年12月に改正水道法が成立し、水道事業民営化が可能になるそうですが、本町ではこのことについてどのようにお考えでしょうか。

私の壇上での質問は、以上で終わらせていただきます。わかりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、続きまして、荒井勝彦議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私からは、御質問の美浜町の水道事業についてお答えし、御質問の小中学校普通教室のエアコン設置については、教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町の水道事業についての御質問の１点目、美浜町の水道管は、布設後、最も古いもので何年ぐらいたっているか、また水道管の耐震化率は何％くらい進んでいるかについてでございますが、美浜町水道事業は、昭和37年から給水を開始し、現在、使用している水道管では、一番古いのは昭和39年度に布設した75ミリの塩ビ管で54年が経過をしております。

水道管の耐震化率でございますが、平成29年度末現在の口径200ミリ以上の配水管は3万5,588メートルあり、そのうち耐震管の布設は1,641メートルで、耐震化率は4.6％でございます。

次に、御質問の２点目、漏水率はどれぐらいか、また水道料金の未収金はどのぐらいあるかについてでございますが、平成29年度の水道の総配水量290万2,000トンに対し、漏水量は13万3,000トンで、漏水率は4.6％でございました。

水道料金の未収金でございますが、２月15日現在、現年度分・過年度分を合わせ1,386万円で、率にして調定額の３％の未収金がございました。

次に、御質問の３点目、人口減少による収入減で現在の施設を維持していけるかについてでございますが、議員がおっしゃるように、町も水道施設の老朽化への対応と維持につきましては非常に懸念をしております。そのため、現在、計画期間10年間の経営戦略の策定をしている最中でもございます。この戦略は、経営状況の現状や将来の見通しを踏まえた上で、施設や設備に必要な投資としてのその財源見通しを試算した後に、収入と支出を均衡させた投資、財政計画を策定するものでございます。計画的な経営に取り組むことで、将来にわたって安定的な事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、御質問の４点目、昨年12月に改正水道法が成立し、水道事業民営化が可能になるそうだが、美浜町ではどのように考えるかについてでございますが、今回の改正は、住民への給水責任を自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けて、コンセッション方式により民間企業に水道事業の運営を委ねる方式が可能となりました。水道事業自体を民営化するものではありません。

民間の活用は、コストダウンだけでなく、民間が有する技術やノウハウを積極的に活用する点には有効であると考えてはおりますが、経営が安定している現時点においては具体的に検討はしてございません。

今後、本町においても、人口減少による給水収益の減少が予想されますので、住民の皆様には安全・安心な水道水を供給する使命を基本として、他市町の動向を見ながら、水道事業の広域化や民間の活用を慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、小中学校普通教室のエアコン設置についての御質問の１点目、エアコン工事の実施期間及び工事の優先順位について説明をについてでございますが、現在、指名競争入札により小中学校の空調設備設置工事を発注す

るための手続の最中でございます。

業者への指名通知を終え、来る3月15日を開札の日としております。入札の結果、落札者が決定しましたら、来る19日、議会最終日に契約締結のための議案を上程する予定ですので、よろしくお願いいたします。

空調設備設置工事の工期につきましては、契約締結の翌日3月20日から9月30日までの195日間としております。

次に、工事の優先順位につきましては、今後、受注者との施工計画の中での協議になりますが、体が小さく、体力も少ない小学校低学年及び特別支援学級を最優先とし、次いで高校受験を控える中学校3年のクラス、そして残りの小学校・中学校の順に行ってまいりたいと考えています。

しかしながら、学校単位で仕上げたほうが全体としての工期も短くなることも考えられますので、今後、受注者と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、設置後のエアコン使用について、何か運用基準、使用条件を設ける計画はあるかについてでございますが、教育委員会といたしましては、空調設備を導入することは、学習への快適な環境を提供することが目的ではありますが、電気代等ランニングコストも考慮した中で、温度設定を28度とするなど、地球環境や児童生徒に優しい空調設備の運用に努めるべく、空調設備に係る運用指針を設け、その基準・使用条件を定め、効率的で適切な運用を各学校へ指導してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、工事請負業者は町内の業者に限定もしくは優先することはできるのかについてでございますが、先ほどもお答えをしましたとおり、今回の工事発注に当たりましては、美浜町契約規則にのっとり、指名競争入札として実施させていただいております。

次に、御質問の4点目、エアコン設置に伴う教室の断熱化は考えているかについてでございますが、今回の設置工事の中での断熱化工事は行いません。

次に、御質問の5点目、夏季は既設の扇風機を併用することで、ある程度冷房の効率が高まると推測されるが、冬季は経費の問題もあり、ファンヒーターなどを使用するなどの考えはあるかについてでございますが、議員おっしゃるように、電気代等ランニングコストの関係もございますので、先ほどお答えをいたしました運用方針の中で、冬季は、気象状況によりますが、比較的暖かい日などはストーブを使用するなど、児童生徒及び教職員が省エネ・地球環境への配慮等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みが推進されるよう、適切な指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、町長の御答弁が水道のほうからでしたけれども、私はエアコンのほうからお伺いいたしましたので、エアコンのほうから再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

エアコンの工事期間、これは3月20日から9月30日まででしたか、195日間ということでございましたけれども、これは生徒児童に対する影響を考えますと、夏休み期間に工事が集中することになると思います。しかしながら、この夏休み期間以外の教室における工事はどのようにするのか。恐らく今から施工業者が決まっていくことで、そちらの方との協議の上ということになるのでしょうか。例え、ことしは、元号改正に伴って5月に10連休がございますが、そういうときに集中してやってしまうとか、そういうこともお考えはあるのでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

議員のおっしゃるとおり、今度、大型連休もありますので、業者との打ち合わせにもなりますけれども、できるだけ早い時期に導入はさせていただきたいと思っております。

ただ、夏休みに集中ということになります、ただ、空き教室等もありますので、そういったところを学校と有効利用させていただいて、できるところから順次設置をしていきたいと思っております。

なお、工事に関しまして、キュービクルの改修もまず第一にやっけないといけないものですから、そちらには授業とか業者等には余り関係がございませんので、そちらも優先的に入れてから工事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

やはり、子供たちの授業には極力影響のないように、例えば穴をあけたりするのにはかなりの騒音が出ると思いますので、そういうところはぜひとも御配慮を願いたいと思います。

さて、豊田市、これはきっかけになったまちでございませけれども、入札の3割が不成立したと伺っております。これは、一般競争入札だったそうですけれども、いろいろなところでささやかれておりますけれども、全国的に一斉に用意ドンでこの事業が進んでいくことになると思いますけれども、まずエアコンの品不足、それと取りつける職人さんの人手の確保に苦慮していくことになると思います。これから入札を行う上で、予想は難しいと思われますけれども、美浜町ではその点はどのようにお考えでしょう。

○学校教育課長（竹内与七君）

その点も、設計業者と一応確認はしております。やはり、全国的なものですので、メーカーによっては品不足が既に生じているものもありますし、メーカーによっては、まだ在庫もあると伺っております。

人手不足の件につきましては、できるだけ町内等の業者も使ってもらいたいのですけれども、なかなか、こういう夏の時期になってまいりますので、人手の確保には大変、多分苦勞されるかと思っておりますけれども、今度請け負うその業者が探していただけるということをお願いするしか、うちのほうはありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

機種によっては、ひょっとしたら確保が難しくなる感じですが、今現在、設計が既に終わっておりますよね。そこら辺のところに出てきておる機種は確保できそうなのでしょうか、どうでしょう。

○学校教育課長（竹内与七君）

機種の指定はしておりませんので、うちの見積もりでは、たしかダイキンだと思ったのですが、そのメーカーの品番で一応見積もってはおりますけれども、ただ、業者がどこのメーカーのものをを入れるかは業者の選定になりますので、必ずしもそのメーカーを入れるというふうではありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

わかりました。いずれのメーカーにせよ、日本のメーカーならば多分しっかりとしたエアコンで、きちっとした工事をやっていただけるように業者を指導していただきたいと思います。

先ほど、教室の断熱化というのは、もう全く考慮していないということでしたけれども、例えば常識的なことですけれども、直射日光がががが入るときに、カーテンもせずにエアコンを一生懸命稼働したって、エアコンの機械に対しても負荷がかかりますし、電気代もかさむ一方であります。それゆえ、例えば遮るカーテンに、これ遮熱効果の高い素材をすとか、ガラスに例えば断熱効果のあるフィルムを張るとか、何かもう少し低コスト

でちょっとでも断熱、このエネルギー損失を抑えていくということを、これも地球環境に優しい教育の一環になるとは思いますけれども、そういうことはいかがですか、考えておりますでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

議員のおっしゃるとおり、カーテンとかフィルムですか——も、つける方法も一つはあると思います。ただ、すぐにとというのはなかなか難しいものですから、現時点では、やることは今考えてはおりません。

ただ、最初、断熱材とか二重窓とか二重サッシまでは、経費もかかりますので、今、議員がおっしゃられるように、ガラスに張るフィルムとか、それも地震の際の飛散防止にもなりますので、今後、検討の一つだと思っておりますので、その辺は今後検討させていただきたいと思っております。

○8番（荒井勝彦君）

本当に少しの工夫ですけれども、省エネ教育の一環でもございますし、何か工夫して、すぐにとすることはできないと思いますが、検討の課題の一つとしていただきたいと思います。

もう一つ、運用に関してのことですけれども、例えば理想的な温度というのは28度という、例えばエアコンを28度設定にしても、大きな教室、直射日光が当たったりすると、さほど、ああ、涼しいな、勉強頑張ろうかなという気にならないじゃないですか。そして、例えば電気代が、おたくのクラスは今回使い過ぎだからちょっと辛抱なさいとか、そのような御指導をすることはございませんでしょうか。

○教育部長（天木孝利君）

エアコンをたくさん使ったから、このクラスにペナルティーを与えとか、そういうことは一切考えておりません。ただ、運用の中で、エアコンそのもの、今、通常の教室で5馬力の能力のものを予定させていただいております。ただ、3階につきましては、やはり直射熱、屋上から直接熱が来ますので、その部分については能力を上げまして、6馬力のものを設置すると。

あと、教室サイズ、特別支援教室で部屋を分割してあるような部屋につきましては、それぞれの部屋ごとに、要は1つの教室に対して1つの設置を予定させていただいておりますので、それぞれの教室の先生方の責任において運用していただくと。その運用の基準として、28度が目安ですよ、28度になったら、28度を超えるようでしたらスイッチを入れてくださいよ。当然、夏場ですと、朝、学校来た時点でもう28度になっているかと思います。しかし、基本的には授業期間中、授業の時間中にスイッチを押してくださいということになります。

また、この学校衛生基準の中では、換気をしなければいけないということがございますので、当然ずっと部屋を閉め切ったままエアコンを回すということは、非常にこれは不衛生といいますか、不健康な原因になり得ます。ですから、時間を置いて換気しなさいというのは、国の指導でなっておりますので、そのようなものも含めて適正な運用基準というものを定めまして、守っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

既にエアコンが設置されている他市町の、これ、どことは言いませんけれども、先生に伺ったところ、そういう指導をされる市町もあるということで、あなたのところは使い過ぎだよ、ちょっと自重しなさい、消しなさいと。今、教育部長おっしゃられた授業中のみということで、例えば休み時間とか、そういうときには小まめにスイッチを切りなさいというような、そのような指導をするのですか。

○教育長（山本 敬君）

既に知多管内でも、既に導入して2年、まるっと2年たつような自治体があります。そこが、いわゆる知多でのエアコンのトップランナーの町であります、やっぱり試行錯誤が必要なんですね。当初は、スイッチを入れたり切ったりしておった。もう、ずっとそこの教室で勉強するわけじゃないですよ、理科室へ行ったり音楽室

へ行ったり体育もある。そういうところで、28度なら28度を目安にスイッチを入れたり切ったりしていただけれども、それはコストパフォーマンスが悪いという、そういう結論が出ているそうです。朝来て、入れる。ただ、全校が入れると、ぽんとはね上がりますので、順番に学年ごとに何時何分ねという形で時間差でスイッチを入れていく。切るのは、さようならのときです。つけっ放しが、そこの町は一番効率がよい、そういう結論が出ております。

ただ、これもいろいろな条件が絡んできますので、恐らくそれがよかろうと私は思いますが、ただ、うちとしては、やはりその形をスタートにして、でもこういう方法がいいかもしれないというような試行錯誤も必要になってくるのだらうなと思います。これは冬場でもそうですね。いつ、ファンヒーターを入れたらいいのか、何度だからという、そういうのは恐らくだめなのかもしれないということで、試行錯誤を繰り返しながら、一番よい、コストパフォーマンスのよい方法をみんなで考えていきたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

おっしゃるとおりで、せっかく入れるのに——エアコンですよ——エアコンを設置するのに、けちったのでは何とも子供たちのためによろしくないなと思って、それで、しかも我々がスタート、5市5町の中でトップを切って入れるのではなくて、もう既にきちんと整備されている学校もございます。県立高校は、たしか100%近く入っているということも伺ったことがございますので、そういった先進地域の運用方法をぜひ参考にして、子供たちのために一番いい方法でやっていっていただきたいと思います。

先ほど、冬場の話も教育長から御答弁がございましたけれども、私も、ただただファンヒーターでも使ったらどうですかと提言をしましたけれども、今、美浜町の小中学校に冬場の暖房器具というのはどのように整備されているのでしょうか。エアコンと併用するということに関してでございますので、お答えをできたらお願いいたします。

○学校教育課長（竹内与七君）

現在、小学校には、既に教室にストーブなりファンヒーターが設置されております。

中学校につきましては、今年度、環境衛生基準が変わりましたので、それにあわせて暖房器具についても、予算のある範囲で配当でお願いはしております。ただ学校で、今年度買っていただけるか、来年度買っていただけるか、ちょっとわかりませんが、一応学校には整備をお願いはしておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（荒井勝彦君）

私も、勉強不足でお恥ずかしいですが、小学校にそういうストーブがあるということも知りませんでした。中学校にはないということも、また知りませんでした。ぜひとも、子供たちのために、やはり南国知多半島ではありますが、冬場はとても寒いときもございますので、早目に整備をしていただきたいと思います。

エアコンに関する最後の質問ですけれども、設計費を含めた工事費の総額、わかる範囲でももちろん結構ですけれども、それと国からの補助率ですかね、これも、そして先ほど教育長からも少し出ましたけれども、キュービクル、受電設備、これも含めた全体の工事金額なののでしょうか、その辺、わかる範囲で結構ですので、お答え願います。

○学校教育課長（竹内与七君）

多分、財源等の内訳だと思います。予算ベースで2億9,310万円、これはキュービクルの改修も含んでおります。ただ、このキュービクルにつきましては、最低の設計でお願いしておりますので、実際、テストした結果、ちょっとこれがやはり負荷が大きいということになると、また増設という可能性もありますけれども、今回の設

計の中には一応キュービクルも入った設計での金額でございます。

その内訳は、国の補助金が4,530万円、約15.5%、それから借入れが2億4,540万円、83.7%、残りの240万円が一般財源0.8%になりますけれども、これが一般財源になります。

今回の冷房設備対応臨時特例交付金という名称ですけれども、今回の事業については、今年度における借入れした元利償還金の60%と、それから空調設備の運転経費の光熱費というか電気代ですね、電気代に係る経費を交付税の中で措置していただけると国からの通知が来ておりますので、今回の事業に関しては、相当かなりの目を開いていただいておりますので、うちもそちらで事業をやらせていただくものでございます。

○8番（荒井勝彦君）

非常に、ありがたい交付金や何かがあるようですけれども、今、少し電気代もということを御答弁くださいましたけれども、これは本年に限ってなのでしょうか。それとも、将来、何がしかの補助が出るものなののでしょうか、どうなんですか。

○学校教育課長（竹内与七君）

まだ、通達というか通知では、今年度限りとか、そういうことでは書いてありませんので、また今後、通知とか通達を見ながらとなってくると思います。

電気代についても、それぞれの学校によって違いますので、交付税ですので、全額町に交付税として返ってくるわけではなく、その一部が返ってくるという解釈でお願いしたいと思います。

○8番（荒井勝彦君）

一部でも返ってくるのだったら、ぜひとも子供たちのために、できるだけエアコンを、先ほど教育長の御答弁にもありましたけれども、つけっ放しにしておいたほうが効率、コストパフォーマンスがよいのであれば、そういうのにしていただきたいなと思っております。

時間が少なくなってきましたので、水道事業に関する再質問に移らせていただきます。

全国で布設されている主要な水道管のうち、震度6強程度の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率というのがあるそうですけれども、これは2017年度末で全国では39.3%だそうです。しかし、その中でも愛知県は、これが61.0%と高い水準を示しております。

残念ながら、本町では、この耐震適合率は大きく下回っております。先ほどの耐震管は4.6%でしたかね、10年くらいでこれを解消できるのでしょうか。計画的には、どのくらいまで持っていけるのでしょうか、お答え願います。

○水道課長（夏目明房君）

美浜町の水道事業、今、来年度から施行するために経営戦略を立てております。今までの投資額、年間約9,000万円ぐらい投資をさせていただいて水道管を更新させていただいておりますが、そのペースだと、どうしても老朽管だとか耐震管だとかという布設の割合が少ないものですから、それを約5,000万円ぐらい上乗せして、来年度から更新するペースを早めていく予定としております。

耐震化率という部分で、その比率は、延長に対しての比率というものではなくて、その管種の種類・太さなどによりまして、どうしても1メートル当たりの施工単価が変わってきます。そうすると、どうしても比率を重んじると、年度によってはすごくお金がかかったりする場合もございますので、美浜町としては、経営戦略上では、その投資額を上げさせていただいて、老朽管とか耐震化への転換を今後図っていきたいという格好で経営戦略を立てておりますので、よろしくお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

諸外国に比べまして、日本の水道施設というのは非常に優秀なほうだそうですけれども、本町の漏水率、先ほども御答弁にありましたけれども、近隣市町と比べて本町の漏水率というのはどうなのでしょう、高いのでしょうか、低いのでしょうか。

○水道課長（夏目明房君）

5市5町でいうと、漏水量を比較しますと、5市5町平均して、28年度決算ですが、6.2%ぐらいございます。28年度ですと、美浜町は6%でございましたので、5市5町では真ん中辺におるという認識でおりますので、よろしくをお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

真ん中辺ならば安心なのかどうか、やはり将来に向けて、できるだけ施設を更新して行って、そういうのも食いとめていきたいなと思っております。

未収金についてでございますけれども、水道料金の支払いがおくれている方も現におられるのですよね。例えば、いろいろなところで取り沙汰されておりますけれども、携帯電話なんか、すぐにとめられてしまいます。電気、ガス、最後に残るのが水道だということを伺いますけれども、水道料金をお支払いにならない方というのは、どのように対応していらっしゃるのでしょうか。

○水道課長（夏目明房君）

今、美浜町の水道事業は、一般的には督促を出させてもらって、それから2回程度または3回未納が続きますと、停水予告というのをさせていただきます。それで、お話ができたり誓約書を書いていただければ停水までは至っておりません。なかなか、お話ができなかったり御本人さんと会えなかったりする場合は、とりあえずいついつとめますよという停水通知を差し上げて、それまでに何もお話がないと、とりあえずとめさせていただいて、そのときは事務室待機をさせていただいて、御連絡があればすぐあけに行くような体制ではおりますので、よろしくをお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

それでは、今まで、もうずっととめちゃいました、とめっ放しにしちゃいましたという事例はあるのでしょうか。

○水道課長（夏目明房君）

事例的には、ほとんどございません。とめられると、あけてほしいというお電話がかかってきたり、それまでも何回もうちのアポイントをとって、とめますよとかお手紙差し上げたり、うちでわかっている電話番号に電話させていただいたり、いろいろ手は尽くしておるのですけれども、なかなか本人さんとお話ができないと、そういう手段をとって、御本人さんの状況とかいろいろなことを聞かせていただかないと、うちもどういう対応をとっていくとか、そういう対応も当然できませんので、一回とめさせていただいている部分がございますので、よろしくをお願いします。

○8番（荒井勝彦君）

大変、お支払いしていただかない人のところに交渉に伺うのも嫌らしい話だと思います。しかしながら、水道課の職員として、少しでも未収金を回収するような努力をされていること、非常に頭が下がる思いで、今、お伺いをいたしました。

残り時間、まだ5分ほどがございますけれども、私は今回、エアコンについての質問をかなり大きく時間をとらせていただきましたが、昨年、亡くなった豊田市の小学校1年生のお子さんの御冥福を心よりお祈りいたしまして、私の質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

〔８番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩したいと思います。

再開を11時ちょうどいたします。11時から再開をいたします。よろしくお願いします。

〔午前10時40分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

９番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔９番 大岩靖君 登席〕

○９番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。午前中最後の３人目、チャレンジMIHAMA所属、大岩靖です。

私も、先ほど同僚議員が言ったように、この１期４年、最後の一般質問となります。最初の議員になったときと何変わらず、この一般質問の壇上で、少しでも確実に前進するという思いでやってまいりました。

今回、私の一般質問は、これからの美浜町、それを行政も含め、我々、どういう思いでやっていこうかということ町民の方にもわかっていただきたいという思いで一般質問させていただきます。

それでは、議長宛てにあらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

１、美浜町の方針並びに課題についてお聞きいたします。

人口減少が町の試算に比べ速いペースで進んでおり、町の財政収入の最も大きな基盤である町税収を支える就労人口の減少は大変、今の状況ですと危惧されます。

また、町の将来を担う子供たちの減少は、町の存続にかかわる問題であります。

町の方針からという面から、もう一点、重要な課題であり、さきの町長選挙において争点となった生活排水処理方法について、神谷町長は、合併処理浄化槽の個人設置に対する補助金の充実という方針を決定し、これまでの一般質問に対する答弁では、合併処理浄化槽設置補助事業について転換を推進するとともに、新築家屋に対しても補助を継続していく方針とのことでした。しかし、来年度から、国・県は転換に重点を置く方針であり、新築家屋に対する県の補助制度はなくなることです。公共下水道の整備された他市町と整備されていない本町では状況が異なり、美浜町への移住・定住促進の面からも、新築住宅に対する補助制度は必要と考えます。

これらを踏まえ、以下の３点の質問をいたします。

１、就労人口を維持するための具体的な今後の取り組みをどのように考えていますか。

２つ目の質問です。美浜町の試算より速いペースで人口減少が進んでいると思われますが、今後の学校教育はどのように推移すると考えますか。また、現在、調査中の教育施設の個別耐久調査の進捗状況をお聞きいたします。

最後の質問です。新規流入人口をふやすまちづくりの観点からも、新築住宅に対する合併処理浄化槽設置補助を継続すべきと考えますが、町の方針をお聞きいたします。

どうか、最後の一般質問になりますが、町民の皆様にもわかりやすい答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩前に引き続き、大岩靖議員の御質問にお答えさせていただきます。

私からは、御質問の１点目及び御質問の３点目をお答えし、御質問の２点目につきましては、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、美浜町の方向性並びに課題についての御質問の１点目、就労人口を維持するための具体的な今後の取り組みをどのように考えているかについてでございますが、就労人口を維持するための方策といたしましては、大きく分けて、就労世代の住民を確保すること、就労の場・雇用の機会を確保することの２つがあらうかと考えております。

まず１つ目、就労世代の住民を確保するためには、若い世代が町外へ出ていかないようにする施策が必要でございますが、この施策は町外からの移住者をふやすことにもつながるものであります。まず、それには、子育てのしやすい環境が欠かせないと考えております。そのための施策を従来から実施しているところでもあります。

一例を申し上げますと、子育てに不安を持つ親の悩みを軽減し、安心して子育てができるようにするために、子育て支援センター事業を充実してまいりました。放課後児童クラブも、ここ数年で拡充をしております。また、大学等と連携し、人的な教育資源を生かした特色あるまちづくりを進めているところでもございます。

今後も、子育て世代の要望に応えられる事業を継続することで就労世代の減少を防ぎたいと考えてもおります。

次に２つ目、雇用の場・雇用の機会を確保するためには、町内の企業を支援すること及び町外から企業を誘致することが大切であります。また、先ほどの就労世代の確保にもつながってくるかとも思います。

特に、働く場がないと嘆いて転出する若者への対策は、本町にとって最優先とすべき課題であります。そのためには、新たな企業の誘致などの対応を早急に講じなければならないとの思いを持って、施策を進めているところでもあります。

まず、新たな企業の誘致には、工場用地の造成等が必要となるため、愛知県企業庁に相談し、準備を進めております。また、準工業地域に所在する第２町民グラウンド用地を工場用地として整備・活用すべく、町内企業を対象にアンケートを実施し、事業所の意思を確認しているところでもございます。

今後は、活用意思のある企業との調整を図り、工場用地として整備し、雇用の場の拡充に寄与してまいりたいと考えております。

なお、現在、整備を進めている美浜町運動公園整備事業は、スポーツ大会や合宿などの集客につながるものであり、本町の主要産業の一つである観光産業の振興に役立つものと考えていることは、今まで答弁を申し上げたとおりでもあります。集客のできる施設の整備が、地元経済の発展のみならず、新たな企業進出の契機にもなることが期待でき、そのことが雇用の場の創出につながるものとも考えております。

また、美浜の里構想は、本町の自然環境と農水産物を資源として活用し、四季を通じて集客の見込める施設として整備するものであり、観光産業として雇用の機会を創出するものとも考えているところでございます。

今後の取り組みとしては、企業誘致を進め、新たな雇用の場を確保するとともに、民間企業や商工団体あるいは大学等と連携し、町内事業所への雇用にもつながるよう、町内企業のＰＲまたはインターンシップ事業などを実施してまいりたいと考えております。

また、その前提として、若い世代に定住していただけるよう、先ほど申し上げた子育て環境の整備や大学等と

の連携による特色ある教育を強みとしてまちづくりを進めてまいりたいとも考えておるところでございます。

次に、御質問の３点目、新規流入人口をふやすまちづくりの観点からも、新築住宅に対する合併処理浄化槽設置補助を継続すべきと考えるが、町の方針はについてでございますが、議員御存じのとおり、合併処理浄化槽設置については、今年度までも汚水処理人口普及率の向上を目指し、補助を実施してまいりました。

来年度からは、家庭用において、単独処理浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽に取りかえた場合の補助の増額を行い、汚水処理人口普及率の向上が加速するように補助制度の変更をすることとしております。

なお、新規の合併処理浄化槽の設置に対しての補助は、来年度は平成31年度を制度の周知期間として１年間補助した後、廃止する予定でございます。

合併処理浄化槽設置の補助については、あくまでも美しい川や海を守っていくため、汚水処理人口普及率の向上を目的とするものでございます。議員がおっしゃる新築住宅に対する補助については、新規流入人口をふやす要因であるとは思いますが、汚水処理の現状から普及率の向上を図ることが重要と考え、転換に力を入れてまいりたいとも考えております。

なお、まちづくり流入人口をふやそうとする観点で申し上げますと、浄化槽の補助と限定するよりも、新築等をして転入される方々等については、新たな助成をする施策を検討してまいりたいと考えております。

また、現在、進めております魅力あるまちづくりや移住・定住促進としての施策をしっかりと行うことこそ、新規流入人口をふやすことや流出人口の歯どめにつながるものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○教育部長（天木孝利君）

次に、御質問の２点目、美浜町の試算より速いペースで人口減少が進んでいると思われるが、今後の学校教育はどのように推移すると考えるか。また、現在調査中の教育施設の個別耐久調査の進捗状況はについてでございますが、議員おっしゃるように、本町の試算に比べ、速いペースで人口減少は進んでいます。

昨年６月に議会へも御報告させていただきました美浜町小中学校再編のための基本構想の中でも、児童生徒数は年々減少し、平成44年度には約半数となる推計値を示させていただいたところでございます。

将来に向けた学校教育の教育委員会としての基本的な考えといたしましては、小中学校の適正規模化、施設の老朽化への対応、適正配置、財政負担の軽減といった課題が多く存在する中、本町における学校再編は緊急かつ必須の課題であると考えております。

次に、現在調査中の教育施設の個別耐久調査の進捗状況はについてでございますが、現在、教育施設ごとの現地調査も終了し、施設維持に係る概算費用の算定をしているところであり、調査結果がまとまり次第、皆様方に御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後、美浜町小中学校再編のための基本構想と今年度策定の学校施設個別施設計画に沿って、学校再編の具体的な時期や方法等を示した実施計画を定め、この実施計画に基づいて学校の再編を進めていく計画でございます。

繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては、将来の美浜町を担っていただく子供たちにとって、よりよい学校再編の実施でなくてはならないと考えていますので、議員におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○9 番（大岩 靖君）

町長の先ほどの答弁、私の質問が結構大きなことになりますので、随時質問させていただくのですが、まず先ほど、町長の答弁で、美浜町内に、皆さん、御存じだと思いますけれども、大学施設があります。私は、この大学施設をもっとうまく、言い方が間違っているかもしれませんが、うまく利用していかなければ、本当にもったいないと思います。

町単位でこの大学というのがあるのが、じゃ、他市町でどこがあるんでしょうか。この美浜町に約35年前に日本福祉大学が来て、常々、私も議員になって耳にしたんですが、学生1人が美浜町に住んでいただければ、国からの補助金が8万円つく。これ、町民の方もほとんどの方が知らなかった。私は、これは物すごく大きなことだと思います。

以前、私は、ここで自分で質問も言いましたが、私が十数年前に商工会でお世話になったときに、アパート経営してみえる方たちが、学生さんがなかなか入らない、どんどん減っていつっちゃうんだよということで、商工会を抜けられる方が見えました。そのときに、もっと何か手を打つことがあればと思ったのですが、今からでも十分間に合うと思います。

日本福祉大学には、去年、スポーツ科学部という学部を新たにつくっていただきました。そのスポーツ科学部を目的とした学生が、また美浜町に来ていただけます。そのスポーツ科学部の施設は、学校は、47億円、設備にかかったと聞いております。ある意味、47億円は、美浜町にとって投資していただいた金額だと思います。

今、町長、そして我々も思いがある奥田の土地開発、これは、先ほど同僚議員も言いましたが、美浜町にとって必ず将来プラスになると私は思っております。特に、今、大学がほかのところにどんどん、都市回帰という形で、近隣ですと東海市へ学部移転で行っております。先ほども言いましたが、学生1人住めば8万円入ってくる、それはどこでも欲しいです。何で美浜町にそれを強く要望といいますか、もっと学生をふやすようなまちづくりをという思いが、その学生たちというか、先ほども言いましたが、就労人口を維持できなければ、何年か前に、美浜町は将来、消滅都市と言われました。

この就労人口を維持するということは、これから各自治体が働ける方たちをとり合いになってくると思います。美浜町は、ほかの市町に比べても、十分まだまだ希望が持てる土地だと思っております。

質問させていただきますが、先ほど町長の答弁で、町内にある大学と連携した、教育資源を生かした特徴あるまちづくりと言いましたが、現在、進められている運動公園整備事業と関連するのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長（沼田治義君）

本町と日本福祉大学におきましては、平成22年に包括協定を結ばせていただいております。その翌年におきましては、防災協定を結んでおります。そうした中で、今現在、地域の活性化の分野、それから文化・福祉の分野、それから学校教育の向上、生涯学習の推進、こういった分野、それからスポーツ・健康づくりの分野、それから最後に防災関係、安全・安心なまちづくりの分野、この5つの分野におきまして、大学と行政、それから地域が一体となって事業の展開をしております。現段階ですと、今、約50ぐらいの事業をやっておる状況でございます。

そうした中で、大岩議員がおっしゃるように、大学は本町にとって大きな地域資源でございます。大学があることによって、町のまちづくり・人づくり、これ全て大きく貢献しております。

私どもとしましては、先ほど運動公園整備事業、これにつきましても、大学がスポーツ科学部を新たに設置すると、この方向性とまちのまちづくりの方向性は合致しておりますので、今後とも大学と協力して、町民の健康増進、それから運動公園に伴う経済の活性化、これをしっかり進めていきたいと、このように思っております。

本町の課題である人口減少の克服、それから地域の活性化というのは、今後、一生懸命、町は真摯に進めていかなければいけないと思っていますが、大学の存在なくしてこのまちづくりはできないと私は思っております。今後とも、日本福祉大学としっかり連携して、パートナーシップを深めて、まちづくりのほうを進めていきたいと思っております。

○9番（大岩 靖君）

ただいま、総務部長からの答弁もありましたが、何度も言いますが、これからは我々も含め、我々の次の世代の人たちが住んでよかったなと思えるようなまちづくりを目指さなければ、当然どんどん人口は流出していきます。我々議員も、将来を見詰め、やっぱり住んでよかった美浜だなど、これは私個人の思いですが、他市町に勝たなければだめだと思います。就労人口を維持するということは、高齢者の方たち、今、行政サービスが維持できなくなるということをよく考えていただきたい。税収も見込めなければ、あれもだめ、これもだめで、じゃ、将来的に美浜に何があるんだと言われたときに、そこで立ちどまってよく考えなければ、我々、我々の次の世代の人たちが住んでもらえるようなまちづくりはなかなか難しいと思います。

今、部長が答弁しましたが、これから我々も同じような思いで、やっぱりうまく、大学も含め、地域を活性化して就労人口を維持するという思いでやっていきたいと思えます。

次の質問に移りますが、先ほど、具体的に町長の答弁の中で、第2町民グラウンドを工業用地として活用したいという、以前その答弁もありましたが、町内の企業を対象としたアンケートを実施したと言っておりますが、その結果と問題点を教えていただきたい。

○企画課長（磯貝尚美君）

第2町民グラウンドを工業用地としての活用を考えまして、アンケートをとりました。

アンケートは、昨年の12月にとり、町内の既存企業35社を対象に、従業員5名以上の町内事業者に対してアンケートをとりました。22社から回答を得ましたので、回答率は62.9%ということになっております。企業の種類につきましては、菓子の製造業、金属加工業などでございました。

まず、立地の満足度について伺いましたら、周辺環境から立地の満足について「満足だ」と答えられた企業が5割ありました。残りのうちの2割が「不満を持つ」とお答えされております。その不満の大きな理由といたしましては、「開発が進んで住宅に囲まれてしまった」とか、「近くに民家がある」ということと「仮工場のままだ」というようなことがございました。

将来の事業方針として、9社が「新築、移転、拡大を望んでいる」という結果がありました。その9社のうち3社が、「第2町民グラウンドへの立地を検討したい」と回答を得られております。

立地する施設としては、内容につきましては、「工場」だとか「事務所」というものを希望されてみえて、立地の時期としては、「1年以内」が3社、「3年」、「5年」、「10年以内」と答えられた方がそれぞれ1社となっております。用地の面積は、「5,000平方メートル未満」が5社、「5,000平方メートル以上」が2社、希望されておりました。

最後の自由意見を伺ったところ、「南知多道路の輸送通行料の負担があるということで、なかなか誘致が難しい」ということが1件と、それから「工業団地に今後もっと力を入れてほしい」という意見が得られました。

現在の立地環境への不満、工業団地整備の希望等より、第2グラウンドの活用を、今後、有効的に進めていきたいと思っております。

この問題点につきましては、「満足じゃない」とお答えされた方に、これからどんなことが、町として寄り添っていったら、企業の活躍につながっていくかということを、今後、私たちが突きとめていかなければならないと

思いました。

このアンケートをもとに、できるだけ早く意向のあった企業を対象に、内容について具体的な聞き取り調査を行い、企業立地に対する行政支援等についても検討していきたいと考えております。

平成31年度については、第2グラウンドの代替について周知を検討していくとともに、どのように売却していくかということについて、時期とか売却条件とか区画とか、それから道路などの計画を立てて、事務的な手続を積極的に進めていきたいと考えております。町の経済活性と雇用の促進のために、企業の誘致にしっかりつながっていくように考えていますので、よろしくお願いいたします。

○9番（大岩 靖君）

少し、何となくうれしく思います。今、具体的な数字を出していただいて、ぜひとも企業を誘致していただきたい。今の答弁の中でも、これは物流コストの話が、出ていましたが、私も以前、その件につきまして、道路コンセッションさんの南知多道路が、物流の朝夕のラッシュ時の料金割引3割減ということを、また町から要望をお願いしたいということをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほど、教育部長から答弁がありましたが、教育における子供の数の減少というのは、本当に私も自分で調べてびっくりした数字が出てきました。以前、この関係で一般質問したときも、たしか平成9年から29年の20年間で、美浜町内の児童数、これはわかりやすく言いますと、児童の減少、どれだけの子供が減ったかということですが、その20年間で、——私の調べ間違いだったら申しわけない、訂正していただきたいのですが、——たしか平成9年から29年の20年間で、河和小学校以外の学校が全てなくなったのと同じ、たしか740人の子供たちが減少していると、そういう数字が、私の記憶では出てきました。

我々、議員になっていろいろ、こういうことも勉強して数字が出てくるのですが、先ほども答弁の中で、町の試算よりはるかに速いペースで子供も人も減っていると。特にここ喫緊の5年間では、その数字が顕著だということを聞いております。

学校の個別診断で、今の耐久調査の中で、近年中に学校教育法で定められた改修年度に照らし合わせて改修を行った学校はどこで、改修費用はそのときどのぐらいかかったかということを少し、お聞きしたいと思います。

○学校教育課長（竹内与七君）

学校施設の改修につきましては、校舎棟全体を大規模改修した学校については、河和小学校の昭和49年に建築しました北校舎を、平成10年に改修工事いたしております。それに伴いまして、工事に伴います、当然仮設のプレハブ校舎もあわせて行っておりますので、当時の金額で2億3,000万円ほどかかっています。

○9番（大岩 靖君）

今の答弁ですと、河和小学校が最近、耐震というか補強して2億数千万円かかったと。

たしか、私、以前に各学校の、たまたま児童数とかそういうのをいろいろ調べていたときに、確かに美浜町内で6つの小学校があるのですが、一番新しいのは上野間小学校、一番古いのが河和南部小学校で、河和南部小学校については、もう築50年以上たっていると。以前の答弁の中で、ところどころ修繕をやっているのですが、もう何しろ児童数も減ってきている。ごまかし、ごまかし、修繕していても、いずれ学校自体が逆に危なくなってくるということで、今、個別調査をやってみえると思います。

学校というものは、2年、3年で建つものじゃありません。それも踏まえ、今、再編計画を考えていると思いますが、ぜひともこれは5年、10年先を見越して、きちっとした数字を出していただき、それを踏まえて、段階的にどういうふうに再編していかなければいけないのかということ、また具体的に確実に進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問させていただきます。

先ほど、町長の答弁の中で、汚水処理問題について、先ほど同僚議員も質問しておりましたが、たしか今、2月中に結構各地域でこの合併処理浄化槽の補助金のお話をされていたと思います。

これ、もう一度確認ですが、私の記憶間違いだったら訂正していただきたい。

説明会によりますと、新築住居に対する補助金を、1年間猶予期間を設けるが、31年度以降はなくなると。

以前、私が合併処理浄化槽の制度のことで少し勉強したときに、例えば一般家庭の5人槽の合併処理浄化槽を埋設する工事に関して、美浜町で補助金がたしか33万円、個人負担は約50万円ぐらい。今回、それが、説明会ですると、美浜町のその補助金が倍になる、33万円から66万円程度で、個人負担がその分減ってくると。配管についても、上限30万円までは工事費も出してけると聞いたのですが、以前から私は思うのですが、たしか去年の12月の一般質問でこの件を質問したときは、先ほど町長も答弁していましたが、この補助金は継続していくということが、年が明けたら、県が補助金を出さないということで、単独槽からの移行に重点を置きたいということで、先ほど答弁していただきました。

ただ、新築に関しましては、私は定住人口をふやすためにも、新築の合併処理浄化槽に対する補助金を継続していくべきだと思っております。先ほど、町長の答弁でもありましたが、定住促進、また新規流入人口をふやすためにも、単に浄化槽の補助金にとらわれず、子育て支援などを含めた多方面からの助成をするという施策を考える必要があると言われましたが、町独自の施策はあるのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○町長（神谷信行君）

この政策の関係につきましては、私から答弁させていただきます。

確かに、先ほど答弁させていただきましたように、合併浄化槽の関係につきましては、やはりここで一つ、汚水処理の中でしっかりとラインを引いた中で対応を考えてまいりたいということで、新築家屋の関係を除きまして、集合住宅とか企業の誘致とかの面につきましては、確かに規模的には大きなものになるということで、合併浄化槽に対する補助金を設置し、誘致しやすいような形では取り扱いをさせていただいております。

今、個人の住宅の関係につきましては、当然新築家屋をつくるにしても、そこへ古い家屋を取り壊され、旧の単独浄化槽とかくみ取り槽があれば、これはあくまでも転換として捉えて補助金を出していこうということで、これは新築家屋を建てようが建てまいが、今までどおりの転換の高い補助率で対応はやらせていただくということの方向性で動いております。

また、外から入ってきていただいて、単独浄化槽もくみ取り槽も何もない本当の更地の中で、町外の方が購入されて、そちらへ家を建てられる場合においては、先ほど申し上げました1年限りということで考えてはおるわけでございますけれども、流入人口とか、やっぱり定住促進、若い方たちに入ってきていただくという考えの中では、新たな誘導のための補助金を出させていただいて、合併浄化槽に使いたければ使っていただければよろしいですし、また他の形でその資金を活用していただくのであれば活用できるような、教育とかいろいろな面で使われないという方も見えれば、それはそれで一つの優遇策としてそういった助成を打っていくことが若い方たちのニーズに合ってみえるのかなということも考えさせていただき、今、誘導策に対して、また新規で定住していただける方たちに対しての方策としてしっかりと検討させていただいておりますので、この辺はしっかりと分けていただければなと考えております。

○9番（大岩 靖君）

ぜひとも、ただ単に浄化槽だけの補助金ではなく、今おっしゃるように、一人でも多くの方に住んでもらえるように、いろいろな方面からでも何とか考えていただきたいと思います。

済みません、先ほどちょっと教育のほうで一つ聞き忘れたので、お聞きしたいのですが、そもそも小中学校再編の基本構想というものは、先ほど聞き忘れたんですが、その辺説明していただきたいと思います。

○学校教育課長（竹内与七君）

昨年度に出しました学校の改修予定とか、そういう関係でございますけれども、学校施設の多くが昭和50年代ごろに建築されているため、多くの学校が一定期間に集中するために、外壁等のひび割れや鉄筋の爆裂等の劣化が見られます。それで、改修を早急に行う必要がありますけれども、しかし改修が一定期間に集中するため、現状の厳しい財政の環境では対応が困難であり、学校施設の規模の適正化や、より効果の高い維持管理手法を検討する必要があるため、現在、学校施設の個別施設計画を策定し、検証しているところでございます。

昨年、策定しました基本構想の内容については、児童生徒数が年々減少し、平成24年と、それから平成44年の推計結果を比較しますと、小学校では52.9%、中学校は48.9%で、多くの学校がクラスがえのできない状況であります。児童生徒間においても切磋琢磨する機会が減少し、集団教育を通じて社会性を養うという目的を達成することが困難となります。

今後、さらなる児童数の減少も考慮し、クラスがえが可能な適正規模を確保してまいりたいと考えております。

○9番（大岩 靖君）

私も、たしか以前、学校教育法を少し広げたときに、県の指導・国の指導というのは、1学年大体2クラスを維持してくださいということで、書いてありました。なかなか美浜町では、現状、それは厳しいと。

何度も言いますが、学校に関しては、そんな1年・2年でできるものじゃないので、必ずこれはこの先、もっと具体的にどうしていかなきゃならないということが出てくると思います。

特に、美浜町は、町の考えとして、今の奥田周辺をスクールゾーンという考えもあります。将来、この美浜に住んでもらえるように、子供たちにも夢と希望を持たせるような、やっぱりそういう地域に特化して、ほかにはないものをつくってほしいと思います。その点について、簡単でいいですが、教育長、一言最後に思いを言っていたきたいので、よろしくお願いいたします。

○教育長（山本 敬君）

特化という言葉がありましたけれども、その特化へ行く前に、今までの経緯を簡単にお話しいたします。

私が、ことし、教育長の職につきまして4年目が終わろうとしています。それ以前は、町内の小学校の校長をやっておりましたけれども、そのときに私が聞いた話ですと、中学校は行く行く1つにせないかね、小学校は東と西1つずつがいいよねと、そんな形でやっぱり再編をしなければいけないという話を、当時の山田前教育長さんからお聞きしました。

きょうの大岩議員の質問に戻るのですが、我々が予想しておるよりも、人口も子供の数もすごい勢いで減っているという現実が見えてまいりました。大岩議員は、先ほど、20年間ですごく減りましたという話をしましたが、うちの計算した数字で、過去15年間よりも、この後15年間のほうがもっと減るんですね。この20年も減ってきましたよ。でも、これから15年、20年のほうがもっと減っていくんです。そうなったときに、小学校が西と東1つずつというのは、もう間に合わない。西にかわりに1つつくっても、1学年が40人に満たなくなってきました。これは見えています。40人に満たないということは、中学校でもクラスがえができない、そういう現実なんですね。

子供が減るのが何でいけないかというのは、皆さん、よくわかってみえると思います。だめなんです。子供というのは、たくさんの友達に囲まれて、その中で磨き合っていく、その中で育っていくという、そういう環境が義務教育には必要です。この件につきましては、皆さん、もうおわかりいただけたと思います。

そんな中で、行く行くはと考えていくと、やっぱり中学校も1つだし、小学校も1つになる、しなきゃいけない、そんな時代がすぐやってきます。ですので、先ほど部長も言うておりましたが、喫緊で、かつ必須の施策がこの小学校・中学校の再編であります。

特化をしていくに当たって、先ほどから出ておりました、やはり日本福祉大学とスクラムを組んで、教育をつくっていく。札東では負けるんです。よその市町に負けちゃいます。でも、日本福祉大学の力をかりる。これは交付金がどうという話じゃないんです。人的資源としての日本福祉大学の皆さんと力を合わせていく、その一つが豊富な教授陣であります。

実際に、今、特別支援学級の指導、それからことしから始めます「いじめ・不登校」の指導も、日本福祉大学の先生方の力をかりて、指導を受けたりケース会議を開いたりしていきます。

それからもう一つ、学生であります。スポーツ科学部ができました。先ほど来、もういろいろなことが出ています。スポーツ科学部の学生さんたちに来ていただく、もう実は始まっています、これ。小中学校に来ていただいて、部活の指導、それから小学校でいうと陸上大会の指導、実際にスポーツ科学部の学生さんに来ていただいて、もう指導が始まっています。

これを、例えば再編のときに、新しい小中学校が大学のそば、隣とは言いません。大学生の子たちが歩いていける、もしくは自転車で行けるようなところに小中学校ができれば、今やっているそういったシステムが、もっともって密度の高い、充実した、そういった交流になるわけですね。

ですので、再編、今言った特化という部分では、日本福祉大学とスクラムを組む、今やっている以上の形で交流をしていく、これは小中学校もウエルカムです。大学、学生たちもプラスになることです。必ずいい形で、今以上のシステムが組めると思いますので、そんなところで特化していけたらと思います。

スポーツだけじゃないですよ。大学生が中学校へ来て、一緒に英会話の練習をする。すごいことじゃないですか。美浜の中学校を出ると、英語の日常会話ができるんだって。夢じゃないです、これ、夢じゃない、やれるんです。そんなところで特化をしていきたいと私どもも思っております。

○9番（大岩 靖君）

いいですか、一言だけ。我々も、希望を持ってまいりましょう。我々が希望がなければ、我々の次の世代、住んでもらえません。

以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩議員は自席に戻ってください。

〔9番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時51分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

会議に入る前に、教育長より発言の申し出ありましたので、それを許可いたします。

○教育長（山本 敬君）

先ほど、一般質問、午前の部が終わった後、事務室に戻りましたら、武豊町からこういうメールが転送されてきたということでお知らせいたします。

文面は非常にふざけた文面なのですが、爆破予告、殺人予告であります。殺人の時間として、3月7日の午前0時27分から3月8日の午前0時08分と時間が指定されております。それから、爆破の時間は、3月7日の14時28分、間もなくであります。攻撃先として書かれておるのが、武豊町の幼稚園、小中学校、高校、大学、会社、老人ホームというところで攻撃先が書かれております。

つきましては、何分隣町でありますので、本町の全ての小中学校について、小学校は、爆破予告が14時28分でしたので、14時20分までにグラウンドに一時避難を20分間行います。小学生については、下校は一斉下校として担任がついていくと、教員がついていくという、そういう措置をとりました。中学校については、グラウンド避難は同じであります。20分間、その時間に避難をする。下校については、事情を生徒に説明して、気をつけて仲間同士で帰りなさいという指示を行います。

加えて、保育所も同様で、幼稚園が指定されておりますので、保育所も同様に、その時間に避難をすると。外に避難をします。ただ、保育所については、車で送り迎えだったり、近所の人は必ず保護者が迎えに来ますので、それぞれに対応してもらおうということで、今、それぞれの学校・保育所に指示をしている最中でありまして、学校教育課長竹内と、それから健康・子育て課長の宮崎が少し中座させてもらうかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔2番 山本辰見君 登席〕

○2番（山本辰見君）

今、大変なことをお聞きしましたがけれども、ひどいことにならないように、私たちも、ここですから、気をつけるといっても大変なことですがけれども、ひどいことにならないようにしていただきたいなと思います。

それでは、ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出してあります一般質問通告書に基づき質問いたします。当局の皆さんには、丁寧な答弁を求めるものであります。

日本共産党の山本辰見です。よろしくお願いします。

1点目は、高齢者の支援策についてであります。

昨年秋に、日本共産党議員団として、山本と鈴木議員で町民アンケートに取り組みました。さまざまな課題がありました。きょう、話題に出ています教育の問題、運動公園の問題、そのほかにもいろいろありますけれども、きょうは絞って、特に高齢者の皆さんから、とりわけひとり住まい、あるいは高齢者だけの方々の世帯、それから高齢者じゃないけれども車に乗れなくなった方、そういう方々から、朝のごみ出しの不安の問題、あるいは近くにお店がなくて買い物に本当に困っている、こういう方からの要望を多く届けていただきました。

ごみ出しでは、朝にヘルパーさんをお願いするということも一部やっている方もみえますけれども、時間的な制約などがあり、なかなか利用が限られているとお聞きしております。

そこで、以下、ごみ出しの支援、買い物困難者への支援について、町の取り組みについてお尋ねします。

1点目は、ごみ出しに関し、前回あるいは12月ごろから、シルバー人材センターをお願いしてワンコインサービスを始めた、こういうことをお聞きしましたがけれども、具体的なサービス内容と現在の利用実績、さらにはなかなか聞いてもよく知らない。けさも実は駅前ではシルバーの方々、自転車の整理していましたがけれども、その方たちに、こういうことをやっているのだけれども、声がかかりますかと聞いたら、そんなこと、あること自体知らないということでしたけれども、幅広くPRする考え並びにほかに方法はないのか、このことをお尋ねします。

2点目は、買い物困難者の支援策として、既に一部の方々と利用しています、いわゆる生活協同組合的な性格のお店、お弁当もあれば材料だけのところもあれば、それから食材を配達しているお店もあると思いますけれども、いわゆる共同購入あるいは共同でなくても宅配サービスしている業者の連絡先のリストをつくって、関係する町民の皆さんに案内できるようなことをしませんかということでございます。

3点目は、町内に本当の買い物難民で、近くに店がないところがたくさんふえてきました。そういう中でも、大型のスーパー、コンビニエンスストアやドラッグストアさんも幾つかできています。この野間にも、もう一つできそうですけれども、野間というか奥田にです。こういう方々へ、高齢者の皆さんなどへの宅配サービスを検討していただけないか。これを、私、個人的にもお願いすることもあるのですが、ぜひ町として、何とかこういう事業を展開できないかということは要請できませんでしょうか。

4つ目は、以前、野間商工会の皆さん方の御努力で、野間地区から始めて展開された軽トラックを使った移動販売、これは最終的にはよその業者にも依頼して、上野間、美浜緑苑でも展開されたのですが、この移動販売の事業、率直に言って経費的には大変だと思いますし、簡単にはいかないと思いますけれども、これについても再検討する考えはないのでしょうか。

2点目の課題は、国政選挙、知事選挙、これの選挙公報を全有権者に配布する件であります。

国政選挙と知事選挙の選挙公報というのは、公職選挙法上、1回発行するとともに全有権者の世帯に配布することが義務づけられております。公選法上では、こういう文言になっておりますけれども、「選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日——いわゆる2日前——までに、配布するものとする。」として、全ての選挙人名簿に登録された世帯に対して配布することが義務づけられております。文言上では、しなければならないという形ではなくて、「するものとする」ということで、少し緩くなっていますけれども、いずれにしても義務づけられております。

しかし、美浜町では、国政選挙、知事選挙の選挙公報を各行政区に依頼して配布していただいている、区会に参加していない方のお宅に届けられていないのが実情ではないかと思います。

1点目は、美浜町が町として届けるべき選挙人に配布しないのは公職選挙法の違反に当たると思いますし、全ての町民の皆さんに公平性を確保する、このことは大事だと思いますけれども、問題ではないのでしょうか。

2点目は、現在、美浜町が行っている、行政区へ依頼しての国政選挙、知事選挙の選挙公報配布の方法を見直して、半田市や阿久比町あるいは武豊町などいろいろな形で全世帯に届くような方法をとっておりますので、例えばシルバー人材センターの方に依頼するとか、独自の送達員、配達員を確保するとか、新聞社、新聞販売店あるいは郵便局を利用した全有権者宅にきちんと配布する考えはないのでしょうか。

3点目は、この配布の問題、区会の依頼を全面的にやめるということではなくて、区会に入っていない世帯への配布漏れをなくすことを私は提案というか、お聞きしたいと思いますので、そういう方法を検討しているかどうか、お尋ねいたします。

3点目の問題は、町広報、これを全世帯に対して配布することについてであります。

この町広報についても、先ほどの国政選挙での選挙公報と同様に、行政区に配布を依頼しているようですが、やはり区会に入っていない人に届いていないようでございます。たとえ区会には参加していないけれども、区費は払っていないとかいうことがあっても、町民税を負担しているわけですから、全世帯への配布が当然ではないかと考えますけれども、実情はどうなっているのでしょうか。そして、この課題に対して、改善策を考えているのかどうか、お尋ねいたします。

壇上での質問は以上でございます。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、休憩前に引き続き、山本辰見議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私からは、御質問の１点目及び御質問の３点目をお答えし、御質問の２点目につきましては、選挙管理委員会書記長を兼務する総務課長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、高齢者支援策についての御質問の１点目、ごみ出しに関して、シルバー人材センターがワンコインサービスを始めたが、具体的なサービス内容と利用の実績、さらに幅広くＰＲする考え並びにほかに方法はないかについてでございますが、まずワンコインサービスについて申し上げます。

ワンコインサービスは、美浜町シルバー人材センターが独自で実施しているサービスでございます。内容は、30分を限度に、買い物・掃除・電球の球がえ及びごみ出しなどの日常生活における困り事を一体的に支援することを目的に、ワンコイン500円で行うものであります。

今年度の利用実績でございますが、庭木の水やり、電球の球がえなどで、利用者は９名、24回ございました。なお、議員のおっしゃるごみ出しの利用はございませんでした。

利用者へのＰＲ方法は、シルバー人材センターが広報に折り込みチラシを入れ、独自に周知を図っており、この３月も、会員募集とあわせ家事援助サービスをチラシにて周知しているところでございます。

また、この事業は、シルバー人材センターが実施しているものではありませんが、町といたしましても、老人会及び高齢者サロンなど的高齢者が集まる場所での紹介や生活支援コーディネーター並びにケアマネジャーを通じてＰＲに努めているところでございます。

なお、ごみ出しのほかの方法としては、地域のボランティアによる支援、民間事業者等への委託及び職員による回収など、いろいろな方法があるかと思えます。ごみ出しの頻度や費用対効果を考慮の上、検討しているところでございます。

次に、御質問の２点目、買い物の困難者支援策として、既に一部で利用されている生活協同組合等の共同購入・宅配サービスを、連絡先リストをつくり、関係町民に案内できないかと、御質問の３点目、町内の大型スーパー、コンビニエンスストアやドラッグストアに対して、高齢者等への宅配サービスを検討するよう、町から要請できないかについては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

買い物支援を含む高齢者等の生活支援は、地域福祉計画における重点目標の一つであり、昨年４月の行政報告会で報告したとおりでございます。特に、買い物などの支援策としては、情報誌の発行を重点プロジェクトに位置づけ、生活支援コーディネーターを中心に、既に取り組みを進めております。この情報誌は、主に、どこの商店が弁当、食品、日用品の宅配サービスをしてくれるのか、どこの床屋さんが出張で整髪してくれるのかなど、高齢者や障害者にとって有益な事例を取りまとめることはもちろんのこと、住民の皆様が生活する上での有益な情報を提供するものでございます。

なお、この情報誌は、町内の大型スーパーなどに対して、宅配サービスの実施に向けた働きかけを計画しており、美浜町商工会などと連携して作成してまいりたいと考えております。

次に、御質問の４点目、以前、野間商工会が展開した、軽トラックを利用した移動販売車を再検討する考えはないかについてでございますが、まず、この移動販売車の概要について申し上げますと、野間地区にあった民間

スーパーが撤退したことで買い物の機会を失う地域住民がふえたことを踏まえて、美浜町商工会野間支部の有志や近隣の関連業者、ボランティアの方たちとともに、平成23年から食料品の販売等を行った取り組みでございます。しかし、採算性の問題やボランティアスタッフの高齢化等により、平成28年度をもちまして取りやめとなったものであります。

本町は、野間地区の移動販売が取りやめ後の平成29年3月に、高齢者に対する買い物等に関するアンケート調査結果を踏まえた報告書をまとめております。アンケート結果では、買い物を含めた移動手段として、高齢者の約7割が自家用車を自分で運転しており、その中でも世帯構成別では夫婦のみの世帯が最も多く、約8割強が自家用車で移動という結果となりました。

なお、単身世帯の移動手段は、巡回ミニバスを含む公共交通機関と徒歩での移動が他の世帯と比べて多くなっていることがうかがえました。

このアンケートにより、自家用車と巡回ミニバス等が高齢者の日常生活の移動手段であることは明らかになりました。また、移動販売の商品については、豊富な品ぞろえと低価格等の要望が多くあり、利用においては、定期的に利用したい方が約1割強、たまに利用したい方が約4割であり、一部の方が買い物に困っていることや地域性により利用状況も異なることなどが、把握できました。

この報告書結果を踏まえ、今後、高齢化が進み、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加や運転免許証の返納などを考えますと、将来的には、買い物などの日常的な移動に支障を来すことを再確認いたしました。

これらのことから、既に実施しております東栄町の移動販売について研究をしており、その内容を御紹介させていただきます。

東栄町は、高齢者のみの世帯人数が人口の約3割を占める一方で、スーパーが1店舗しかないために、行政が冷蔵庫付きの軽トラックをおよそ400万円で購入し、商工会に委託し、スーパーの協力により販売を実施しております。その実績を申し上げますと、週5日運行し、約156人の方が利用、1人が1回につき2,000円分の商品を購入し、年間総売り上げが約1,442万円あるとお伺いしております。しかしながら、運行に係るガソリン代、人件費、仕入れ代などの必要経費がかさみ、売り上げだけでは運営できない状況から、行政から運営補助金130万円を投入して運行している状況でございました。

このことから、商店を含む生活環境は、地域によって違いはあるとは思いますが、移動販売は、限られたスペースにより品ぞろえの充実は難しく、利用人数と売上高の確保がなければ、行政から補助金の投入、コスト面では販売価格に経費を上乗せせざるを得ないことが考えられます。

このように、移動販売を安定、継続して実施するためには、定期的に購入する利用者及び売上高の確保、また豊富な品ぞろえと低価格の要望に対する工夫、在庫の販売方法など、実施いただけるような民間事業者を見つけ出すことを含めて、非常に難しい事業であると言わざるを得ません。

本町におきましては、現在の買い物支援策といたしまして、巡回ミニバスの大型スーパーへの乗り入れ並びに増便を実施し、平成29年度は、平成28年度に比べ、利用者が約3,500人ふえております。利用者からは、便利になったとの御意見もいただいております。

今後につきましては、巡回ミニバスのより一層の活用を図りつつ、さきに申し上げた買い物支援の情報誌の発行、また民間事業者の宅配サービス実施に向けた協力依頼など、高齢者が買い物に困らないよう支援策等を実施・検討してまいりたいと考えております。

次に、町広報紙の全世帯に対しての配布についての御質問でございますが、現在、美浜町では町広報紙の配布を各行政区へ依頼しております。町広報紙を漏れなく配布するため、転入・転出に伴う世帯の増減等を区から随

時連絡をいただき、必要な部数を配布しております。

町民の方から広報紙が届いていないとのお問い合わせがあった場合は、役場、総合公園体育館、図書館、各公民館の窓口には広報紙を置いてあることをお伝えするとともに、町公式ホームページ、スマートフォンアプリ「マチイロ」でごらんいただけることを御案内しております。また、役場、体育館などの公共施設までとりに行けないなど、広報紙の郵送を希望される方には郵送しておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○総務課長（杉本康寿君）

次に、国政選挙、知事選挙の選挙公報を全有権者に配布する件についての御質問の1点目、現在、美浜町が行っている、行政区へ依頼しての国政選挙、知事選の選挙公報配布を見直し、半田市、阿久比町、武豊町などの方法に学び、シルバー人材センター、独自の送達員の確保、新聞社、郵送等を利用して全有権者宅にきちんと配布する考えはないかと、御質問の2点目、区会への依頼を全面的に取りやめるのではなく、区会に入っていない世帯へ配布漏れをなくす方法を検討する考えはあるかについては、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

選挙公報の配布状況につきましては、国政選挙、知事選挙においては、選挙の告示から投票日までの期間が10日以上あることから、各世帯に配布が可能と判断し、各行政区に依頼をしております。また、町長選挙及び町議会議員選挙においては、選挙の告示から投票日までの期間5日と非常に短く、印刷期間も必要なことから、日本郵便のタウンプラスという指定地域の配布可能箇所全てに配達するサービスにて行っているところでございます。

なお、国政選挙等では、行政区に対し、区への未加入世帯も含めて全戸配布をお願いしているところでございますので、公職選挙法違反とは考えておりません。

今後、国政選挙、知事選挙及び県議会選挙において、選挙公報の配布方法につきましては、各有権者の世帯に配布できる措置を講じる予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（山本辰見君）

では、順次、補充質問させていただきます。

先ほど、町長の答弁で、ワンコインサービス、今年度9名の24回というのは、今年度というのは30年度のことなのか、30年度でよかったですか。それにしては、本当に頑張ってシルバーをお願いしていると言いながら、シルバーが独自にやっていることだと、かわり知らないという言葉は使っていませんけれども、まだまだPRが不足しているのではないかと。

私が、本当にけさ、シルバーの方とお話したときに、いや、そんな事業やっていることも知らない。もちろん、多分その方は自転車の片づけ、あるいは草刈りの下草刈りを、それぞれの持ち分あるいは独自のやつがあると思いますが、このことをやっぱり、先ほど出した買い物もさることながら、特にお年寄りの方で、朝早くに、8時までにしなきゃいけないとか、結構2週間分ぐらいたまると荷物が、ごみが大きくなると思いますから、本当にもっと宣伝をして、先ほどサロンとかいろいろなところで言っていると言うのですが、この利用状況、もっとまたふえると思いますので、その辺をもう一度徹底していただきたい。

それで、もう一つ、情報誌の発行ということを言いましたが、実は担当の方のところに行って、今、準備をしているんだということですが、そこはどのぐらいの段取りで発行あるいはPRになる予定でしょうか。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

情報誌の発行の件でございますけれども、今現在、商工会にお願いに行きまして、床屋さんからスタートしようと思っていまして、理容組合の組合で一番頭になっている方にまずはお願いに行きまして、理容組合の方から、まずこの情報誌に掲載をお願いしていきたいと思っております。その後、食品、それから日用品といったところを進めて、もちろん並行して、大型スーパーは商工会に入っていないものですから、個別に対応してお願いに行きたいと思っております。

この情報誌は、そのほか、町の公的サービス、高齢者支援策、たくさんありますけれども、そちらも一緒に載せさせていただいて、あと地域包括ケアシステムの構築を、今、私ども、一生懸命やっているところなのですが、そちらで医療と介護の関係機関、それから障害者福祉のサービスなども一緒にこの情報誌に載せていきたいと思っております。

今年度、生活支援コーディネーターが30年度から配置をされましたので、その方を中心に、今、福祉課一丸となって動いているというところでございます。来年度、31年度に何とかまとめさせていただく予定を考えているところです。

○2番（山本辰見君）

31年度ということですが、この質問をするに当たって、事前に相談もして、ほかの市町で取り組んでいることも紹介しながら、実は準備しているんだということでしたから、質問はグッドタイミングだったのですが、31年度と言わずに、何としてもやっぱり早々に、先ほど言いましたように、第1段階でこれを考えている、あれを考えているということで、第1段階でいいと思うのです。お金をかけた製本じゃなくても、冊子でいいと思いますから、ぜひそれは、今、31年度でも早い段階、春先の段階とかいう形で準備していただきたいと思います。

その中で、先ほど、いわゆるスーパーの関係で、一部の大型スーパー、お店の名前は言えませんが、電話で注文を受けて、宅配を始めているようなことを少し聞こえてきました。それから、コンビニですと、美浜町のコンビニではまだ聞こえてきませんが、注文に応じて宅配のサービスを始めるということですが、その辺ではどの辺までつかんでみえますでしょうか。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

宅配に関しましては、29年3月に買い物支援の報告書を出しているわけですが、そちらのときに、お店は言えませんが、町外のところはインターネット等で行うことができるということは確認ができていますが、実際、高齢者がインターネットを使うというのは非常に無理があると思うのですね、できる方ももちろんいらっしゃると思うのですが。

ですので、そういったところを、先ほど高齢者のサロンなどに行ってPRをとということを申し上げましたけれども、PRの方法も、例えば宅配してくださる生協さんでも、その生協さんへの注文書の書き方がやっぱりわからないとか、そもそものサービスがわからないということもございますけれども、書き方なども支援をしたりとか、本当にきめ細かく、生活ですので、そういったところを支援できたらと思っております。

○2番（山本辰見君）

先ほど、町長からもありました、29年3月に美浜町内における買い物弱者の実態調査及びニーズや動向調査報告書、この中にいろいろ整理してまとめてあります。

その中では、先ほど町長から、自家用車に乗る人が7割、8割の人が自家用車だということですが、ここの統計にもあります、アンケートにもあります、ひとり住まい、高齢者だけの世帯の人は56%ぐらいです。たまたま、近くに息子さんや娘さんがいたり、買い物を手伝ってくれる人がいれば、自分が乗れなくてもということですが、

例えば名古屋にいたとか、遠くですと、そうたびたび買い物に連れていってもらう、あるいはかわってもらおうということもできない、そういう人たちの支援をやっぱりしていかなければいけないのじゃないかなと思うわけです。

先ほど、今、課長からも宅配の、私、ここにいます、名前を言うつもりはありませんが、ほかの業者で美浜町まで届けてくれる業者のリストもアンケート、この整理の中にありました。

だけど、私、野間ですから西海岸ですが、一部の店が始めて、どこまで事業が展開していくかわかりませんけれども、始めたということも聞いていますから、ぜひ早い段階で駅前とか南部とか野間とか奥田とか、お店に直接お願いに行つて、何とかいい方法はないだろうか、ひょっとしたら申し込みはインターネットでとかということですが、そういう難しいことじゃだめなので、電話でとか、チラシが手元にあつて、電話したらいついつとか、夕方には届けるとか、配達の間とかいろいろあると思います。そういうことを本当に早い段階で、1カ所でもいいですから始めて、それをチラシにして、きちっと高齢者の関係者のところに、もううちに張っておけるような形、広報に載せましたとかいうことじゃなくて、実際に手元にないとだめだと思いますから。

それから、先ほどの情報誌の、実はこれは東浦町で、今の話で、食べ物、弁当、床屋さん、電球の球をかえてくれるところ、あとサロンだとか高齢者の人が集えと、いろいろな形の分野がありますから、一気にたくさんの情報誌でなくてもいいと思うのですね、まずできることからやっていただきたい。

先ほど、巡回バスを利用すればいいのじゃないかということですが、例えばお米を買った人は本当に大変なんです。

実は、武豊の方に聞いたときに、行きはバスに乗って行って、帰り、買い物したら、美浜町でもあります、高齢者の方へのタクシーのサービス券がありますね。買い物して、1人じゃ1区間だけですから、それを3人ぐらいで一緒に行けば、行きは美浜ですと無料です。バスで行つて、買い物したらタクシーを使って帰ってくる、そういう方法も、例えばこういうやり方がある、いろいろなそういう紹介も大事だろうと思うものですから、その辺ではどの辺まで検討していますでしょうか。

それと、課長さんだけでなく、スーパーへの申し入れ、具体的にどういう動きを今からしようとしているか、お聞きしたいと思います。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

確かに、お米などの重たいものを高齢者の方が持って帰ってくるということは、なかなかできないと思います。ですので、注文はその場で行うことができ、配達をしてくださるお店であるとか、そういう宅配と配達と、また別になるかと思いますが、そういった仕組みを今から申し入れをしていくという今段階でございますので、よろしくお願いします。

○2番（山本辰見君）

ぜひ、この事業、高齢者の方だけでなく障害者の方も含めて、お年寄りの方々を本当に助けるという立場から、積極的というか、テンポを上げて取り組んでいただきたいと思います。

2点目の選挙公報の関係でございますけれども、国政選挙については10日間ぐらいあるから頼んでいるということですが、実際に区会に入っていない人のリストは、町はつかんでいますでしょうか、18区あると思うのですけれども。

○総務課長（杉本康寿君）

選挙公報につきまして、あくまでも行政区に依頼をしているということで、区に入っていない方もお願いしておりますので、実人数につきましては、選挙管理委員会としては把握はしてございません。

○２番（山本辰見君）

選挙管理委員会としてというよりも、町として、私がこういう質問したわけですから、実際に各区に、18区ですから電話でも聞ける。実態はどうだろうということで、ぜひ聞いてほしかった。次の町広報の問題も含めてですけれども、当然、１点目の質問は選挙管理委員会で選挙、公選法の関係ですけれども、実際にやっぱり届いていない方がいるものですから、私、こういう質問しました。

それで、区会には頼んでいるということですが、今言われたように、頼んでいるけれども、実態がどうなのかわからないということも少し白状したと思うのですが、町広報についても、実はほかの市町では、もう少し手広く、体育館、公民館、コンビニにも頼んでいます。駅にも置いています。それで、とりに行ってほしいというのがあるのですが、先ほど町長から、郵送の希望者には郵送しているということもありましたけれども、私、先ほどの、例えば600世帯のうちの50世帯がもし入っていないとしたときに、残り50世帯のリストをもらって、どうですかということをきちっとやっぱりフォローする、それ確実に届ける方法、いや、自分でとりに行くよという人は、それはそれでいいかと思うのですが、そういうことが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○秘書課長（日比郁夫君）

実際に広報が届いていないという世帯につきましては、先ほどお答えしたとおり、ちょっと私どもも把握しておりません。ただ、区会に配布を依頼している中で、できる限り全戸配布をお願いしたいということでの希望についてはお伝えしております。若干、転入・転出等で増減があるかと思いますが、29年までの3カ年のを見ますと、若干ずつ配布世帯については伸びてはいるのですが、また今後とも配布できるような方法について、研究というのですか、勉強させていただきます。

また、もう一つお願いしたいのが、どうしても要らないよという世帯の方もみえますし、御自分でホームページとかアプリを使つての広報紙、情報の取得をしてもらってもいますので、あわせてそういうことに関しても広くPRをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○２番（山本辰見君）

きょう、同僚議員のほかの質問の答弁の中にも、例えば運動公園の問題とかそのほかで、町広報紙で宣伝しているからホームページでということですが、私のきょうの質問、もし届いていない人には、町としては、広報は発行しているけれども届いていない人もいるかも、要らないという人もいるかもしれませんが、そのことを何も否定しませんから。

それから、ホームページも、意外と若い人もですが、年配の方も、私、実は、ニュースを入れたら、今どきこんな紙のニュースなんか、おら、パソコンの前で見ているんだと、何でパソコンで使わないという方、その方はもう七十幾つでしたけれども、そういう方もみえますから、いろいろいると思いますが、やっぱり手元に資料がきちっと届く、町が発行した資料が必ず届いているという形を、いわゆる保障していかないとけないと思うのです。そういう面では、例えば先ほど、つかんでいないと言いましたけれども、ぜひ、今、ちょっと正確にありませんけれども、世帯数8,500とか800とかぐらいあると思いますが、多分広報はそれと同じぐらいよりつくっていない、余分には余りつくっていないと思うのです。

実は、よその話をして申しわけないのですが、南知多町では区会の参加率が7割ぐらいだと。実際に届いていないので、発行も7割ぐらいだということを言っていました。

ところが、武豊とかほかですと、やっぱり世帯数より多目につくって、先ほど言いましたように、リストをもらって、ちゃんと届ける方法、お金もかかってもということですから、ぜひ私は、例えば区会に入っていない人

たちのリストをきちっと把握して、今、全体の自治区の行政協力交付金か何かの形で、年間これだけというのを、世帯割とかで出していると思うのですけれども、今の届いていないところには、例えば協力を割り増ししてでも広報の担当分でこれだけぜひ配ってほしいということも、割り増しをしてでも配布することが大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（沼田治義君）

議員おっしゃるように、私ども、選挙の公報、それから町の広報紙、全区にお願いを配っているのが現状でございます。

そうした中で、全区におきましては、区会に入っていない方につきましても、選挙は全て有権者の方に届くような必要なものですから、選挙の公報についても配ってくださいよ。それから、町の広報紙、これにつきましても、町民の方に全て届かないけませんので、そういった形で区には、私どもで町の全体の住民票の世帯数というのはわかっていますので、それ以上の部分の枚数については配布をお願いしております。

補完的にどうしても、先ほども要らないという方もみえますし、それから郵便で送るというのもいい方法かと思うのですけれども、郵便の受け取りを拒否されるという方もみえますし、いろいろな御事情があります。何とか町としては、大事な情報誌ですので、情報のものですので、配布をしていきたいと思っています。

今後につきましては、そういった補完的なことができるような仕組み、今でもやっているのですけれども、役場とか公共施設、公民館、そういったところにも全区の広報紙も選挙の公報紙も置かせていただいております。

それから、届かないよという部分で、直接送ってくださいよと、そういった申し出があれば、そういう方々については、きちっと私ども、送らせていただいておりますので、町としても、なるべくきちっと届けられることできるように今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○2番（山本辰見君）

決して、私、ほかの市町がこうだからということ余り言うつもりはありませんけれども、これを調べるに当たって、先ほど壇上で質問したように、半田市、阿久比町、武豊町なんかは、本当にいろいろな手を加えて、それから選挙公報については、全世帯に届くということを、区会にじゃなくて郵便局に頼んで、そういう場合は、いわゆる宛名なしでもいいものですから、1通22円とか24円とかいう、すごい普通の郵便より安い形で、そういう方法もとっていますが、ほかの市町の状況は一遍調べましたでしょうか。どの程度つかんでいるのでしょうか。

○総務課長（杉本康寿君）

近隣市町、南知多は当然調べてございます。南知多につきましては、美浜町同様、区に依頼をしておると伺っております。

○2番（山本辰見君）

決して、私、例えば私が区会だったら、受けた、そのことは嫌だとかいうことを言うつもりはありませんけれども、えてして、例えば参加状況が少ないとすると、区費をもらっていないで、何でそこまでということが気持ちの中にあるんじゃないかなと思うのですから、そういう形をなくするためにも、頼んでいるだけでなく、実態をもっとつかんで、本当にどういう形が、それから区会からそれに対する要望とか何かあれば、しっかりつかんで対応していただきたいなと思うわけです。

とりあえず、そのことに対して何かありましたら。

○総務課長（杉本康寿君）

先ほどの選挙公報につきましては、私が答弁した中に、今後の国政選挙、知事選挙及び県議会選挙においては、選挙公報の配布方法につきましては、各有権者の世帯に配布できる措置を講じておりますので、今までと方式を

変えまして、区会に依頼するのではなくて、郵送等をもって各世帯に必ず配布ができるという措置を講じておりますので、その点をお間違えなく、よろしくお願いいたします。

○総務部長（沼田治義君）

山本議員の、今後しっかり調査をして状況を把握する必要があるじゃないかという御質問でございます。

これにつきましては、私ども、真摯に受けとめまして、やっぱり現状をつかまないといけませんので、それとあとは先進地というのか、隣町もいろいろな方法で選挙の公報、町の広報紙、配布をしていると思いますので、いろいろな方法・可能性を探っていきたいと思いますので、今後とも調査研究に努めたいと思います。

○2番（山本辰見君）

先ほどの総務課長の答弁、先般の知事選挙からはやっておったのですか、それとも今後でしょうか、そのことを確認したい。ぜひ、ことし、町会議員と町長選挙もあります、夏には参議院選挙があります。どこから該当するのか、最後になりますけれども、お尋ねします。

○総務課長（杉本康寿君）

知事選挙につきましては、区にお願いをしておりました。

県会議員の来る4月7日の投票におきましては、この部分からポスティングシステムというのですか、日本郵便に依頼する措置を講じておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（山本辰見君）

少し時間残りしましたが、これで終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本議員は自席に戻ってください。

〔2番 山本辰見君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、13番 丸田博雅議員の質問を許可します。丸田博雅議員、質問してください。

〔13番 丸田博雅君 登席〕

○13番（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可を得ましたチャレンジMIHAMAの丸田でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

間もなく8年目を迎えます東日本大震災。平成23年3月11日、午後2時46分に発生しました地震は、モーメントマグニチュード9、死者・行方不明者合わせて1万8,506名、全半壊合わせて約40万戸、大変な大きな被害をこうむった震災、皆さんも忘れることはできないと思っております。

私は、以前にも申し上げましたが、震災後1年後に、宮城県の亘理郡山元町、一番被害のあった地区を視察してまいりました。現地を見て、あの悲惨な姿に身の震える思いがありました。その後、2回視察してまいりましたが、復興はほど遠く、仮設住宅での生活を見まして、非常に複雑な気持ちをいたしておりました。

いつ来るかわからないこの地方の南海トラフ巨大地震につきましても、こういった私どもが視察したことをどう生かすか、どうつくり上げていくかは、今後の私どもの努力次第だと思っております。

今回は、私は、今後、地域の環境と安心・安全な活力あるまちづくりをどのように進めるかを含め、次の質問をしたいと思います。

まず、1、美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインについて。

美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドライン制定の目的、内容について説明をしてください。

2、ガイドラインと条例・法律について。

ガイドラインと条例・法律の効力及び関係について説明してください。

3、太陽光発電施設、風力発電施設に対する法定外目的税の導入について。

岡山県美作市では、事業用太陽光発電パネルの面積に応じて課税する法定外目的税の導入に向け、検討を始めた。税収は、太陽光発電施設周辺の生活環境向上などに充てるとの考えであります。

本町においても、太陽光発電施設、風力発電施設に対する法定外目的税の導入を検討する考えはありませんか。

4、美浜町運動公園整備による経済波及効果及び地域防災の拠点としての位置づけについてであります。

運動公園を整備することによって、本町への経済波及効果の内容と試算される額及び地域防災の拠点としてどのように位置づけ、整備をしていくのかを説明をお願いいたします。

5、企業誘致について。

第6期実施計画では、平成31年度において、企業誘致可能性調査事業を実施する予定となっていますが、平成32年度以降は企業誘致に関する項目は見られません。どのような目的、内容でこの調査を実施し、それを今後どのように活用し、企業誘致に結びつけていく考えですか。

以上で、壇上からの質問を終わります。わかりやすい回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは続きまして、丸田博雅議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインについての御質問でございますが、現在、本町独自の美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドラインを制定するために、ガイドライン（案）を公表し、パブリックコメントを2月20日から3月11日まで実施しているところでございます。

このガイドライン（案）は、目的として、太陽光発電施設において、町の「自然環境の保全と良好な景観の形成を図るとともに、事故・公害及び災害を防止し、地域住民の良好な生活環境を守ること」としております。そのために、事業者が遵守すべき事項を定め、設置工事や発電事業について、町への届け出や近隣住民等への説明を求め、町・住民・事業者が相互に情報を共有し、各法令に沿った発電事業を行うこととしております。さらに、設置の自粛を求めることができる区域を定め、住民の集中する区域や自然景観を特に守るべき区域については、町からの設置の自粛を求めることができるとしております。また、必要であれば、事業者等に対し、町から指導、助言を行うことができることとなっております。

以上が、太陽光発電設置に関するガイドライン（案）の目的及び主な内容でございます。

次に、ガイドラインと条例・法律についての御質問でございますが、地方公共団体における分類でお答えをいたします。

まずは、ガイドラインは、地方公共団体が取り組むことが望ましいとされる指針や行政指導のための内部の基準となる目安を示すもので、法的拘束力はございません。

条例については、目的により、基本条例、規制条例などの種類に分かれますが、ここでは規制条例にて御説明をいたします。

法律と条例の関係でございますが、条例制定の法的根拠は、憲法及び地方自治法の規定により、法律の範囲内、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができます。また、基本的に本町における事務であって、国

及び県に属する事務については制定することができません。したがって、条例の制定に当たっては、憲法の規定・関係法令などの法体系の妥当性を留意し、当該自治体の事務に関するもので、法令の範囲内、なおかつ憲法に抵触しない内容についての全てが満たされる必要がございます。法令の内容を超えての条例はできないこととなり、慎重に対応しなければならないと理解をしております。

次に、太陽光発電施設・風力発電施設に対する法定外目的税の導入についての御質問でございますが、議員おっしゃられるように、岡山県美作市では、法定外目的税について、全国で初めて太陽光発電での法定外目的税の実施に向けて、有識者の意見も聞きながら調査検討しているとお聞きしております。

今後、美作市の動向を注視しながら情報を収集し、本町にとって有効かつ実現可能な制度であると判断したならば、太陽光発電施設、風力発電施設に対する法定外目的税の創設について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、美浜町運動公園整備による経済波及効果及び地域防災の拠点としての位置づけについての御質問でございますが、現在、経済波及効果を調査しており、今年度内には成果が報告されることとなっております。

現時点での速報値ではございますが、専門機関であります公益財団法人中部圏社会経済研究所による運動公園利用者の本町内での消費見込み額と日本福祉大学の学生が消費する額を合わせますと、1年で約15億円であると算出しております。この運動公園利用による消費額は、最小限見込める利用者数で試算いたしましたので、利用者をふやす取り組みが経済効果を増長させ、この事業の目的でもあります地域消費の増加、住民活動の活発化、日本福祉大学美浜キャンパスの存続による人口及び消費の維持等に直結するものと確信をしております。

また、地域防災面についてでございますが、地域防災計画では、指定緊急避難場所の予定地及び応急仮設住宅の建設予定地として位置づけをしております。広大な公共用地を確保できたことにより、既に津波指定緊急避難場所とされている日本福祉大学と一体的に住民及び観光客などの避難地として位置づけることについて、大学側との協議も始めております。

また、施設としましては、有事の際に備える防災備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置するほか、陸上競技場のスタンドは避難所として位置づけることができるような耐震仕様での設計を進めているところでもございます。

次に、企業誘致についての御質問でございますが、第6期実施計画にてお示しをした企業誘致可能性調査事業は、企業の設備投資及び事業用地の取得ニーズを調査し、工場の新設・移転等に関する情報を把握することで、本町が行う企業誘致活動の基礎資料とすることを目的としたものでございます。

この事業は、町内外の企業約1,000社を対象とし、本町への進出意思、経営の規模、事業内容、立地に当たっての条件などをアンケートにて調査し、進出意向の高い企業については、さらにヒアリング調査を行うものでございます。

平成31年度には、先ほど申し上げましたアンケート調査を行うとともに、本町への企業進出を勧誘するためのチラシを作成する予定でございます。

また、平成32年度以降については、アンケートの結果をもとに、本町への進出に関心のある企業への訪問を行うとともに、企業の求める優遇措置等についても、県内先進地を参考に調査研究し、企業立地セミナー等でのPRを継続して行うなど、進出希望企業の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

なお、現時点において、第6期実施計画には、平成32年度以降の企業誘致に関する項目は載せておりませんが、平成31年度実施予定の企業誘致可能性調査事業の結果を踏まえ、本町の企業誘致に必要な予算を計上してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの私の答弁は以上でございます。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○13番（丸田博雅君）

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

本町に設置をされました風力発電に対し、地域住民の方々の厳しい声が多く届いております。ガイドラインを作成いたしましたが、法的拘束力がなく、全て解決には至っておりません。

国が推し進めている再生可能エネルギー、何の規制のないまま各地方で問題を起こしておるのは御承知かと思えます。東浦町も、裁判にかけたということもお聞きしております。

そのためにも、本町は、昨年の6月24日に、国に、議長・町長が意見書を提出しました。これは、議会だよりも、表紙にこのように載っております。今後、国がどのような施策をとるのか、注目してみたいものでございます。

そこで、3点ほどお聞きします。

今月の10日、美浜町総合公園体育館サブアリーナにおきまして、地域開発みちの会主催のフォーラムがございました。そのときに、コメンテーターとして、1人の若い農業後継者、布土の方であります、私は大変印象に残りました。彼は、農業の関係した大学ではありません。普通の大学を卒業した後、大手の企業に勤めたのですが、どうしても農業がしたい、こんな思いで、現在、親御さんとともに農業に従事している話を聞きました。彼は、急速な太陽光発電施設の設置により、多くの農地が失われている現状、それから美浜町にもありました、土砂崩れ等で発生した、いわゆる道路を封鎖した現況あるいは農地まで侵されている現況、そういったものがありまして、今後もそういった発生が大変心配されるという話をされました。

また、上野間の町政懇談会におきましても、参加者の女性から、太陽光発電の開発により里山が失われているとの危惧の発言もお聞きしております。

こうした開発の裏には、農地・山林を管理できなくなった所有者の事情、土地の有効利用を図るといった事情があることは無視できません。理解もできます。しかし、財産権の関与もあることから、町として規制することは大変難しいことも承知をしております。

本ガイドライン作成に当たり、どのように検討されましたか。

○厚生部長（西田林治君）

丸田議員の御質問でございますが、我々もいろいろ苦慮いたしました。余りきつい規制をかけると、財産権に及ぼす影響が非常に高い。これについては非常に苦慮しましたが、ただ、そのままやっていただいて、雨が降って土砂崩れが起きるということでは少しまずいのではないかと、そのことだけはやはりきちんと義務づけようという形をとっております。

ですので、このガイドラインをつくったときには、制定したときには、事故・公害の防止、災害の防止、この3点を強く求めるものにしようということで、人口密集地には市街化区域、工業地帯を除くということになりますが、そういうところにまで遠慮していただこうというガイドラインにしております。それと、要するに公害と申しますと、どうしても反射とか、そういう反射熱とかということがありますので、そういうものは人口密集地でなければ、まだよっぽどいいだろうということと、山の中では災害防止をとりあえず義務づけさせていただこうという考えで制定してございますので、お願いいたします。

○13番（丸田博雅君）

大変難しい問題とは思いますが、次に２点目をお伺いいたします。

計画される太陽光発電施設が町の将来的な土地利用計画に支障を来すと判断される場合は、本ガイドラインにより抑制できるかどうか、これをお伺いいたします。

○厚生部長（西田林治君）

ガイドラインでございますので、先ほど町長の答弁もありましたように、法的な規制、法的な拘束力はどうしてもございません。ただ、町が姿勢を示して、行政指導していく一つの基準という形になりますので、前もって計画していただく方に、町がやってもらっては困る地域というものをガイドラインの中で示していくという形になっています。

今現在では、文書的に少しの部分しか書いてございませんが、とりあえず、例えば先ほど企業立地の地域が決まって、予定地が決まってきたり、そういうところをこのガイドラインの中に前もって入れるだとかいうことも考えた上で作成しておりますので、そういうことで、前もって計画の段階でこういう地域があるんだということを知っていただくということで、かなり抑制できるんじゃないかと考えてつくらせていただいております。

○１３番（丸田博雅君）

また後から、企業誘致の関連にもなりますが、こういった施設が方々にできるということは、まちの将来、まちづくりに関して、私は何らかの支障が出てくるのかなという思いは個人的には思います。それがゆえに、このガイドラインが示す、これは恐らく相談をしながら進めていく内容だとは思いますが、できるだけ協力を得られるような内容をしっかりと中に盛りつけていただいて、まちの発展あるいはまちづくりに支障のない形であってほしいなと。せつかくつくるのですから、単なる形だけでは、やはりこれは効果は薄いかと思っております。

３点目、本ガイドラインの対象となる施設整備計画について、どのように把握しておりますか。

○環境課長（藪井幹久君）

把握につきましては、最終的には太陽光発電施設、施設自体の認可は経済産業省、そちらのホームページに公表されるということになります。本当に最終的には、そのホームページで確認をしてということになります、いろいろなホームページにも募集とかもされておりますので、そういったものも、我々、本当に随時チェックをしているという、今でもそういう形でございます。

さらには、経済産業省のホームページにというのが最終的ではございますが、今でも風力発電でもそうですけれども、窓口相談に来た時点、本当の申請、認可の、このあたりですと、管轄は名古屋にあります中部経済産業局になりますが、そちらのほう、さらには中部電力の窓口、そういったところに手続の相談とか、そういったことがなった段階で、美浜町にもそういうガイドラインができていると、ありますよという形で、美浜町に御連絡・御相談をと紹介してもらっております。それで、我々にも連絡をしていただいて把握をと思っております。

経済産業省のホームページは、インターネットでたまたますと出てきますが、大体毎月、長いと２カ月に一遍というタイミングもございますが、そういった形で更新されております。ですので、我々も随時その情報を確認して、新しく認可された方というのはどういう方かというのを見て、またそういった方にも、もし我々がまだ把握していないようであれば、そういった方に随時連絡して行っておりますし、これからもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○１３番（丸田博雅君）

先ほど、こういった施設については、できるだけ住宅街を外す、そんなお答えもありましたが、現実問題として、例えば河和南部小学校の真ん前に、大変、道路の両側に太陽光発電施設がございます。ただ単に、あるのかなというだけではありません。実際、周りに住んでみますと、やはり夏場では相当温度が変わってくる、そうい

ったことも私はお聞きをしております。

土砂崩れで流れた太陽光発電施設のみならず、そういった学校の周辺までどんどん押し寄せている現況がございます。何か町のほうで、しっかりと前もって管理ができないものかなという思いがありますし、また風力に関しましては、やはり夜中でも回っていると、風さえあれば、そういったこともございます。

今後、非常に大変難しい問題ではあると思うのですが、国へも、また今後もしっかりと意見書なり嘆願書なりを出していただいて、できるだけ解決に近いものをつくり上げられたらなという思いがございます。

次に、運動公園に関しまして、再度質問をさせていただきます。

この運動公園につきましては、同僚議員が何回も何回も質問をしております。改めて、私から、細々とはいたしません、やはり一番興味があるというのか、関心があるというのか、どれだけの経済効果があるんだろうと、どれだけ美浜町にとって得なんだろう、そういったことも一つ大きな課題になると思い、先ほど回答をいただいた中で、1年間で約10億円以上あるのじゃないかと。これは恐らく概算、想像に近いものであるとは思いますが、何といっても午前中の一般質問の中でも、日本福祉大学があるというのは非常に大きな材料かなと思っております。

運動公園に関しましては、当然これはスポーツの場所であります。町内にとどまらず、町外からも、スポーツの拠点あるいは健康づくりの場であるということに使っていただくわけでございますが、それ以外にも、やはり先ほど私が壇上で申しましたように、いつ来るかわからない、ひょっとしたら東日本大震災あるいは阪神・淡路大震災よりもっと大きな被害が出るんじゃないかと予想される南海トラフ巨大地震、伊勢湾では津波の高さが約7メートル、それから三河湾では約4メートルというような過去に報道もありました、そういった災時のときにきちっと対応できるような施設も絶対に必要であります。なってから、しまったなでは、生命・財産、特に生命が守られません。そういった面で、いろいろな意味合いで、一つしっかりと運動公園に関しては取り組んでいきたい。

昨年、国土交通省に参りました折、当然運動公園でございますので、施設の説明の中で、プラスアルファ災害時の拠点地区としたいということに、非常に国交省の方は関心を持たれたことを、私は今でもはっきりと覚えております。

何度もくどいようですが、人命にかかわることです。これは、恐らくわかりません、10年先か20年先かわかりませんが、地震予報官にすれば、必ず来ますよということがございますので、それもあわせて、またしっかりと腹を据えてこの事業は取り組んでいきたい、そのように思います。

これに対して、再度質問がありませんので、私の思いのたけを述べさせていただきました。

最後、企業誘致でございます。

昨年、運動公園の視察について、田辺市、上富田町に視察に参りました折、上富田町でまず企業誘致を行った。この上富田町というのは、約5,000人の小さなまちですが、活性化のために企業誘致を行ったと。それで、その後、運動公園をつくり上げた。今、人口もふえて、あるいは財政も向上しているということをお聞きし、非常に勇気づけられたことがございました。

この点について、現在の県内の工業団地の状況はどのようになっていますか。十分足りているものなのか、不足しているのか、現在、整備中のものはどれほどあるのか、把握している範囲内で結構ですので、お聞きをいたします。

○企画課長（磯貝尚美君）

企業誘致の県内の状況でございますけれども、現在、県内におきましては、内陸部においては、まだ足りない

と聞いております。津波の関係もありますので、臨海部は余り人気がないといひますか、そんな状況でございます。内陸部だと、まだまだ足りないと聞いております。

企業誘致ですと、これは愛知県企業庁の県産業立地通商課から情報を得ておるものでございます。ただ、たくさん優良な土地はあるのですが、最近、企業が、やはりここがいいと決めるまでが、なかなかマッチングが難しいということもございますので、やはりマッチングがうまくいくようにPRをしっかりとしていかなければいけないということで、指導を受けている次第でございます。

県内の状況でございますけれども、現在、愛知県では、企業誘致を県で物すごく推進しているものですので、愛知県適地面積というものがございまして、企業を誘致するのに適地の面積がとても愛知県は多いということで、全国で第5位ということになっております。立地決定面積も全国で第5位ということで、いずれも適地があつて、しっかりと決定をしているということで、5位、5位ということで上位を示していて、ずんずん進んでいるという状況でございます。

また、県内におきましては、開発が決定している用地については15地区ございまして、それは10市町村にまたがっているということで聞いております。

それから、現在、構想中のところ、まだこれからですが、適地で構想しているよというところが10地区ございまして、それは9市町村でまたがって構想しているということで聞いております。

○13番（丸田博雅君）

午前中にも、一般質問の中に、大岩議員から、働く場所、これはぜひ必要だと、そういった面もあわせて企業誘致を進めていただきたい。それがためには、一つは道路整備、知多西部線、知多東部線、今、知多西部線のほうは着工しておるのですが、知多東部線をぜひ早期に推し進めていただくように、これは名古屋に近い物流、それから当然ですが観光的なものもございます。そういった面でつながるものがございます。ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それでは最後ですが、まだ時間はあるのですが、私はそんなに用意してありませんので、最後に、先般、ある会におきまして、美浜町は2040年ですか、なくなるまちとして——愛知県には54市町村がございます——なくなるまちで、第1位が三河の東栄町でございました。美浜は、それでは何位かといいますというと7位です。5割を超すような、なくなる、そういったことがこの会の中で言われました。これ、聞いてはおったのですが、改めて聞くとショックです、正直言ひまして。

私は、これも、努力次第あるいは思い方次第ではこれを打破できる、そういった感じを持ちますので、最後になりますが、改めて町長から心意気をひとつよろしく願ひいたします。

○町長（神谷信行君）

ただいまのお話ですけれども、確かに私が就任した当時は、20年後の美浜町、消滅都市と言われておる中で、今、東栄町が第1位ということで、今現在、東栄町とも仲よくさせていただいておる関係上、非常に寂しい思いをしております。

そうした中で、私どものまちにつきましても、第7位という評価されておるということを聞いて、なおさら今ショックを受けておるわけでございますけれども、私どものまちにつきましては、あくまでも研究所での統計の中でのお話と私は思いながら、今の現状のまちの課題等々も全て洗い出していく中で、決して消滅都市とならないまちづくりを目指し、頑張らせていただいておりますつもりでございます。

先ほどから、学校の再編整備のお話も出てはおりますが、これはあくまでも減少を見込んだ中でのお話ということで、当然、今回の企業誘致の関係につきましても、これが効果といたしましては雇用の確保、そして若い方

たちが定住していただける一つの方策と私は考えております。

また、先ほども、この美浜町においては、まだまだ企業としては、こちらへ出てきていただくには決して無理なところではないと、まだまだ今から希望はたくさんあると私は思っておりますので、人口的な減少もとめ、そしてまた若い方たちも多くふえる中で、仮に再編等を行っていただけでふえていっても、それは学校の一つの組織のあり方として、再編整備はやっていかざるを得ないのかなと。また、多くの学校運営に対しましても、非常にコストが多くかかる。そして今、基本的には老朽化が進んでいっておる中で、これはやらざるを得ない一つの取り組みの事業として再編をしっかりと進めてまいりたいと、また健全な財政運営を目標に考えていきたいと思っております。

やはり若い方たちには、この運動公園、そしてまたもう一つは私の挙げております美浜の里構想で若い方たちにやはり夢と希望を持っていただき、美浜町でアスリートも生まれることも、これは夢ではないと私は思っております。事実、私どもへ、町長に報告ということでも、野球の分野、陸上の分野、いろいろな形で全国大会、そしてまた県大会等々で活躍されてみえる方が、町内の活躍されているお子さんたちが御報告に来ていただいております。そうしたことを見ても、今、スポーツに親しみ、県内・県外、そして全国で、美浜町からも活躍していただけておる子がたくさんおみえになるということで、本当に誇りに思っております。

また、こういった次につながる若い方たちをどしどし輩出できるようなまちの体制づくり、これもしっかりと行っていかなくてはいけないのかなと。また、美浜町の魅力はさらなるアップしていくのではないかと考えております。

運動公園事業についても、さまざまな御意見やお話は私の耳にも届いておりますが、私は、先ほどからも、午前中から御説明させていただいておるように、この事業は町の活性に、また経済投資効果に対しても非常に有効であり、先ほども大学との一体的な取り組みにより1年で約15億円という大きな経済投資効果が生まれてくるといことも、美浜町にとっては物すごく大きな財産だと私は思っておりますので、大学との、お金だけではなく人的なものも活用させていただきながら、交流しながら、さらなる魅力のある教育、そしてまた美浜のまちというものを発信し、多くの方々に喜んでいただけるような、お年寄りの皆さんもこの運動公園を使っていただいて、健康寿命、これもしっかりと延ばしていただいて、美浜町のこれからの発展に皆さんが力を合わせて努力していただけることを本当に御期待を申し上げまして、私の思いを言わせていただいています。ありがとうございました。

○13番（丸田博雅君）

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田議員は自席に戻ってください。

〔13番 丸田博雅君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩したいと思います。再開を午後3時といたします。

〔午後2時36分 休憩〕

〔午後3時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

会議に先立ち、教育長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育長（山本 敬君）

失礼いたします。先ほどお話しした件のその後を御報告いたします。

町内全小中学校、14時20分からグラウンド待機を行いました。全校異常なしであります。

その後であります、小学校については一斉下校で帰っております。

学校教育課には、保護者からの問い合わせは1本もなしということであります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

次に、厚生部長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。厚生部長。

○厚生部長（西田林治君）

先ほどの教育長の報告の関連で、保育園関係でございますが、保育園も園庭の校舎から一番近いところで避難をしておりましたが、一応異常ないということで、大和幼稚園にも別に何もなかったということでございますので、御報告させていただきます。

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔3番 鈴木美代子君 登席〕

○3番（鈴木美代子君）

あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明解なる答弁を求めるものであります。

その1、投票所の入場券についてであります。

先日の愛知県知事選挙から、投票所入場券となる選挙はがきに変更されました。これまでの投票者1人に対して1枚のはがきから、1世帯4人までは1枚のはがきとなり、町民から、わかりにくいと評判もよくありません。武豊町は、世帯1枚のはがきから、最近、1人1枚のはがきに変更したということです。従来の1人1枚の選挙はがきに戻す考えはありませんか。

その2です。災害時の迅速な情報伝達と取得について。

戸別受信機がない世帯、あっても受信状態が悪い世帯があり、災害情報の伝達に不安がありますが、戸別受信機の普及拡大をどのように進めていきますか。

（2）災害発生時に、被災者が無料で使用できる特設公衆電話を、一次避難所に事前に設置することはできませんか。

3、虐待の防止・早期発見について。

虐待に関する事案が全国で発生しています。野田市の事案を例にとるまでもなく、虐待問題は事案が発生してからでは遅過ぎます。

そこで、以下2点についてお尋ねします。

（1）本町の保育所・小中学校の実態について、どのように把握し、どのような対策をとっていますか。

（2）町内の小中学校において、児童生徒に対するアンケート調査を実施する考えはありませんか。

4番、神谷町長の任期4年間で過ぎようとしています。4年前の町長選挙の公約ビラ「美浜に元気を取り戻そう」には、各学区に多目的広場を設置するとあり、災害時には避難所や仮設住宅に活用でき、平時は遊び場や地域の住民が集う広場をつくりますとあります。

住民から、いつになったらできるのか、楽しみにしていた、待っていたのにと聞きました。公約にない運動公園整備を進める前に、公約を実現すべきではないでしょうか。

他の公約として記載された高齢者生活不安解消対策の実施、保育料の減免なども含め、どのように実施していく考えがあるのか、具体的にお答えください。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の１点目以外をお答えし、投票所の入場券につきましては、選挙管理委員会書記長を兼務する総務課長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、災害時の迅速な情報伝達と取得についての御質問の１点目、戸別受信機がない世帯、あっても受信状態の悪い世帯があり、災害情報の伝達に不安があるが、戸別受信機の普及拡大をどのように進めていくかについてでございますが、災害情報の伝達につきましては、同報無線及び戸別受信機、メールサービス、ケーブルテレビのデータ放送、公用車による広報などで実施しております。

議員おっしゃる受信状態の悪い地域につきましては、山合いなどの立地条件が電波が届きにくい地区であると認識しており、そういった世帯からの苦情等は受けてはおりません。

問い合わせの多いものでは、周辺機器の電磁波等による雑音等が入り、聞きにくいなどのほか、こうした感度の悪い場合は窓際などに設置するようお願いしております。

また、戸別受信機の普及拡大につきましては、防災訓練を通しての普及やケーブルテレビ、広報などでの御案内も行っており、さらに区長会、自主防災組織連絡協議会の中でもＰＲに努め、普及促進を図っております。

町内の戸別受信機の設置台数は、平成31年１月末現在で2,599台であり、来年度からは、75歳以上の方がみえる世帯、65歳以上の方のみの世帯に加え、要支援者登録世帯にも戸別受信機の購入の補助を拡大いたします。なお、この補助拡大については、広報みはま４月号にも掲載をいたします。

今後におきましても、広報みはまなどにより、普及促進をまいります。

次に、御質問の２点目、災害発生時に被害者などが無料で使用できる特設公衆電話を一次避難所に事前設置することはできないかについてでございますが、まず特設公衆電話とは、発信専用で、災害時優先電話として、大規模災害等の発生時に避難所での住民の安否確認などに利用する有効な通信手段として設置するものであります。ただし、災害の規模などにより、設備等が被災した場合は利用できない場合もあると聞いておりますが、災害時の優先電話であるため、被災した設備等の復旧も早く、本町としては、災害時の有効な電話であると認識しております。

現在、本町におきましては、既に特設公衆電話の設置に関する調査を行っており、既存の設備、ルート等の状況や設置費用などの精査を行い、導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、虐待の防止・早期発見についての御質問の１点目、本町の保育所・小中学校の実態について、どのように把握し、どのような対策をとっているかと、御質問の２点目、町内の小中学校において、児童生徒に対するアンケート調査を実施する考えはあるかについて、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

虐待は、早期発見が非常に重要なため、担当課からは、保育所の所長、小中学校の校長先生に、日ごろからの園児・児童及び生徒の様子をよく確認していただくよう周知徹底をお願いしております。

保育所では、朝の受け入れから、さまざまな活動の中で、体にあざなどの変化がないか、不潔な状況ではないかなど、担任がよく確認をしております。虐待等が疑われる場合、担当課に連絡が入り、状況確認のため、保育

所に出向いて確認を実施しております。また、家庭の状況を確認する必要があると判断される場合、担当課や保育士による家庭訪問を実施し、安全の確認を行っております。

小中学校では、虐待やいじめ等の防止や早期発見のため、毎月のアンケート調査や学期ごとの個別面談を行っております。それぞれの状況によっては、知多福祉相談センター児童育成課、半田警察署生活安全課に要請を行い、家庭訪問や保護者の呼び出し等の対策を講じることを確認しております。

今回の千葉県野田市のような事件が本町で起きないためにも、学校及び健康・子育て課との情報共有や連携はもちろんのこと、特に家庭環境の変化は虐待の始まる要因の一つであるため、虐待が疑われるときには速やかな対応ができるよう、知多福祉相談センター児童育成課及び半田警察署生活安全課を初めとして構成される美浜町要保護児童対策連絡調整会議の場で情報の共有化を図り、こうした悲しい事件が起らないよう、子供たちを守っていく体制を整えております。したがって、鈴木議員のおっしゃる改めてのアンケート調査の実施については、現在のところ、考えてはおりません。

次に、私の公約についての御質問でございますが、まず最初に、私が町長に就任をさせていただきました平成27年から4年間、子育て・高齢者支援事業を初め、教育・都市整備事業など、「明るく・健康で・笑顔のたえない街美浜」を目指し、各種事業に取り組んでまいりました。

最初に、議員の御質問の中で、子育て支援の経済的負担の軽減で、保育料の減免について、私の公約に掲げるとの御質問でしたが、正確には保育料の減免ではなく保育料の減額でありますので、以後、減額でお答えをさせていただきます。

それでは、議員の御質問で、各学区に多目的広場の設置を進めること、子育て支援対策として、経済的負担を軽減する保育料の減額、そして高齢者の生活支援への取り組みとして、高齢者生活不安解消策の実施を進めることを公約として、町民の皆様方にお伝えをさせていただきました。

まず、1つ目の各学区に多目的広場を設置するにつきましては、高齢者を含め、地域の方が集える場所を考えております。

高齢者の方におきましては、健康づくりの観点から、人気でありますグラウンドゴルフを通し、憩える場所として考えました。例えば、グラウンドゴルフでの活用につきましては、現在、小学校グラウンドや旧布土小学校跡地、そして民間の新南愛知カントリークラブの御協力をいただき、6学区の方がそれぞれの場所において行っております。今回、計画をしております運動公園事業におきましても、グラウンドゴルフなど活用できる多目的広場を計画しております。

また、少子化の進む中で、保育所及び小中学校の再編計画を検討しておるところでございますので、その中で再編後の利用方法が最重要課題となろうかと思っております。私は、この課題の一つの取り組みとして、各施設のグラウンドの活用を検討しているところでもございます。

今後におきましても、さまざまな角度から多目的広場の充実に結びつく検討を重ね、拡大をしてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生活支援への取り組みとして、高齢者生活不安解消策の実施を進めることの取り組みとして、地域包括ケアシステム推進協議会を立ち上げ、医療、介護を切れ目なく受けられるような医療、介護、福祉の連携をする体制を構築し、さらに生活支援コーディネーターの配置及び介護予防の推進を図っております。その他、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ予防接種などの助成、高齢者タクシー料金助成、シルバー人材センターへの補助、ワンコインサービス、要支援登録世帯への戸別受信機の補助など実施しております。

また、巡回バス事業では、平成28年11月から車椅子対応車両を1台増車し、運行を1日5便から8便にふやす

とともに、知多厚生病院及び大型スーパーへの乗り入れを行い、高齢者を含めた交通弱者の利便性の確保を図っているところでもあります。

次に、子育て支援対策として、保育料の減額につきましては、保育料を直接減額する方法として、子育て支援策の充実、他事業により子育てしやすい環境、経済的な負担軽減を図る方法と2通りの方法を検討してまいりました。

1つ目としては、平成27年度から、保育料の負担軽減の拡大として、3歳以上の園児が同時に入所している場合において、その3歳以上の園児のうち2人目以降の保育料を無料にし、保護者の負担軽減に努めているところでもあります。また、国の施策として、幼児教育の無償化が本年10月から実施されることとなり、今後、国の動向をしっかりと把握し、引き続き検討をしてまいります。

2つ目として、子育て支援の経済的支援として、乳児を対象として育児用品の助成を初め、安心して育児や仕事ができるよう、環境整備として、全保育所へエアコンの設置、子育て支援センターの設置、放課後児童クラブの増設、子育て健康相談、各種予防接種などの情報アプリの導入、赤ちゃんへの訪問事業を実施し、また保護者の就労状況や疾病などによって家庭での保育が困難な状況にある児童や未就学児を対象に、ファミリー・サポート・センター事業、保育所の早朝、延長保育などを実施し、子育て家庭を支援いたしております。

また、公約にない運動公園整備事業を行うということにつきましては、就任時の私の所信表明及び施政方針の中でも、町の財政力を上げる取り組みをしなければならないと申し上げております。その一つとして、住民の健康増進、防災拠点の充実と交流人口の増加による経済の活性化などにつながる施策の取り組みとして、運動公園整備事業を実施するものでもあります。

いずれにいたしましても、町長就任からのこの4年間という短いスパンの中ではございましたが、皆様が喜んでいただけるよう、各種事業を実施してまいってきたつもりでございます。

今後につきましても、議員がおっしゃる事業も含め、住民の皆様が安心して「明るく・健康で・笑顔のたえない街美浜」に向けて効果的に事業を進めてまいります。

壇上からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

○総務課長（杉本康寿君）

次に、投票所の入場券についての御質問でございますが、今回の愛知県知事選挙から、選挙人名簿に登録されております各世帯の有権者4名をまとめて1通、有権者が5名以上の世帯については2通以上の圧着式はがきに変更いたしました。

投票の際は、投票しようとする本人の氏名・住所・名簿番号が印字された投票入場券だけを切り取り、投票所の係に渡すことで投票用紙と引きかえるためのもので、選挙の公正を期すものでございます。

議員のおっしゃる、わかりにくいというお声は、既に有権者からもいただいております。この反省点も含め、今後、表示内容等の改善に努めてまいります。

なお、今回の変更により、投票入場券の裏側に期日前投票の宣誓書を設けたことで期日前投票がスムーズにでき、さらに郵送に係る費用を削減することができるなどの効果も大きいため、今後も愛知県知事選挙同様、この方法で各世帯主の方に送付いたします。

なお、投票入場券の変更につきましては、今後も広報みはまにて有権者の皆様に周知してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○3番（鈴木美代子君）

まず、投票所の入場券ですけれども、何でこういうふうに変えたのか、お聞きしたいと思います。変えた理由。

○総務課長（杉本康寿君）

投票の入場券につきましては、一つは、近隣市町、武豊以外でございますけれども、その状況も踏まえまして、1世帯4名あれば1通で済むということと、あと期日前投票においての宣誓書を裏面に記載することによって、期日前投票の手続がスムーズに行えるということと、もう一つが費用対効果の面で、今まで各人にお送りするという事は、有権者が約1万8,000人ほどいます。世帯といたしましては8,000世帯ぐらいになりますので、その差額分が費用対効果として金額が上がってきますので、その金額、約58万円ほど費用が浮く格好になってきますので、本町の財政力等を鑑みまして、今回、このような方法に変更させていただきました。

○3番（鈴木美代子君）

実は、武豊町は、大分前から1世帯何名までか、4名までかな、1世帯1枚というはがきをやっていたそうですが、ことしから、選挙はがきは入場券1人1枚に変更したそうですけれども、美浜と反対に。

私が知っている限りでも、特に高齢者の方は、すごいわかりにくい、前のほうがよっぽどわかるという声がいっぱいなんです、前に戻す考えは全くありませんか。

○総務課長（杉本康寿君）

議員のおっしゃることは、十分承知してございます。わかりづらいという部分も、はがき大になってきますので、当然文字が小さくなっております。その点も、次回の県議会選から変更させていただきまして、わかりやすい格好で愛知県知事選挙同様にこの方法をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

本当にわかりにくい。このはがきですけれども、本当にわかりにくくて、お年寄りも、鈴木さん、これどうやって見るかねと。私も、最初、このはがきを見たときに、自分の名前はどこにあるんだろうと探しましたよ、本当に。こんなことをしなくても、1人1枚のはがきでいいと思うのですけれども、これは予算を小さくするためにやったわけですか。

○総務部長（沼田治義君）

今、総務課長から説明があったとおりでございます、今回の改正につきましては、鈴木議員がおっしゃるような、一般の有権者の方々が、はがきから4枚ついたものになったということで、非常に見にくいじゃないかという声も選管に届いているのも事実でございます。

そうした中で、今回、2点改善——先ほど総務課長も言ったのですけれども——これをやることによって、期日前投票というのがございます。期日前投票は、鈴木議員も行ったことがあるかと思うのですけれども、行く前に宣誓書というものを書いて、手続をとってやるわけですけれども、今回、このはがきの裏側に宣誓書もつけさせていただいていますので、これをおうちで書いて期日前投票に行きますと、スムーズに投票ができます。それが、まず1点です。

それからもう一点は、やっぱり選挙費用につきましても、これは税を使って執行をさせていただいておりますので、やはり郵送料も含めてコストについては、しっかり私どもとしては、状況を見ながら、選挙の費用についてもやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○3番（鈴木美代子君）

選挙権というのは、国民一人一人にとって侵すことのできない大切な権利です。この権利を尊重する上でも、1人1枚の入場券でやるべきだと思います。

今までの1人1枚のはがきが全部で総額幾らぐらいだったのか、今回の世帯1枚のはがきで総額幾らぐらいなのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（杉本康寿君）

1枚当たりの費用というわけではなくて、1枚当たりになりますと、割引もございますので、さきの平成29年の衆議選でお答えいたしますと、1万8,821通送っております。その金額が113万1,894円になります。さきの知事選につきましては8,792通送っておりまして、54万8,700円という金額になっております。割り返せば1通当たり出てきますけれども、差し引き、先ほど私が申し上げたとおり、58万3,194円となるんですけれども、58万円、選挙費用が浮いてくるという計算になります。

○3番（鈴木美代子君）

私は、選挙権は、こうやってただただお金のために町民にわかりにくい制度に変えるということは、ちょっと納得いきません。やはり、ちゃんと選挙権はあるのですから、それを1人1枚の選挙はがき、入場券で今までどおりにしていくべきだと思います。私は、お金を少し減らすために、町民に不自由なわかりにくいものを使うべきではないと思います。そう訴えておきます。

次に、戸別受信機ですけれども、よく聞こえない、わかりにくいという声が大分あるんですけれども、これについて、一度、世帯全部を調べたことはあるんですか、もう10年ぐらいになると思うんですけれども、戸別受信機を使うようになってから。きちんと調べたことはあるんですか。

○防災課長（石濱克彦君）

戸別受信機の聞き取り状況を調べたことがあるのかという御質問だったと思うんですけれども、今までのところ、そのような調査は行ってございません。

○3番（鈴木美代子君）

戸別受信機は、災害があったときに、同報無線が余り聞こえないところもあるんですよね、ガーガー言ってる。戸別受信機は、それを補う意味でも大事な受信機だと思うんですけれども、やはりこの際ですから、きちんと全体のどういう状況なのか調べてみる必要があると思うんですけれども、いかがですか。手抜きをして、全然住民からの声もないからわかりませんじゃ済まないと思うのですよ。

○防災課長（石濱克彦君）

戸別受信機をお渡しするときに、電波が聞き取れない場合とか何か支障が起きた場合は、1週間以内にそう言っていただければ、その都度、例えば必要ないとか故障だとかいうところもありますけれども、支障があった場合もそう言っていただく形にはなっておりますので、それが今のところ、直接私どものほうに、お渡ししてその話をするんですけれども、回答というのか、聞こえていないものですから、先ほど調査を行っていないというふうに申し上げました。

だから、お渡しするときには、1週間以内に支障がある場合はそう言ってくださいということは、お渡しするときにお答えしておりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

そうはいいますけれども、わからない、使えない、そういう人がいっぱいいるんですけれども、訴えてくるんですけれども、そういう人は役場に言っていたらという、役場に言っても一緒だから、もう全然使わないというようなことを言ってみるんですが、私は、きちんと一度、かけた方に調べて、これが本当に使えるかどうか、

やっぱりやるべきだと、調査すべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○防災課長（石濱克彦君）

先ほどと同じような答弁になるかもしれませんが、御本人さんは、この戸別受信機は無料じゃないものですから、1,000円という対価もしくは6,000円という対価を払ってお使いになるわけでございます。だから、その聞きぐあいとか、買って置いてずっと箱に入っておるという状態は、私どもとしては、ないと認識しておるのですけれども、そのためには一度使っていただいて、使えないときには、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、窓際のほうに置いていただく、もしくは冷蔵庫とかそういった電磁機器の発するところではなかなかそういう障害が起きるとするのは、先ほど町長の答弁でも認識しておりますけれども、そういったお話を再度させておりますので、鈴木議員がおっしゃるとおり、全地区調査も必要かもしれませんのですけれども、一度、直接鈴木議員のほうにおっしゃっていただいた方を教えていただければ、直接御訪問させていただいて、そのような、私どもでラジオの状態を確かめることも可能なものですから、おっしゃっていただけると助かりますので、よろしくお願いいたします。

○3番（鈴木美代子君）

そういうことしか言えないですね。全体でやっぱり一度調査してみますわと。今、美浜町全体で、戸別受信機がどんな調子で、どのように利用されるか、きちんと、戸別受信機はラジオにもなると思うものですから、そういうふうにきちんと使っているか、そういうことも一度調査してみるという考えも全くないですね。私は、調査すべきだと思います。

次に移ります。

もう既に、一次避難所に特設の公衆電話は事前に設置してあるんですね。

○防災課長（石濱克彦君）

設置してあるではなくて、先ほどの町長の答弁でもございましたけれども、特設公衆電話の設置に関する調査を行っておるところでございまして、特設公衆電話を設置するに当たり、有償の部分と無償の部分があるものですから、そこは非常に金額の差があったりすると当然予算化しなければいけないところもあるものですから、そういった調査を行っておると、先ほど町長の答弁で申したとおりでございます。よろしく申し上げます。

○3番（鈴木美代子君）

私は、特設電話は設置すべきだと思うのですけれども、何を調べているのかわかりませんが、前もって、いざというときに使えるように、一次避難所に設置しておくことは可能なものですから、ぜひやるべきだと思うのですよ。公衆電話に殺到しちゃって、学校や何かに公衆電話はあるのですけれども、公衆電話が使えないということ自体が幾らでも起きているものですから、特設電話を事前に設置したらいかがですか。

○総務部長（沼田治義君）

今の鈴木議員の御質問でございます。

私どもも、この特設公衆電話、大災害時においては大事な機能の電話だと思っております。決して、これを否定するものではございません。

私どもも、今、この調査を、先ほど防災課長も言いましたとおり、やっているわけでありまして、ただ、この電話も本当に万能な電話じゃありません。というのは、大きな大災害が起きますと、この特設公衆電話の線も切れることもあります。そうなったときは、これだから災害のときに家族と話ができますよというものではございませんので、ただ、これを準備していくことによって、復旧も優先順位が早いと。この電話については優先順位が早いということも聞いておりますので、私どもとしては、今、特設電話の設置に関する調査、先ほど防災課長

が言うように、有償の部分、無償の部分はあるのですけれども、ここら辺をきちんと調査して、これについては前向きに導入の方向で検討していきたいと思っています。

○3番（鈴木美代子君）

虐待についてですけれども、先ほど話がありましたが、今までの実態として、どのぐらい虐待について把握し、指導を行ったのか、件数はわかりますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

虐待の、今、件数についてということですが、虐待に関する件については、非常にデリケートな部分がございます。よって、具体的に何件あったとか、そういうことは申し上げられない状況ではございます。ただ、あった件数については把握をし、担当がすぐに動いておりますので、その点は御了解いただきたいと思います。

○3番（鈴木美代子君）

虐待については、わかってからだけでは遅いと思うのですけれども、それなりに保健師さんとか、指導に入っているのですよね。違いますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

指導については、保健師や主任児童委員であったり、その時々に応じていろいろな方がかかわっております。もちろん、学校の先生方もそうであります。

○3番（鈴木美代子君）

アンケートについては、改めてやらないと言われましたが、児童生徒に対するアンケートですよ。やっているのですか。やるべきだと思うのですけれども。

○教育部長（天木孝利君）

先ほど、町長の答弁でも申し上げましたとおり、アンケートは毎月で、個別の面談が学期ごとに、小中学校においては実施しております。

今回の野田市の事件につきましても、このいじめに関するアンケート、それを市の教育委員会が親御さんに、助けを求めている文面のことをそのまま、事情があつてと言っておりますけれども、まずそこに一番問題があつたというのは当然のことだと思いますが、そういった中でのアンケート調査ということです。そのアンケート調査につきましても、もう既に実施しております。

○3番（鈴木美代子君）

アンケート調査は実施しているということですが、その中に、子供たちが切実に要求していることが書いてあったことがあるのですか。

○教育部長（天木孝利君）

切実な問題として回答がアンケートにあるかという御質問かと思います。

いじめに関するアンケート、これ虐待もそうかと思いますが、アンケートに対して、本当に正直に答えてくれるのかどうかというのがやはり問題になるかと思います。今回の野田市の事件においては、お子様が素直に、うちのお父さんに暴力でいじめられているよ、何とかしてください、先生ということでありました。

ただ、そういった場面が本町において、いじめのアンケートにおいてあつたかということにつきましては、そういったことはございません。

○3番（鈴木美代子君）

神谷町長の公約についてです。

これがそうですが、この中に多目的広場を設置とあるのですけれども、今あるものじゃない、改めてつくると

いう考えで出したのか、この辺がよくわからないのですが、多目的広場をつくってほしいという、そういった町民の方が、4年間待っていたけれども何も音沙汰ないと、どういうことだと私に文句を言ってきました。

先ほどの話だと、既成の運動場だとか、そういうものを多目的広場として解釈するのか、何かその辺がすごくわかりにくかったものですから、どういうつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○町長（神谷信行君）

多目的広場ですが、基本的に、進めさせていただいたときに、一つの点では、今現在使っておところが、そういう目的の関係で使えなくなるというようなことが起きた場合に、それでは各地区で、それぞれのお年寄りの皆さんから子供さんも遊べるような、そんな多目的広場を、面積は問わず、整備をしていかなければいけないということで基本的には考えさせていただきました。

今のそれぞれの地区にある広場を使われてみえるところをいろいろ検討させていただいたのです。布土は旧布土小学校のところで使っておるということで、そこにもかなり河和の方や、また南部の方がそこへ集って、多くの方たちがそこへ利用されてみえるということもございまして、また西側につきましても、先ほど説明の中で言わせていただきましたが、新南愛知カントリークラブの駐車場を今、グラウンドゴルフ場としてお借りして使っております。そちらも、西側の方々がいろいろ使っておみえになるわけですが、それと、今からまた運動公園で奥田という部分の中で、グラウンドゴルフもできるような、子供たちが遊べるような整備を今進めておるという中で、多目的広場というのは精査していくと、非常にいろいろなところでも使える部分が多いなということで、また特に今回、小中学校の再編を考えていくと空きグラウンドも多くなって、教室等も、学校等もあいてくる可能性が非常に出てくるというものもございまして、それではもう一元化の中でやはり各6地区を考えていかなければいけないのかなと思ひまして、今現在は検討させていただいておるというのが実情です。

○3番（鈴木美代子君）

今ある施設じゃなくて、町民の方は、6学区に何か多目的広場を、歩いていけるような近くに、学区に一つずつつくられるのかなと思ったみたいです。運動公園についたって、布土から見れば大変遠いんですね。遠いところに1つ作るの、住民のためには本当にありがたくないですね。やっぱり身近なところに、歩いていけるようなところに、住民がくつろげる、そういった場所、多目的広場をぜひ設置してほしいという、そういう声です。わかりませんか。

○町長（神谷信行君）

今、鈴木議員がおっしゃられることは十分わかりますが、どちらにしましても、多目的な広場を、グラウンド等も設置していこうとしますと、皆さんが歩いてすぐ通っていけるような、場所的な問題がございますよね。今、都市公園やそういったものの中では、子供たちが使ってみえる公園はありますけれども、お年寄りの方々も一緒にグラウンドで使っていこうとすると、なかなか今言われたような、まちの中ですぐ歩いていけるような近場はなかなかございません、現実的には。そうなると、やはり布土でも一回、私の地元でも点検したことがあったのですが、どうしても公民館だとか、外れのほうになっていってしまうと。土地があいておる所を借りて、そこを造成しようということになると、やはりお年寄りの皆さん方も、お元気であれば車で動いていただけますけれども、なかなか歩いていけるような場所には設けることが難しいなと思っています。

○3番（鈴木美代子君）

お年寄りや子供たちがくつろげる場所、そういう多目的広場を各学区につくるという、それで町長さんに期待したいみたいです。私は、公約ですから、公約は大事です。それをやる前に、公約じゃない運動公園に今力を入れてみえますが。私は、もっときちんと町民の皆さんの声を聞いて、きちんと応えるべきだと思います。いかが

ですか。最後になります。

○議長（野田増男君）

もう時間がないです。時間切れです。

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木議員は自席に戻ってください。

〔3番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（野田増男君）

次に、6番 江元梅彦議員の質問を許可します。江元梅彦議員、質問してください。

〔6番 江元梅彦君 登席〕

○6番（江元梅彦君）

6番 江元梅彦でございます。事前に議長宛てに提出をいたしました通告書に沿って質問をいたします。

初めに、地域資源・地域産業としての日本福祉大学についてでございます。

日本で最初の福祉大学として昭和32年に設立された日本福祉大学が、本町に総合移転して37年が経過をいたしました。

今や、大学は、各地の市町村が土地を無償で提供し、また補助金を出してでも誘致したい施設であるとして、地域活性化の核となる地域資源・地域産業と言えるかと思います。

しかし、町民の多くは、大学があることになれてしまい、あつて当たり前、その恩恵を実感していないのではないのでしょうか。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目に、日本福祉大学の存在による本町への経済効果を具体的に説明してください。

2点目に、日本福祉大学と本町の連携プロジェクトはどういったものがありますか。その効果も含めて説明をしてください。

2番目の幼児教育・保育の無償化についてでございます。幼児教育・保育の無償化について、本町の事情に即して説明をしてください。

3番目の都市計画税の活用についてでございます。都市計画税を活用し、市街地の道路整備、児童遊園の整備といった事業を実施することはできませんか。

4番目の神谷町政の実績と今後のまちづくりについてでございます。神谷町政1期4年間を振り返り、これまでの実績と今後のまちづくりについて、町長の思いをお聞かせください。

なお、掲示の許可をいただきましたこのパネルでございますが、再質問のときに参照していただきますので、御了承のほどお願いを申し上げます。また、お手元に配付されておりますパネルのコピーを参照いただきますように、重ねてお願いいたします。

以上を壇上での質問といたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日、最後となりましたが、力いっぱい江元梅彦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、地域資源・地域産業としての日本福祉大学についての御質問の1点目、日本福祉大学の存在による本町への経済効果について具体的に説明をについてでございますが、日本福祉大学が本町に総合移転いたしま

して、大学が36年、高校が37年という形になるわけですが、この大学の立地によりこれまでの効果といたしましては、有形無形、多様なものがございますが、そのうちの幾つか申し上げますと、大学運営に係る経費の支出、通勤通学する3,000人を超える学生や教職員及び下宿生活をする学生の消費活動などの直接的な経済効果のほか、大学があるまちという本町のイメージアップや、教育・研究機関として、また防災を初めとするまちづくりへの協力支援、観光につながる交通アクセスの維持及び雇用の創出などが挙げられます。また、スポーツや国際交流など、多分野において大学と行政が連携して取り組むことにより、学生と地域住民との協働や交流の機会がふえ、地域の活性化にもつながっております。

なお、大学が地域に及ぼす経済効果の試算については、直接効果のほかに、波及効果と多くの要因を総合的に検証していく必要があります。本町単独では、その全ての試算を行うことが困難であるため、町内で下宿生活をする学生を対象に推計したものを御報告させていただきます。

平成27年度の試算では、本町に下宿する学生を1,499人として、下宿生の平均的な家賃及び日常生活費など、32年間で算出して、517億2,000万円の消費があったと推計をしております。

平成27年、28年では、一部の学部が東海キャンパスに移動したことから、下宿する学生に減少が見られましたが、平成29年度には下宿率の高いスポーツ科学部が美浜キャンパスに新設され、再び増加する傾向に転じております。平成29年度においては、下宿生は約1,200人であり、年間約13億円もの経済効果があったと思われます。

また、下宿生が町内に住んでいただけることで、本町に交付されます国からの地方交付税におきまして、算定基準による計算上では、年間約1億円の財政的効果があったとして推計しております。大学が本町に総合移転した昭和58年から現在までの36年間、学生が本町に住んでいたことで、財政的効果が絶大なものと考えております。

次に、御質問の2点目、日本福祉大学と本町の連携プロジェクトはどういったものがあるか、その効果も含め説明をについてでございますが、本町と日本福祉大学及び附属高校は、平成22年度に包括協定を、また翌年度には防災協力協定を締結しております。この協定に基づき、地域活性・地域振興の分野、地域文化・地域福祉の分野、学校教育の向上・生涯学習推進の分野、スポーツ・健康づくりの振興の分野、そして安心・安全なまちづくりの分野という5つの分野において、大学と行政、そして地域が連携して、約50の事業を展開しているところでございます。

各事業において、それぞれ効果を上げておりますが、一例を挙げますと、布土学区が日本福祉大学の教員有志ら、防災研究会と地域や学校との連携で地域防災計画を策定した経過がございます。この経過の中で、長年、学校安全に取り組んできた布土小学校が、地域や家庭との連携を評価され、安全功労者として内閣総理大臣表彰を受賞するに至ったという成果を上げております。

また、本町と日本福祉大学の独自の取り決めで行っている教職インターンシップ事業においても、教職を目指す大学生が、町内の学校現場において、事業や行事・作業など教員を手伝いながら子供たちと触れ合う取り組みも行っております。この交流は、学生や子供たちにとって、ふだん味わえない大変に貴重な体験となり、有意義な効果のある取り組みとなるものでございます。

そのほかにも、子育て支援、高齢者福祉、障害者計画、地域包括ケアなど、本町が目指している生涯活躍のまちと福祉の大学の強みを生かしたプロジェクト連携を図っております。

日本福祉大学の存在については、本町にとって経済的な効果がクローズアップされがちですが、大学の教員や学生が本町に貢献する人的な教育資源は、はかり知れない財産でもございます。

今後も、地域に根差した大学として、日本福祉大学の多様な機能を十分に生かし、大学、地域、行政とが連携

でき、お互いに育み合える大切なパートナーとして事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、幼児教育・保育の無償化についての御質問でございますが、現在、把握していることについて御説明いたします。

この無償化は、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる財源を活用して、子育て世代への負担軽減を図る少子化対策であるとともに、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることを念頭に、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障するための施策でもあります。

無償化は、3歳から5歳までの保育を必要とする全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての保育所、認定こども園、幼稚園の費用及び認可外保育施設等を利用する場合の費用もその対象とされております。また、保護者の実費負担である食材料費、雑費などがございますが、これらについては無償化の対象外とされております。なお、来年度に無償化に要する経費については、全額国費によるものとお聞きしております。

次に、この無償化に関して、本町の実情に即して御説明をいたします。

まず、歳入において、保護者に納めていただく保育料、保育所運営負担金が、10月以降の無償化により、9月までの予算計上とする一方で、無償化による国からの交付金を子ども・子育て支援臨時交付金として計上しております。

なお、奥田保育所内にあります児童発達支援施設わかば園の利用料についても無償化の対象となりますので、9月までの予算計上としております。

また、歳出につきましては、子ども・子育て支援システムの改修費を計上いたしております。

次年度以降における負担のあり方が国から示されていないため、子ども・子育て支援臨時交付金が廃止及び減額されるなど、町の負担がどのようになるのか懸念されますので、今後、国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、都市計画税の活用についての御質問でございますが、町政懇談会での運動公園事業に関する御質問への説明としまして、広報みはま2月号で、都市計画税は特定財源であり、使い道が限られていることを図で紹介いたしました。また、3月号の「美浜町運動公園整備事業の疑問にお答えします」のコーナーにおいても、「都市計画税とはなに？」という疑問に答える形で説明をしております。

都市計画税は、使い道が限られている目的税で、都市計画事業または土地地区画整理事業に充てることができる法律で定められております。これまでの事業といたしまして、11地区の都市下水路事業、6地区での土地地区画整理事業への補助金、総合公園及び体育館整備事業などに充ててきました。したがって、都市計画税を旧市街地内の道路または児童遊園の整備に充てることはできません。

次に、私の町政の実績と今後のまちづくりについての御質問でございますが、昨年9月定例会一般質問でも御答弁をいたしましたが、私は平成27年4月の選挙において、子や孫など次世代に借金並びに維持管理の面での大きなツケを残す公共下水道整備計画の中止を申し上げ、貴重な財源を有効活用して、お年寄りにも若者も住みやすいまちを目指し、出馬させていただきました。

私は、この公共下水道整備事業により、流入人口の増加、少子化対策につながることはなく、産業、地域の活性化にも到底対応でき得るものではないと考え、ましてや現在の町の財政力では長期にわたる負担が大き過ぎると見直しを求め、今では国・県におきまして、ほかの市町村も財政面から見直しを行い、やらなくて正解でしたねとの言葉をいただいております。私の決断には誤りがなかったと思っております。

私は、この1期4年間、私が目指すまちづくりの方針である「明るく・健康で・笑顔のたえない街美浜」を全

力で取り組んでまいりました。具体的には、町長就任時の所信表明においての政策など6つございます。

1つ目が、本町の財政及び住民の皆様の負担軽減を図るため、公共下水道整備事業にかかわる本町の污水適正処理構想の見直しでございます。

これは、川や海へ流れ着く污水について、適正に処理がされているかの指標であります污水处理人口普及率の向上を目指すもので、生活排水の処理については、個人設置型合併処理浄化槽の普及推進の方針といたしました。事業の推進に当たっては、国・県の方針に合わせて、合併処理浄化槽への転換に要する補助金を手厚くしてまいります。この見直しにより、来年度から補助金の負担割合を変更し、より一層推進ができる体制が整いました。

2つ目は、「明るく・健康で・笑顔のたえない街美浜」を目指し、鈴木議員の質問でもお話をいたしました、町の体力づくりに取り組む事業でございますが、その一つが運動公園整備事業であります。

この事業は、日本福祉大学並びに附属高校の活力を生かした学園都市の形成、住民の健康増進、防災拠点の充実、さらにはスポーツによる交流人口の増加による地域の活性化と経済効果を目的に整備するものでございます。現在、運動公園整備事業は、国・県、日本福祉大学など、多大なる協力をいただいております。昨年とこととして用地買収は終わり、来年度には関係機関の皆さんと調整の中で、道路のつけかえ工事、グラウンドの造成工事などに着手することができました。

3つ目としては、遊休農地の解消・産業の活性化及び雇用対策並びに観光地としての拠点づくりなどを推し進めるための美浜の里構想への取り組みでございます。

この事業は、美浜町総合公園周辺及び日本福祉大学周辺を対象地域とし、既存の民間施設と連携し、機能を補完し合って観光農園等を町民が主体となって参画することにより、新たなビジネスチャンスや雇用の場を生み、地域経済の活性化を目指すものでございます。

現在では、平成29年度から、計画区域内のライフラインの整備として、安定した水の供給ができるよう、飲料用水である水道管の埋設工事を来年度で終了する予定でございます。また、今年度では、皆さんの意見をいただくシンポジウムを10月に開催し、関係者の皆様に構想図を示させていただき、今後は、この構想地域の地権者の方への意見をいただくアンケート調査を行う運びとなっております。

4つ目の若者の定住対策及び防災対策として、既成市街地道路整備でございますが、私は以前から、若い世代の方々から、屋敷は広いが道路が狭くて入っていけない、また通勤などに際し、不便を感じているとお声をいただいております。まさに転居する理由は、この旧市街地の道路事情が悪いためだと考えておりました。

そこで、緊急時においても安心して通行できる道路の拡幅等再編整備について、地元区の協力をいただきながら、地権者の方の御理解をいただくための現況測量に取りかかる予定をしております。この事業は、地元区・地権者皆様の御理解と御協力なくして進みませんので、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

5つ目は、子育て支援の充実でございます。

お母さん方が安心して子育てできる放課後児童クラブについては、平成29年度では河和地区、平成30年度では奥田地区に整備し、子育て環境の充実と育児に対する負担の軽減を図り、平成28年度でファミリーサポート事業に取り組み、育児の援助を受けたい人と援助を行うことを希望する人をつなげ、お互いが助け合うことができました。

また、昨今の夏季における気温上昇に伴う熱中症対策として、児童及び生徒の健康管理及び教育環境の整備を図る小中学校空調設備設置に伴う工事を来年度行います。

6つ目は、医療・介護・福祉の新たな体制の構築でございますが、本町の高齢者の割合を示す65歳以上の高齢

化率は30%を超えております。団塊世代の方々が75歳以上となる2025年以降を見据えますと、さらなる医療・介護の需要が増加すると見込まれます。このため、高齢者の方が住みなれたこのまちで生きがいと自立した生活が送れるよう、介護・福祉・医療の連携を深めるための地域包括ケアシステムを構築いたしました。このシステムに基づき、医療と介護の両方を必要とする高齢者及び家族の支援を引き続き行ってまいります。

以上、6つの基本施策を掲げ、わずか4年間の短い時間の中で行ってまいりました。まだまだ、現在進行形の事業でございますが、どの事業も必ず美浜町の少子化、人口減少、産業の衰退、税収の減少、地域の活力の減退に一石を投じる有効な政策であると確信を持っております。

引き続き、来年度においても、町民皆様方の御支援をいただけるのであれば、これらの事業に携わって、この基本施策をさらなる発展へと邁進していきたいと思っております。

最後に、この4年間で各種事業に着手し、ここまで進めてこられたことに対しましては、町民皆様方並びに町議会議員の皆様方の深い御理解と御協力、御指導のたまものでもあり、そして執行部である職員の皆さんが、これからの美浜町を憂い、自分事として部署を超えての業務を遂行していただけたおかげと、全ての皆様に深く感謝を申し上げ、私の壇上での御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○6番（江元梅彦君）

地域資源・地域産業としての日本福祉大学についての御答弁をいただきましたが、日常生活費など、32年間で計算をされますと517億円余の消費があったと推計されておられるということでございます。すばらしいというか、かなりの消費活動をされておるというのがよくわかります。そして、平成29年度につきましても、年間で13億円の経済効果があったという御説明でございます。交付税については、以前にもお尋ねしましたが、年間1億円の財政的効果があったということでございます。

ただいま、御答弁の中で経済効果として説明がございましたが、それは下宿をされている方のみのということで、他市町から通学をされるという大学生、高校生の消費行動、また名鉄の知多奥田駅に、乗降客数としての知多奥田駅の重要性への貢献はさらに重大なものがあると考えられます。

そうした経済効果についても、やはり今後、把握をしていく必要があると考えておりますが、どのような御答弁をいただけますか。

○総務部長（沼田治義君）

経済効果につきましては、下宿生の部分について、消費と、それから家賃の部分、ここの部分について集計を積み上げたものでございます。

下宿生以外の学生さん、いわゆる日本福祉大学の大学生で、通学で大学に来られる方、それから附属高校に通学で来られる方、こういう方々も当然消費はしておりますので、こういった消費の部分についても、今後、大学と協議・連携いたしまして、非常にそういう経済効果を把握していくというのは大事なことでございますので、大学と連携しながら、大学に通う通学者の経済効果と、それからもう一つは、議員おっしゃるように、名鉄電車の利用、これによって知多奥田駅の重要性も含めて、経済効果については調査研究を図ってまいりたいと思います。

○6番（江元梅彦君）

ぜひ、その経済効果を把握されますようお願いをいたします。

今まで、最初にも申し上げましたけれども、大学があつて当たり前という、なれ過ぎたという環境を払拭していただきたいと思っております。

そこで、半田キャンパスとか東海キャンパスが建設されました。そして、一部の学部が移転をしたということでございますが、その経済的な損失について計算をされたというか、どのように推計されておられますか。わかりますか。

○企画課長（磯貝尚美君）

一部の学部が移転したことによる損失ということでございますが、2015年に東海キャンパスに移転をいたしまして、そのときに経済学部経済学科、それから国際福祉開発学部の学生さんが移転をされたということで、それにつきましても、こちらで持っている下宿生の点で試算をさせていただいております。

東海キャンパスに移転した学生が、聞くとところによると200名ということで、差が出ておりましたので、その200名の下宿に係る費用と、それから学生の平均日常生活費ということで計算をいたしましたところ、1人当たり、一月ほぼ9万円という消費でございます。1年で108万円の消費でございます、それに200人を掛けたもので、1年でおおよそ2億円ということで推計ができますので、約2億円の損失ということになるかと思えます。

○6番（江元梅彦君）

では、今後も本町、美浜町と大学が共存共栄といいますか、そのようにしていくためにはどのようなことが必要だと考えておられますか。

○総務部長（沼田治義君）

午前中の私の答弁の中にもあったわけですが、町におきましては、大学の人材、それから大学の施設、これを全て活用させていただきまして、まちづくりを進めていきたいと、このように思っています。

それから、今、大学におきましては、自分のところで大学は文科省の補助金をいただきまして、今現在、知の拠点整備事業というのに取り組んでおります。この知の拠点整備事業というのは、地域の課題と大学の資源をうまくマッチングいたしまして、解決する学生を育てるという事業でございます。大学も、そういう思いで今大学の運営をされておりますので、私どものまちづくりと、これは向かう方向が本当に一緒、同じ方向を向いておりますので、大学と本当に力を合わせて地域の課題を克服して、活性化に結びつけていきたいと、このように思っています。

それから、先ほどの損失のところの一番僕が心配するのは、経済的な損失は、間違いなく先ほどの課長の答弁のとおりでございます。経済的な損失以外の損失というのは僕は一番心配しています。それは何かといいますと、名鉄電車でございます。

今、大学は、大学生と高校生で名鉄電車を使っておられる方が6,000人弱みえるかと思えます。御承知のように、名鉄知多新線につきましては、西部地区の住民の方々の通勤通学の本当に貴重な足になっております。今現在ですと、朝晩のラッシュ時が名古屋方面、内海方面、それぞれ4本ずつ走っていると思いますけれども、日中が大体3本ずつのような状況になっておりまして、これが大学が全て町外にもし仮に出ていってしまったら、こうなりますと、名鉄さんも民間の鉄道会社でございます。今の本数が確保できるかどうか、これは危なくなってきます。将来的には鉄道の維持さえも難しい局面を迎える可能性も出てきますので、こうした大学があるおかげで、そういった交通インフラも充実しておるといふ部分も非常に大事じゃないかなと思っています。

以上でございます。

○6番（江元梅彦君）

部長の御答弁、まさに納得できる御答弁でございます。経済的なことがクローズアップされがちですがという

町長の御答弁もありましたけれども、まさにそのほかのことでございます。

そこに掲示をさせていただいておりますパネルにも、運動公園の御説明がございましたけれども、整備の目的、そして効果というところに、知多奥田駅を中心とした地域の活性化、知多新線の存続というのが挙げられておりますが、まさに我が意を得たりというところでございます。

そこで、1点、思い出すところがございますが、昨年12月議会で教育長の御答弁をいただきましたが、日本福祉大学との連携をどのようにお考えですかというときに、決して豊かではない本町の財政状況の中で、他市町にアドバンテージを持った教育が推進できる、その可能性が日本福祉大学と本町小中学校の連携にあるということでありますという、非常に、とにかく人口減少とか少子高齢化などといって何か暗いイメージが湧きますけれども、それをはねのけるような、夢のあるような教育長の御答弁を思い出しているところでございます。美浜町の将来は明るいという方向で考えております。よろしく願いをいたします。

次に、幼児教育・保育の無償化についてでございますが、子ども・子育て支援臨時交付金について、廃止か減額されるというのか、町の負担がどのようになるのか不安ですというような御答弁だったと思いますが、これについてはどうなのでしょう。当然、国の施策として進めていただきたいなということですよ。よかったですか。

○厚生部長（西田林治君）

消費税の財源を使って、来年度の10月から無償化を実施するという国の方針に基づいて、その経費、要するに親御さんたちから保育料の負担金としていただいている部分がいただけなくなるということになりますので、そうすると、各市町の財政は非常に大きな負担になるということで、その部分を国は臨時交付金という形で来年の10月からの分は見るよということが決定しております。

ただ、次年度以降、どのような形で見ていただけるのかというのがはっきりと示されておられません。この時点で、いまだに示されておられませんので、この部分が、例えば一般財源化したり、そういう部分が出てきますと、当然、町に丸々お金が入ってこなくなるおそれがあるということで心配しているものでございますので、この点につきましては、国の動向を注意深く見守っていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

ごもっともな御答弁だと思います。

この質問はこれまでにして、次に移ってまいります。

都市計画税の活用についてでございます。

本年の広報みはま2月1日号に運動公園事業として掲載されました都市計画税に関する説明は、町民、住民にとって、わかりにくいものであったと私は考えております。

都市計画税についてでございますが、ここのパネルを提供してもらいましたのは、美浜町の都市整備課というところでございますが、このようにわかりやすい資料があるのに、なぜ広報に、わけのわからないと言ったら御無礼ですね、わかりにくい資料を提供したのかなということで、このパネルを一般質問で準備して臨んでおります。

都市計画税については、使える使途・目的が決まっていて、道路整備とか児童遊園には使えませんという御答弁もいただきましたが、そのようなことをよりわかりやすく町民に知ってもらう必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

私どもも、2月号を出すときに、内部で、どういう形で皆様方にお知らせすればよく理解していただけるかと検討いたしました。これまでは、活字で広報に載せておったかと思えます。2月号の都市計画税の説明は、少し

図式化しようということで、あのような形で載せさせていただいたのですけれども、私たちも説明する側での作成になっちゃいますので、やはり受け手側から見た形をとらないと理解していただけないということは反省の一つでございます。

ただ、例えば3月号を見ていただいたと思いますけれども、これはまたいろいろな、さまざまな御意見をQ & A形式で載せてございます。ここを載せるに当たりまして、先ほど申したとおり、町民の方がどのようにしていただいたら理解できるかということも検討いたした中で、やはり専門用語はなるべく抜きました。理解できるような形にさせていただくような形で、優しくシンプルというか、わかりやすくシンプルに載せておりますので、議員のおっしゃるとおり、今後もこれからのいろいろな、運動公園、それ以外の事業につきましても、住民の方々に御理解していただくためには、わかりやすく、やはりシンプルに継続的に載せたいと、お知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（江元梅彦君）

部長の御答弁、期待をしております。

運動公園の事業費、45億円だ、50億円だという、とてつもないような金額という方向性をわかりやすく説明していただくのに円グラフで示していただいたのは、とてもわかりやすいと私は大いに評価をしているところでございます。

そこで、1点だけ質問なんです、国の補助金についてですが、今までのいろいろな事業の説明などを受けておりますときに、2分の1というのが当たり前というか、一般的かなと思っておりますが、2分の1に満たないというのはなぜでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

補助金の中身が事業の中身になるわけでございますけれども、まず用地取得でございます。それと、設計・工事費になります。この用地につきましては、補助率が3分の1になりますので、それと全体の事業の中では国の補助の受けられない部分も出てきますので、それで全体の2分の1にはなっていないということでございます。

○6番（江元梅彦君）

わかりました。

先に急ぎたいと思いますが、先ほどの日本福祉大学の経済効果に関する質問の中で、学生が本町に住むことによって地方交付税が措置されるとの御答弁がございました。

運動公園整備は、多くの利用者を町外から呼び込んで、合宿ビジネスなどによる地域経済を活性化させるだけでなく、陸上競技場を利用するために本町に下宿する学生が増加するといった効果が大きいと期待をされるところでございます。そのような点を考えてみますと、運動公園整備事業というのは、使い道の限られた都市計画税を使い、使い道に制限のない町税、また地方交付税に変える有効な手段であると考えるのは不謹慎でしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

決して不謹慎な考えとは思いません。

都市計画税、確かに使い道が限られておるということは先ほどから答弁させていただいておるところですけれども、都市計画事業によりまして、はね返ってくる町の収入というのがございます。今までの例で申し上げますと、土地区画整理事業で新しいまちができて、そこから固定資産税が入ってくるとか、新たに美浜町に住んでくれる方が町民税を払ってくれる、その税収というものは一般収入ということで使い道の決まっていない収入ですので、いろいろな福祉、教育等に使える財源となります。

ですので、今般の運動公園整備事業につきましても、都市計画税を投じてやる事業ですけれども、それによっ

て出てくる経済効果による町に対する収入については、さまざまな事業に充てられるということになると思います。

○6番（江元梅彦君）

運動公園整備事業というのは、都市計画税という目的税を投資して、将来、町税また地方交付税という一般財源の歳入として本町に還元されるということを町民の皆様方に御理解をいただいて、この運動公園整備事業の必要性を御納得いただけるように努めていきたいと思っております。

次に、町長の実績と今後のまちづくりについての御答弁の中で、公共下水道事業については、今、県とか国からも、やらなくて正解でしたねというお声をいただいておりますということをお聞きいたしました。まさに、そのとおりだと思います。

次に、どんどん進みまして、実績と今後のまちづくりについての中で、将来に大きな負担となるという訴え、また公共下水整備を中止しながら運動公園整備に多額の経費をかけることについての批判を聞くということもあるわけですが、町長はどのようにお答えになりますか。

○議長（野田増男君）

町長、時間がないので、簡明によりしくお願いします。

○町長（神谷信行君）

非常に時間がありませんけれども、法律の中で汚水処理の適正処理はやっていかななくてはいけないということは、これは確実でございますし、公共下水道事業をやるか、合併処理浄化槽をやるかという2択の選択があるわけですね。やっぱり現事業と、それから将来的な維持管理または更新時における非常に莫大なお金が必要ということで公共下水道事業は見直しをさせていただき、合併処理へ向かったわけでございますけれども、公共下水についても、若い世代の方を呼び込んだり、町の活性化につながるものであれば、それはそれで私はいいいのかなとは考えておるわけでございますけれども、やっぱり公共下水ではそれだけのことはやれないということで合併処理へ向かったわけでございます。

そしてまた、運動公園事業につきましては、総合計画の中にもありました奥田駅前整備、これも踏まえながら、何とか今の、急激な人口減少・少子化に向かっておる美浜町にとって、また産業も衰退してきておる美浜にとって、何の方策が一番いいのかという中で、この運動公園整備事業に取り組みさせていただき、ここで町の体力をつけていきたいということで導入をさせていただいた経過ともなっております。

また、長年にわたって、総合計画の中でも奥田駅前整備計画というのがあったわけでございますけれども、人口密度が大分落ちてきた中で、町の区画整理事業も国・県から許可をいただけないという部分もございますので、選択した中で、何とかまちの活性につながることを考えた中で、最終的には運動公園整備事業しかなかったということも言えるかと思っております。

○6番（江元梅彦君）

ありがとうございました。誠意を持って進んでください。

○議長（野田増男君）

以上をもって、江元梅彦議員の質問を終わります。江元議員は自席に戻ってください。

〔6番 江元梅彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、あす３月８日から３月１１日までの４日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、あす３月８日から３月１１日までの４日間を休会することに決定しました。

来る３月１２日は午前９時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後４時４８分 散会〕

平成31年 3 月12日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成31年 3 月12日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第3 議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 日程第5 議案第5号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算
- 議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成31年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第25号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第20までの各事件

- 追加日程第1 議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結について
- 議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結について

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

2 番 山 本 辰 見 君

3 番 鈴 木 美代子 君
 5 番 杉 浦 剛 君
 7 番 横 田 貴 次 君
 9 番 大 岩 靖 君
 11番 野 田 増 男 君
 13番 丸 田 博 雅 君

4 番 石 田 秀 夫 君
 6 番 江 元 梅 彦 君
 8 番 荒 井 勝 彦 君
 10番 横 田 全 博 君
 12番 大 崎 卓 夫 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 神 谷 信 行 君
 教 育 長 山 本 敬 君
 厚 生 部 長 西 田 林 治 君
 教 育 部 長 天 木 孝 利 君
 秘 書 課 長 日 比 郁 夫 君
 防 災 課 長 石 濱 克 彦 君
 住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
 健康・子育て課 長 宮 崎 典 人 君
 産 業 課 長 小 島 康 資 君
 都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
 会 計 管 理 者 久 綱 勇 君
 生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君
 総 務 部 長 沼 田 治 義 君
 産業建設部長 石 川 喜 次 君
 総 務 課 長 杉 本 康 寿 君
 企 画 課 長 磯 貝 尚 美 君
 税 務 課 長 夏 目 勉 君
 福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君
 環 境 課 長 藪 井 幹 久 君
 建 設 課 長 鈴 木 学 君
 水 道 課 長 夏 目 明 房 君
 学校教育課長 竹 内 与 七 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
 議 会 係 長 山 下 美 幸 君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

昨日、11日は、東日本大震災から8年が過ぎました。東北には大変な被害をもたらしましたが、復興も随分進んでいるようでございます。

また、この地区も東海地震、東南海地震が危惧されておりますが、今進められている美浜町運動公園内に防災施設が建設予定されております。ぜひ、多くの災害の教訓を生かし、美浜町町民の命を守る防災拠点をつくっていただきたいと思います。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野田増男君）

日程第1、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

この議案の超過勤務命令の上限設定、なかなか読み取れなくて、この条例の意味するところはどういうことになりますでしょうか。

それから、資料にありました前項におけるもののほか、最後に必要な事項は規則で定めるとありました。提案説明のときに一定説明を受けたのですが、規則は、例えば議会に報告して承認を求めることになるのか、規則で別個でつくるからいいやということなのか、その辺の説明をお願いいたします。

○総務部長（沼田治義君）

まず、1点目のこの条例の意味するところはでございますけれども、長時間労働の是正、これにつきましては働き方改革の推進のための関係法律の整備に関する法律が成立をいたしまして、民間において時間外労働の上限等が定められ、平成31年4月から施行される予定になりました。これに伴い、公務員におきましても、職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正をするため、任命権者が超過勤務命令を行うことができる上限を、民間に合わせて設定をするものでございます。

2点目の御質問でございますが、条例本文の改正につきましては、先ほど山本議員がおっしゃったとおりでございます。前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する必要な事項は、規則で定めるという形になっております。

御承知のように、我々地方公共団体には条例と規則がございます。条例につきましては、基本的な部分を条例にうたわせていただき、議会の承認をいただき、私どもで公布して初めて成立をするというものでございます。規則につきましては、条例を補完するための、例えば条例の基準だとか、それから条例を進める上の手続、こういったものを規則に委任をするというものがございます。今回の場合も同様でございます。条例本文の中に本来ですと超過勤務の時間等を明記すればいいわけですが、その基準については規則委任をしておりますので、御承知を願いたいと思います。それから規則につきましては、議会の承認を得ることなく、私どもの町長決裁をいただきまして、公布して成立という形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第４ 議案第４号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例について

○議長（野田増男君）

日程第４、議案第４号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第５ 議案第５号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第５、議案第５号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第６ 議案第６号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第６、議案第６号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第７ 議案第７号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第７、議案第７号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。２番 山本議員。

○２番（山本辰見君）

後で出てくる第７号、８号、９号、１０号に関連するんですけれども、この第７号の提案理由、この案を提出するのは、「美浜町道路占用料条例の一部改正に伴い」と提案しているのに、同じ日に同じ議題でやっていますから、順番のことは関係ないと言われればしょうがないですけれども、本来１０号が、７番目に来て、道路占用条例の改正を提案して、それに伴いということだと思のですが、なぜそういうふうになったのかを説明願いたい。

それからもう一つは、７号、８号、９号、１０号、いずれも関連するんで、ここでまとめてお聞きしますけれども、この提案は、いわゆる消費税がこの秋から、１０月から１０％増税が計画されているのですけれども、それを見込んでの改正になるのかということと、それからこの中に、今までは１．０８とかいう数字を入れて８％とか、そういう表現をしていたのですけれども、地方消費税の税率という書き方をしていると思いますが、この表現に変えた理由はどういうことでしょうか。

それから、同じ中身ですけれども、いずれも正しいということで、使用期間・占用期間などが１カ月未満の場合という書き方をしておりますが、どういう意味合いなのか。例えば契約するのに１週間とか１０日という契約というか、そういうのもあるのかどうか。それからまた、１カ月以上の場合はどういうふうになるのかも説明願いたいと思います。

それから、最後のほうにあります経過措置、この中にあります調整占用額とか調整使用料の支出に１．２という数字があると思うのですけれども、これの意味するところというか、どういう中身なのか。少し説明あったようでも理解できなかったもので、もう一度お願いしたいと思います。

○産業建設部長（石川喜次君）

まず、１点目の御質問につきましては、今回のように２つ以上の条例の改正等を行う場合には、議案の準備を例規集の順序において行っておりますので、よろしくお願いいたします。

２点目につきましては、消費税は今回１０月の消費税増税を見込んだものかという御質問でございますが、特に１０月の増税を見込んだものではなくて、隣接市町の表記がこのようになっておりまして、これに今回準じて改正するものでございます。

それと、先ほど３点目の表記を変えた、改正した理由はということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、今後、消費税の税率変更に対応するために、これまで１．０８を乗じて得た額というものを、消費税相当額に表記を改めるものでございます。

あと、３点目の件ですけれども、占用条例の中に、別表中に占用料が記載してありますが、その多くは御存じのとおり１年とかひと月という表記がしてありますけれども、単位ですね。祭礼とか催しに関しては１日という単位がございまして、例えば祭礼のために何か一部借りて、そこでやるためには１カ月に及ばないわけですね。そうした場合に２日とか３日という話になりますので、１カ月未満になっております。特に今回は、この１カ月未満というものを取り入れているのは、もともと消費税法の規定の中に土地の貸し付け、つまり占用料などは非課税となっております。ただし、消費税法の施行令により、そのうち１カ月未満の貸し付けについてはこの規定から除外されており、つまり１カ月未満に限っては消費税が課税されるということになります。先ほど申したとおり、例えば祭礼等で２日３日占用される場合には消費税がかかるということになります。

あと、３点目、１カ月以上はどうだということになりますけれども、先ほど説明したとおり、１カ月以上のもは課税されませんので、今の別表がございしますけれども、それに基づいて占用料がかかるということになります。

最後の御質問の経過措置にある調整占用料額の指数１．２でございしますけれども、これはもともとは目的が、今

回の条例改正により占用料が増額になるという占用物件がございますので、それで急激に占用料が増額になるということを防ぐため、このような経過措置を設けたものでございまして、今回の改正が25%ぐらいから30%ぐらいの増額になっております。これが、昨年から継続的に借りられている方が30%上がるわけですね、本来であれば。それを1.2、もう少し下げたもので比較して、1.2のほうが低ければそちらで占用料を徴収させていただくということになります。どういうことかと申しますと、1年目はほぼ前年度に1.2を掛けた金額で占用料が支払われるということになります。2年目につきましては、当然それからまた1.2を掛けますので、新しいほうが安くなるということになりますので、そのような形で占用料がかかることになります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。2番 山本辰見議員。

○2番（山本辰見君）

今の最後の1.2というのは、いわゆるこれ、31年の4月から適用することになると、1回限りで終わりですか。それとも今の説明だと、次の年も、次の年も該当するように聞こえたのですけれども。

○産業建設部長（石川喜次君）

はい、ことしだけではございません。先ほど申したとおり、新しい金額のほうが安くなれば、来年も再来年も続けてそちらのほうで徴収するということになります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第8号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第8号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第9号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第9号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第10、議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会へ付託します。

日程第11 議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第11、議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第12、議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本辰見議員。

○2番（山本辰見君）

この中身は、スポーツ推進委員の費用弁償というか、これを年額から日額に変えるわけですけども、具体的にはどういうことになるのか。それから担当というか、その推進委員の報酬は変わってくるのか。あるいは、例えば会議だとかスポーツの指導に行った場合の、参加した日にちだけ対応することになるのか、もう少し説明をお願いいたします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

スポーツ推進委員の報酬が年額から日額に変更することによりまして、具体的にどのような報酬になるか、また、会議等に出席した分だけになるのかについてでございますが、従来、スポーツ推進委員の活動に対して、参加不参加にかかわらず、年額3万7,300円を支給しておりました。今回、日額制へと変更するものでございます。

具体的には、年7回の委員会・研修会が年間4回、カラーリング教室・ふれあいペタンク大会等スポーツ推進活動が年4回、このほかにも3回の交流会、知多地区の交流会や体力測定、愛知駅伝などのスポーツレクリエーション事業に対する運営協力などの参加が実績となりまして、報酬を支払うものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（山本辰見君）

ふえることになるのか、減る人も出てくるのか、そのことをもう一回確認したいと思います。この回数を掛ければ出てくるかもしれませんが、実態はどうなるのでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

実際の活動した日数に対して払いますので、ふえる方もみえれば、出ない方もみえましたので、そういった方は減るということになります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第13、議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第14、議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

この国保税の値上げの問題ですけれども、これは所得の多い人がふえるわけですから、これが実施された場合、町内でどの程度影響があるか、もう一度お聞きしたいと思います。

○住民課長（茶谷佳宏君）

今回の限度額の改正に当たりましての影響についてですけれども、こちらにつきましては、平成31年度予算策定時ということで、当然31年度におきましては、加入者もかわりますし、所得を見る年度も変わりますので、変わる可能性は十分ありますけれども、平成31年度予算策定時におきましては、49件の世帯に影響があると考えております。今回、1世帯当たり4万円上がるということで、影響額としては196万円を見ております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第15 議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第15、議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

通告していませんけれども、どうしてもこの条例の中身が読み取れないところがあって、結論的に言うと、町民にとって、該当する人にとってプラスになるのか、何か負担がふえるのか、そのことがよく理解できないので、3%が1.5%になるからいいのかと思うのですけれども、その辺をもう少し詳しい説明をいただきたいと思います。

○厚生部長（西田林治君）

この弔慰金に関する条例、貸し付けについてですけれども、今までの部分については、連帯保証人を必ずつけなさい、利率は年3%ですよというのが絶対条件でした。今回は連帯保証人をつけてもつけなくてもいいですよ。そのかわり、つけない場合は1.5%の利率で貸し付けになりますと。連帯保証人をつけられる場合は無利子で貸し付けですよということになりますので、どちらにしても、もし災害に遭ったということで該当が出てくると非常に困るわけですが、もしそうなったときには、借りようということを思った方にとっては、今までよりは借りやすい制度になるのかなと思っております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第16号 町道路線の変更について

○議長（野田増男君）

日程第16、議案第16号 町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第17 議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（野田増男君）

日程第17、議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第18 議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第18、議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19 議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（野田増男君）

日程第19、議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第20 議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算から

議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（野田増男君）

日程第20、議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算から、議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題とし、順次議事を進めます。

平成31年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いします。

質疑については議案内容について疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、平成31年度一般会計予算を除き、1議題1議員につき3回までを限度としますので、御了承願います。

最初に、議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつ、その内容も多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

歳入について数点お聞きします。

まず、これからの町民税ですけれども、減少傾向にありますけれども、先日、7日に内閣府が発表した景気動向指数で、速報値は3カ月連続でマイナスになりました。美浜町における景気も、この結果同様、景気は少し悪くなっていくのではないかなと思います。今後の見通しはどのように判断していますか。

都市計画税についてです。都市計画税についても、前年度は1億7,311万円で少しずつ下がってきています。来年度以降の動向をどういうふうに判断するのかお聞きしたいと思います。来年度以降、2019年度以降ですね。

それから、39ページの国庫支出金です。これについては、民生費で児童福祉費補助金811万4,000円がありますが、そのうち児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金85万5,000円になっていますが、これは児童虐待について国からこういうふうに来るわけですけれども、美浜町の一般財源もまけて対策を考えていますか。

次に、41ページの自衛官募集についてであります。皆さんも御存じのように、自衛隊が本当に災害救助で大変苦勞してみえることは感謝しているわけですけれども、自衛隊が今の安倍内閣によって集団自衛権を強行することを賛成していますので、これからどうなっていくかわかりません。海外に出ていく可能性もあるわけですけれども、それについて、こうした美浜町で自衛隊募集をやることについては、どういう判断でこれを予算化しているのか。ただお金が来るからそのとおりにやるんだということでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、43ページの地域子ども子育て支援事業費補助金ですけれども、これについては、私、うっかり聞き取れませんでしたので、もう一度説明してください。

○税務課長（夏目 勉君）

私からは、1点目の町民税と2点目の都市計画税についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、町民税が減少傾向にある、内閣府の景気動向指数の速報値が3カ月連続マイナスであると、今後の見通しについてという御質問でございますが、まず町民税に関しましては、歳入の予算でございます。歳入不足になっては困りますので、どうしてもかた目、かた目の予算を組んでおる状況でございます。ここ三、四年の個人の町民税の決算ベースで見ますと11億円台で推移しておりまして、大幅な増減はない状況での推移となっております。

議員の言われる今後の見通しにつきましては、景気の動向による影響を最も受けるのが法人町民税ではないかと推測いたします。この法人町民税につきましては、収益の悪化による減収もございますが、積極的な設備投資によりまして法人税割が発生しないケースもあります。ここ数年を見ましても、振れ幅が大きい不安定な状況には変わりはなく、予測が難しいということから、毎年かた目の予算を組んでいるという状況でございます。

また、この法人町民税に関しましては、平成31年、ことしの10月から税率が9.7%から6%に引き下がります。そのことによりまして、平成32年度以降はその影響を受け減収となるが見込まれております。一方で、平成32年度以降につきましては、その補填措置としまして、法人事業税の一部を都道府県から市町村に法人事業税交付金という形で交付される制度が創設されます。そうしたことも踏まえまして、今後も堅実な予算計上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目、都市計画税でございますが、平成31年度1億7,311万円で、平成30年度よりも145万円下が

ったと。来年度以降の判断はどう考えますかという御質問でございますが、都市計画税につきましては、平成22年度以降減少傾向にございまして、決算ベースでこれを見ますと、5年間で9.7%減少しておるのが現状でございます。近年の状況につきましては、土地分につきましては、御承知のとおり地価の下落により毎年減少傾向にございます。また家屋分につきましては、評価替えの年につきましては大幅に減少いたしますが、それ以外の年は新增築の新しくふえる部分とかもございまして微増となりますが、やはり土地の下落分をそれで賄い切れないという状況にございます。それゆえ今後も地価の下落を反映した形になると推測をしております。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

私からは、質問の3点目、39ページの国庫支出金、国庫補助金について、それから質問の5点目、43ページの地域子ども子育て支援事業補助金についてお答えさせていただきます。

まず、39ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金85万5,000円。それから子ども子育て支援交付金725万9,000円、充当事業の説明をということでございます。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金85万5,000円につきましては、家庭児童相談員の賃金になります。教員資格を持って児童虐待における学校への連絡調整等を担当していただいております。補助率は2分の1となっております。

子ども子育て支援交付金725万9,000円につきましては、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの各事業に関する国の補助金となります。補助率は国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1となっております。

続きまして、43ページの地域子ども子育て支援事業補助金725万9,000円、充当事業の説明をということでございますが、これは、まず県の補助金ということになります。先ほども申し上げましたとおり、地域子ども子育て支援事業費補助金725万9,000円につきましては、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの各事業に関する県の補助金となっておりますので、よろしくお願いします。

○防災課長（石濱克彦君）

41ページの自衛官募集委託金について御説明いたします。

自衛官募集につきましては、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法によりまして、第1法定受任事務と定め、国にかわり県及び市町村がすべき事務となっております。内容につきましては、広報の催し欄を使用しまして、役場での公務員合同説明会や自衛官採用説明会などを記載しておるところでございます。

○3番（鈴木美代子君）

自衛官募集の事務委託金ですけれども、これについては、全国的にはこの委託金を返上する自治体が一つ二つとふえてきたと聞いていますが、その辺は情報は入っていますか。

○防災課長（石濱克彦君）

全国的にはそのようなことがあろうかと思っておりますけれども、この知多半島内におきましてはございませんので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

私も3点ほどお願いいたします。

23ページの固定資産税のところでございますが、償却資産税が、ざっと古い資料を見ましたら5年ほど前から

見て1.55倍、3億3,800万円になっております。毎年少しずつふえているんですが、太陽光発電設備の影響によるものなのか、ほかのふえている要因があるのか、ちょっと確認です。

それから31ページ、保育所運営負担金。金額を見たら昨年の半額になっているわけですが、例の幼児保育無償化の関係のようなことを少し言われたのですが、残りの半分、違う名目でどこかに載っているのか、そのことを確認したいと思います。

それから、35ページに都市公園の施設使用料1,800万円とあります。これは歳出で、いわゆる総合公園の施設管理料が約4,000万円ぐらいかかっているわけですが、使用料が1,800万円で管理料が4,000万円、こういう見方で私の見方は間違っていないのかどうか、確認でございます。

それからもう一点、先ほど同僚議員から都市計画税のことがありましたけれども、実はこれは税務課というよりも町長に聞きたいのですが、先日、町長の発言中に、少子高齢化対策として都市計画税が、まだそういう事業に使うのでしばらく見直すことはできないという発言をしていますが、目的税ですからちょっと違いますかということ町長に確認したいと思います。

○税務課長（夏目 勉君）

私から、1点目の固定資産税の債務に関してお答えをさせていただきます。

まず、固定資産税のうち償却資産に係る分につきましては、議員が言われるとおり、5年前の平成27年度の予算を見ますと約2億1,900万円だったのに対して、平成31年度予算は約3億3,800万円を見込んでおりまして、1.55倍となっております。この原因が主に太陽光発電設備の影響なのかという御質問でございますが、5年前の平成27年度予算につきましては、償却資産分を約2億1,900万円のうち、太陽光発電に係る部分は2.3%の約500万円を見込んでおります。

一方、平成31年度予算につきましては、償却資産分約3億3,800万円のうち、太陽光分に係るものが20.7%の約7,000万円を見込んでおります。太陽光の分のみで見ますと500万円から7,000万円と6,500万円も伸びていることとなりますが、この償却資産全体で見ますと、太陽光以外の部分、いわゆる法人等の設備投資に係る償却資産分につきましても、税額で見ますと5,400万円伸びております。したがって、この償却資産税の伸びにしましては、太陽光発電に係る部分の割合は高くなってはきておるものの、それ以外の部分も着実に伸びてきているという状況でございます。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

私からは、2点目、31ページの運営費、保育所運営費負担金、昨年の半額となっているが、幼児教育無償化の関係と言われたが、残りの半分はどこに含まれているかについてお答えさせていただきます。

平成31年度10月より実施される幼児教育・保育の無償化により、残りの半分につきましては、31ページ上段にあります10款地方特例交付金、2項子ども子育て支援臨時交付金、1目子ども子育て支援臨時交付金、1節子ども子育て支援臨時交付金の2,600万円、これが無償化に伴う10月から3月までの国からの交付金で、10月以降残りの半分以上を賄うことになっております。4月から9月までの保護者に納めていただく負担金・保育料は、そのページの13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、保育所運営費負担金の3,570万6,000円の中に含まれております。

保育所運営費負担金と子ども子育て支援臨時交付金との差については、幼児教育・保育の無償化に該当するのは3歳から、3歳・4歳・5歳であり、ゼロ歳・1歳・2歳については非課税世帯のみの該当となっております。非課税世帯以外は該当せず、差額の970万6,000円につきましては、ゼロ歳・1歳・2歳の保護者に納めていただく保育料となっております。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

私から、3点目についてお答えいたします。

公園施設使用料1,080万円につきましては、美浜町都市公園条例に基づきます総合公園体育館・総合公園グラウンド並びにテニスコートの使用料でございます。歳出におけます総合公園施設管理事業につきましては、これらの施設の管理と臨時職員賃金を初め、光熱水費や設備の保守点検に係る費用で、維持管理に要する経費3,999万5,000円を計上しております。一般財源で年間約3,000万円を負担している計算になりますが、必要最小限の経費であり、行政コストとして適当であると考えております。

○議長（野田増男君）

ただいま山本議員の町長への質問ですけれども、ここで聞く質問ではないと思いますので、取り下げます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 横田貴次議員。

○7番（横田貴次君）

本来であれば常任委員会で聞くべきこととは思いますが、私の思いが強いものですから、この本議会の場で聞かせていただきます。

73ページ、2款1項3目11の需用費、印刷製本費の御説明で広報みはまの発行ということで伺いました。常々私は思っているのですけれども、広報みはまの発信性の信憑性ってどうなのかなということを大変疑問に思います。我々も内容を見ていればよく書かれているなど思うことが、昨今、町民になかなか伝わってないのじゃないかというような疑問もあります。この463万3,000円の予算計上についてですが、私は、もっとこの予算を多くとって、しっかりとした内容をもっとバージョンアップして町民に伝えるべきだと思うのですけれども、この辺の検討はなされたかどうかをお聞かせください。

○秘書課長（日比郁夫君）

広報みはまの信憑性を高めるための増額をしてはどうかという御質問でございます。

今回、この印刷製本費の予算につきましては、昨年より130万円ばかり減額をしております。その理由としては、平成29年度の実績として、広報の印刷製本費がかなり余ったということもございまして、若干適正な見積もりを徴収しまして、その分下げさせていただいたというのがまず1点目でございます。

2点目が、あわせて印刷しております年間行事カレンダーにつきまして、32年度分より一度取りやめということで予定しまして、その分の予算を落としております。

御質問の広報についてもう少し十分に町民にわかるようにというか、もっとわかりやすくという御意見でございます。私どもも紙面の作成に関して、町民にわかりやすく、理解しやすい紙面づくりを日々研究しながらやっておりますが、議員の御意見もございまして。今後も見やすい紙面づくり、もっと理解できるような紙面づくりということで努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○2番（山本辰見君）

それでは、通告に細かい何款の何項ということ載せていませんが、順番に言っていきますので、資料も、資

料というか要求してありますのでお願いいたします。

81ページのまちづくりの関係のところですけども、中段にあります自治会用備品、内容的にはどのようなもので、18地区あるかと思いますが、全てのところに該当しているのかということ。

それから、その少し下で、まちづくり支援団体拠点運営負担金とあります。これが例の奥田の駅の下のちゃぶだいハウスに関係したことなのか。それから、そこでやっている、前、あのグループのまちラボへ資金援助も年間であったかと思いますが、それと重なるのか別なのかお願いいたします。

それから、93ページの知多地方税滞納機構、これ順次、3年ごとですけども、31年度で最後になるかなと思いますけれども、その確認でございます。

それから、145ページ、浄化槽整備事業補助金、一般質問になるといけないですけども、高齢者のひとり住まいの方、家屋の面積だけでなく、実態に見合ったことができないかというのが説明会の中でもありました。例えば水道水を使った分で判断できないか。このことを広島県のある自治体、あるいは三重県でもそういう実績があるようですので、こういうことを検討されてこの中身をつくったのかとかということを確認したいと思います。

○企画課長（磯貝尚美君）

まず、御質問の第1点目でございます。

自治会用の備品についてですけども、こちらにつきましては、自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているものです。例年行っておりますが、来年度につきましても、西部・東部と順番に行っております。来年度は東部が順番になっておりますので、東部の自治体18行政区から意見を取りまとめまして、一般コミュニティ助成事業としまして260万円の予算をとっているものです。主な内容につきましては、コミュニティに必要な会議用のテーブルとか折り畳み椅子、それから簡易倉庫ですとか、それぞれ必要なものを事前にお伺いしまして、1地区では250万円計上するのがとても大変だということで、各部署取りまとめて250万円以上しているものです。

それと、来年、新規でもう一点ふやさせていただきましたが、地域防災組織育成助成事業、こういったものがございます。これも宝くじ協会から助成をしていただくものでございます。これも30万円から200万円の範囲内で助成していただけるということで、これにつきましても200万円以上、1地区でということはとても困難になるので、みんなで相談し合って上げております。主な内容としましては、LPガス容器用のポータブル発電機です。LPガスを災害時に使いまして、それで10キロのプロパンガスで20時間発電できるというのですが、そちらを18行政区に一応町が備品として購入しまして、無償譲渡という形で18行政区に配っていきたいと考えております。

それから、御質問の第2点でございますが、まちづくり支援団体の拠点運営の負担金でございます。こちらにつきましては、美浜町生涯活躍のまちの基本構想・基本計画を策定したときに、美浜町にとって、今後、美浜町の地域交流拠点となる拠点が必要だということと、それからそれを運営していく団体が必要だという2点だったと思います。1つにつきましては奥田駅、議員のおっしゃいます高架下のところで運営をしていく費用、それとそちらで相談を受けたり、いろいろな、そこを運営していくための、ぐるぐると回していく人件費等の予算を見ているものです。

議員がおっしゃいます一般社団法人の美浜まちラボについても、そちらは中間支援団体ということで、こちらが認めさせていただいて仕事をお願いしているのですが、個人で行っていますまちラボの団体とは一線を引いております。こちらが仕様書に基づいてお願いしている部分についてだけ仕事をしていただいているということ

で、344万円の予算をとっているものでございます。これにつきましては、地方創生の推進交付金に基づいて行わせていただいている事業として、国から2分の1という補助をいただいております。

○税務課長（夏目 勉君）

それでは、私から、知多地方税滞納整理機構の31年度で最終かという御質問についてお答えをさせていただきます。

最初に機構の経緯等を簡単に御説明いたします。この知多地方税滞納整理機構につきましては、税の収入未償額の縮減を図るため、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行うことを目的に、平成23年4月に設立をしております。参加市町は知多の5市5町全ての市町村となっております。機構の設置期間につきましては、当初の3年間を延長し、平成29年3月末までとなっておりますが、参加市町からの強い要望等により、平成29年度以降も3年間再延長をいたしまして、今年度、今、平成30年度で8年目を迎えているのが現状でございます。

そうした中で、定期的に開催されます機構の運営委員会が去る2月25日に開催されまして、そこで県の税務課から、現行の機構は、平成31年度、来年度をもって廃止する考えが示されました。また、そこで、平成32年度以降の方針に関しましては、来年度、31年度早々にも市町の意向を調査し、新たな支援策等を県としてできる範囲で支援をしていきたいという旨の説明があったところでございます。町といたしましては、他の5市5町におきましてもこの機構の継続を望んでいる中で、平成32年度以降に関しましては、県にも関与していただけるような新たな枠組みを知多5市5町で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長（藪井幹久君）

それでは、私からは、145ページ、浄化槽整備事業の合併処理浄化槽設置整備事業補助金についてお答えをいたします。

合併処理浄化槽の人槽算定、つまり浄化槽の大きさがどのように算定されるかは、建築基準法の規定により定められております。具体的には建物の延べ床面積により算定される基準となっております。住む人数により算定するとはなっておりません。この基準には特例がございまして、議員のおっしゃられた広島県では、この特例の適用が認められる基準を県で定めておまして、認めているという事例も確かにございます。全国的に言いますと、特例適用の基準が定められている県については、中国・四国地方に多く固まっているという状況でございます。

具体的に本町の場合で申し上げますと、人槽を判断する権限、さらに言いますと特例を認める権限は愛知県にございます。本町で検討して変更できるものではないということでございます。愛知県は、現在のところ特例は認めておりません。現時点では特例を認める予定はないとは聞いておりますが、本町といたしましては、合併処理浄化槽を普及させていくためには、この浄化槽の人槽算定の特例に関しましても必要と考えておまして、国及び県に強く要望をしているという状況でございます。今後も引き続き要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

まず、総務で聞いておきたいのは、美浜町における消費税の総額、各会計における消費税の総額を述べてください。

65ページに行政不服審査会の委員報酬が載っていますが、行政不服審査会は何回やる予定ですか。30年度は何回やって、31年度は何回の予定ですか。

71ページの公平委員会事務委託料が載っていますが、公平委員会というのは30年度も何回やって、31年度は何回やる予定ですか。

71ページです。会計年度任用職員制度移行のための例規整備支援委託料です。99万円ですね。これはどこに委託をする予定でしょうか。

73ページのホームページ作成システム移行作業委託料は、これも委託料ですので、どこへ委託する予定であるとか、また、ふるさと納税寄附の運営事業が3,488万5,000円とあるのですが、これは30年度は寄附を幾らもらったのでしょうか。それをもとにして31年度はふるさと納税の、この寄附の運営について予算化したと思うのですが。

77ページ、公用車の管理事業ですが、公用車270万円とありますが、これは1台じゃなくて、何台か町の公用車がだめになって買いかえるものですか。

79ページのリニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金ですが、これはわずかに3,000円ですが、これについては、何度も議場でも申し上げたとおり民間の事業ですので、これに対して町が負担金を出すのは、もう一度その見解についてしっかりお聞きしたいと思います。

81ページのまちづくり支援団体拠点運営負担金ですが、まちづくりの支援団体拠点ということで、どこを指しているのか、これも説明してください。

○総務課長（杉本康寿君）

総務課から該当する部分をまとめて説明をさせていただきます。

まずは、1点目の各会計別における消費税額はでございます。

こちらにつきましては、一般会計の消費税額は1億6,014万1,000円を、国民健康保険特別会計では252万1,000円を、後期高齢者医療特別会計では98万1,000円を、介護保険特別会計では235万3,000円を、土地取得特別会計では28万9,000円を、農業集落家庭排水処理施設特別会計では108万3,000円を、合わせて1億6,736万8,000円を見込んでおります。

次に、行政不服審査会の開催についてでございます。

こちらにつきましては、平成29年度につきましては、不服申請審査の案件がございませんでしたので1回も開催はしておりません。31年度予算につきましては、1回を予定して予算計上をしているところでございます。

続きまして、ふるさと納税運営事業でございます。こちらにつきましては、まずは平成30年度の実績でございます。まず1月末時点で申し上げますと、1億3,800万円ほどふるさと納税の寄附をいただいております。平成31年度の予算につきましては、国からの通知もございまして、平成31年度は3割以内ということになろうかと思っておりますので、その分を見込みまして、5,000万円を歳入で見込んでおります。

他の公用車の備品購入270万円につきましては、普通自動車1台170万円を予定しております。また軽自動車1台100万円を予定しております。公用車の買いかえの基準としましては、新車購入後から13年以上たった公用車を、その車が古くなった場合には買いかえる予定はしておりますけれども、まだ乗れるということであれば、引き続きその車を乗っていかうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○秘書課長（日比郁夫君）

秘書課の所管に関します御質問についてお答えをいたします。

まず、公平委員会事務委託料8万3,000円の件で、開催についてはどうかという事の御質問でございますが、公平委員会につきましては、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査いたしまして、並びにこれについての必要な措置を講ずることを職務といたします行政委員会でございます。美浜町につき

ましては、愛知県の人事委員会にその事務を委任しております。

実績についての御質問かと思いますが、美浜町におきましては、勤務条件に関する措置要件であるとか、不利益処分に関する不服の申し立てにつきましては、実績件数はございませんのでお願いいたします。

続きまして、会計年度任用職員制度移行のための例規整備支援委託料99万円についての御質問についてでございますが、まず会計年度任用職員制度は、地方公務員法や地方自治法の改正により、平成32年4月1日から施行される制度でございます。現在、地方自治体において、臨時的任用職員や嘱託員等の非常勤職員が雇用されておりますが、平成32年4月1日以降について、全て会計年度の任用職員という身分になります。今後この会計年度任用職員について具体的な条件等を定めていく上で、共通する法律で定められている事項がございますので、それについての条例を制定していく必要がございます。その条例制定に向けて、その精査と例規の整備に専門的な知識及び手法が求められますので、業者委託して実施するものです。

続きまして、ホームページ作成システム移行作業委託料でございます。

まず、町公式ホームページ作成システムの更新のための費用となります。現在使用しておりますホームページ用サーバーのシステムソフトウェアサポート期間が、平成32年11月までとなっておりますので、新しいシステムソフトウェア、新しいOSですね、そちらの移行が必要となりました。今回、31年度中に新たなシステムに移行するための、これは費用を計上して更新を行う予定としております。この業務内容につきましては、サーバーの構築であるとか、その設定業務及び現在のシステムから新しいシステムへのホームページのデータ等の移行作業、職員が操作するための研修等の費用、これを委託料として計上しております。

○企画課長（磯貝尚美君）

リニア中央新幹線建設期成同盟負担金3,000円についてでございます。

これの町が負担金を出す見解についてということでございますが、これにつきましては、2027年に品川から名古屋まで開通するというところで伺っておりまして、美浜町だけといいますより、愛知県全体、また知多半島という大きなレベルで考えましても、本当に経済的なビッグチャンスと捉えております。これにつきましては、愛知県の県知事をトップといたしまして、県内の全市町村が加盟しておりまして、経済振興の観点からも足並みをそろえて、いろいろと国へ発言とか要望を出していく必要があると考えておりますので、必要だと捉えております。

また、リニア中央新幹線の効果を県内全域で今のところを一生懸命享受して、いろいろな要望を出していくという場にもつけることができますので必要と考えます。これにつきましては、美浜町の商工会ですとか、漁業協同組合とか観光協会も一緒に加入をしておりまして、今後少しでも美浜町の交流人口だとか関係人口だとかをふやして経済の発展をしていくということで、民間ではありますが、経済効果が期待できるための手段として必要だと捉えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、まちづくり支援団体拠点運営負担金でございます。

これにつきましては、先ほど少し御説明させていただきましたが、美浜町生涯の活躍のまちの基本計画・基本構想を立てた際に、美浜町に今必要なのは、拠点とまちづくりを推進していく住民団体の中間支援団体ではないかということで行っております。奥田駅高架下に場を設けまして、ちゃぶだいハウス、そちらの運営と、その場での交流を目的に行っております。

主な活動は、何かをやりたいというコミュニティビジネスをしたいという方の応援をしたり、それから何かをしたいけれどもどうしたらいいだろうというような住民の方がお見えになりますので、そういった方を団体と個人をつなげたり、あと人づくりだとか機会づくり、高校生だとか高齢者とかの交流の場、最近では婚活相談も行うようになっております。あと情報の収集とか発信もその場から頑張ってやっていただいておりますが、

そういったまちラボという一般社団法人、そちらの団体をまちづくり支援団体とうちから決めさせていただきまして、そちらの人件費とか、それから家賃、共益費、電気代、通信費、保険料、修繕費、業務委託分と、今、SNSで結構発信をしていただいたりホームページでも内容を発信していただいています、そういったものに係る一切の費用を343万7,280円をお願いをしていくものでございます。

○3番（鈴木美代子君）

予算でやたらと委託料が多いのですけれども、先ほどの会計年度任用職員制度移行のための例規整備支援委託料ですけれども、これは、町の職員の中で作業はできないのでしょうか。

それから、ホームページ作成システム移行作業委託料ですけれども、これも341万円あるのですけれども、これは町の職員でやれそうですけれども、委託しかできないのでしょうか。たくさん委託料があるのですけれども、委託料がふえると、本当に町の職員がやったほうがわかりやすい内容になるのじゃないかなと思うのですけれども、お聞きしたいと思います。

91ページの町税過誤納還付金ですけれども、700万円。それから町税過誤納還付加算金。これについては法人なのか個人なのか、その辺はいかがでしょうか、教えてください。

それから民生費です。敬老事業の実施補助金が614万円とありますが、敬老事業は18地区全部で30年度もやれたのでしょうか。31年度もやれるという予定でこれは計算してあるのだろーと思いますけれども、同じ敬老者を祝う会ですので、全区でやれたらいいなと思いますが、その辺をもう一回、やっていると思うのですけれども、もう一回教えてください。

それから、保養施設の利用助成事業です。これは304万円ですけれども、保養施設もお年寄りがふえて、それは大変だと思いますが、お年寄りの楽しみの一つですので、これを増額する検討はしなかったのでしょうか。

119ページの障害者共同生活援助事業費補助金、それから地域活動支援センター事業補助金ですけれども、これについては、年老いた障害者が共同生活するための援助だろうと思うのですけれども、この辺ももう一度教えてください。

119ページの自動車運転免許取得費助成事業で20万円あるのですけれども、自動車運転免許を取得するために補助金が出るのでしょうか、教えてください。

125ページです。保育所等事故検証委員会委員で、保育所の事故、私が以前覚えているのは、保育児童が何年か前に浄化槽のふたがあいていてそこへ落ちたという、そういう事故は記憶していますが、最近はないと思うのですけれども、30年度の実績を教えてください。

私はこれで、あと1回しか質問できないものですから。通告してありますので、それについて、135ページの特定教育保育施設給付事業について、この施設型給付費と地域型保育給付費、この2つについてもう一回説明してください。

それから、137ページの害虫駆除委託料、ここは保健センターの話のところだと思うのですけれども、この害虫駆除というのは何でしょうか。

○秘書課長（日比郁夫君）

会計年度任用職員制度の移行のための例規整備支援委託料及びホームページ作成システム移行作業の委託料について、職員でできないかというお尋ねでございます。

会計年度任用職員制度移行のための例規整備、条例制定も含めて、現行の条例等の改正も含んでおります。細部にわたりいろいろ調査する事項であるとか、その事前の調査する項目もあります。やはり専門的な知識が必要で、条例の改正漏れとかあってはなりませんので、それについて業者に細かいところまでのチェック等もお願い

するということもございますので、ちょっと職員ではできずに、委託でお願いしたいということでの予算の計上となります。

ホームページの更新についても、現在使っておりますホームページについての、そのまま新しいシステムへの移行作業でございます。これにつきましては専門的な知識というのか、システムを構うことについては職員では手が負えませんので、業者をお願いして新しく移行することとなりますので、御理解願いたいと思います。

○税務課長（夏目 勉君）

私からは、91ページの町税過誤納還付金及び還付加算金が法人か個人の分かという御質問だったかと思います。それについてお答えをさせていただきます。

この町税過誤納還付金及び還付加算金につきましては、町税を二重に納めた場合ですとか、確定申告等によりまして既に納付した税が減額となった場合に、その納め過ぎた税と、場合によっては税に加算金を加えてお返しするというものでございまして、いずれにしましても案件が発生した際に対応する予算でございます。また、これにつきましては、法人・個人両方とも該当するというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

まず、敬老事業実施補助金の実施について御説明しますけれども、平成30年度は全地区で敬老会が実施されております。それから、平成31年度も全地区自治の予定で予算を計上しております。

保養施設利用助成事業の回数をふやす検討はしましたかということですが、鈴木議員のお気持ちは非常によく理解していますけれども、一応2年度、28年度に29年度の利用実績について、利用回数並びに各行政区別の利用状況を分析して検討しております。昨年度の実績ですけれども、延べ利用人数が4,306人、利用率は47.88%でございました。このうちの2回利用した方が約95%おみえで4,090人、そして1回のみで利用されている方というのが約5%で215人でございました。

各行政区別の利用状況は、利用の多い順に、南奥田、美浜緑苑、布土、古布、若松でございまして、少ない順では矢梨、細目、切山でございます。これらの結果は、平成28年度とほぼ同様でございまして、限られた方の利用ということが把握できております。このことから、仮に助成券をふやしても、やはりかんぼの宿を利用される方は限られてしまうのではないかなと思っており、こちらをふやすことは重要であるとは思っておりますけれども、健康増進並びに外出支援が目的でありますので。ただ、公平性の観点を考えますと、まずは利用されていない方のニーズをきっちと把握したいなと思っており、来年度は、このニーズを把握するための郵便料を計上しております。高齢者が今後どんな施策を望んでおられるのかを把握したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

119ページの障害者共同生活援助事業の補助金ですけれども、こちらは障害をお持ちの方が共同生活を営むグループホームがございしますが、グループホームの土日の運営に対して補助をしている事業でございます。こちらグループホームに対する経営の安定化と参入促進を図る目的で実施をしており、グループホームを利用されている方というのが、平日は日中は別のサービスを使っておられるわけですね。グループホーム自体で利用されているのは夜間のみということになりまして、平日は夜間のみの支援ということになるのですが、土日・祝日につきましては別のサービス事業、事業所さんがお休みなので、グループホームの方が日中及び夜間においても同一金額で障害者の方を支援するということになります。そのためにグループホームを経営している事業所様に対して、県と美浜町で2分の1助成をして経営の安定化を図っているという事業になります。

それから、地域活動支援センター事業補助金ですけれども、こちらは美浜駐在という保健所の1階にあるのですけれども、こちらの特定非営利法人NPOかもめ福祉会が実施しています地域活動支援センターワークルーム

かもめに対する補助金になります。この事業は、本町と南知多町2町で実施しており、南知多町の歳入は雑入で受け入れをしまして、こちらは両町の分として補助金を出すということで計上させていただいております。

こちらのワークルームかもめで行われている事業内容は、プラスチック製品の作業であるとか、EMぼかしづくりであるとか、調理実習・季節の行事、また体育館を利用して運動をしていらっしゃる、働くことが困難な障害をお持ちの方の日中活動のサポートをしております。本町からは18名の利用がございます。

最後の1点目ですけれども、自動車運転免許取得費助成事業費ですけれども、こちらも障害者の方が利用可能の事業でございます。障害をお持ちの方で、就労・通院・通学など社会参加の支援を図ることを目的に、普通自動車運転免許の取得費用の一部を助成する事業でございます。対象者は視覚障害者を除く身体障害者手帳の所持者で、助成金額は免許取得費用の3分の2以内で10万円を限度に、1人に1回限りの事業になっております。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

私からは、125ページの保育所等事故検証委員会について、お答えさせていただきます。

保育所中における重篤な保育事故が発生した場合に、事故の原因解明と防止策を協議するという、そういう場の検証委員会でございます。本年度はそのような事故は起きておりませんので、使用実績等はありません。

続きまして、135ページ、特定教育・保育施設給付事業2,851万1,000円、施設型給付費及び地域型保育給付費です。それぞれの内容の説明をということでございますが、施設型給付費は、認定こども園である知多大和幼稚園へ通う園児に対して、それから地域型保育給付費は、事業所内保育施設であるイオン夢みらい保育園に通う園児に対する給付費となっております。

特定教育・保育施設給付事業は、認定こども園に係る施設型給付費及び認可を受けた事業所内保育所に係る地域型保育給付費を計上しております。この給付費の財源内訳としては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担し、保育施設へ支払うものでございます。

続きまして、137ページ、保健センター管理運営事業の中の害虫駆除委託料について説明させていただきます。

保健センターの管理運営事業の害虫駆除委託料につきましては、保健センター全館、1階から3階までにおいて、ゴキブリ・ハエ・蚊等が発生する時期の前に、館内の床面をハンドスプレーヤーによる手動で殺虫剤を噴霧する器具を用いた消毒を実施することと、空間部におきましては、ULV機（超微粒子噴霧機）と言われる電動で殺虫剤等を高濃度少量散布する器具を用いた消毒を実施しておるというものでございます。

○議長（野田増男君）

3番 鈴木議員、3回目です。

○3番（鈴木美代子君）

3回目です。もう終わりです。今、委託についていろいろ言われましたけれども、前と違って、最近、委託料がふえてきましたよね、すごく。確かに職員の仕事も複雑になってきて大変だと思っておりますけれども、これは職員で委託でやりましたよというのが私は欲しいなと思うのです。職員が一生懸命やっていることはもちろん知っていますし、職員のそういう向上のためにも、やっぱり一個でも二個でも委託に挑戦してみたらどうかと思つて質問しました。返事はいいですけれども。

衛生費の141ページに冷暖房の施設使用料があるのですが、大体の公共施設は冷暖房があると思うのですけれども、この冷暖房の設備使用料は、これは庁舎外に出たときにコインで入れる、そういう冷暖房のお金でしょうか、わかりませんが、済みません、お願いします。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

今、議員のおっしゃる冷暖房施設使用料につきましては、おっしゃるとおり、例えば健康事業で公民館等で事

業を実施する場合、それに伴う100円ずつコインを投下して使用する冷暖房費になっております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で1款から4款までの質疑を終わります。

ここで休憩といたします。再開を10時50分といたします。

〔午前10時38分 休憩〕

〔午前10時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

通告してありますので、何款という形は書いていませんけれども、御無礼します。

157ページの美浜の里推進事業がありますが、31年度はどこまでの事業を展開する予定なのかお願いいたします。

163ページのアサリ稚貝放流、昨年は多分、野間漁協と美浜町漁協、両方だったと思いますが、今回半分でするので、もしかしたら野間漁港だけなのか。それから、去年の成果をどういう捉え方をしてるのか。西海岸も少しふえてきているようなことも聞こえてくるのですけれども、どんな状況なのかも含めてですね。

167ページ、河和港観光総合センターの委託料がありますが、実は先日利用させていただいたときに、球切れがひどくて、施設の方が、もう古いので球をかえないと。全体を直さなければいけないと。分館のほうでしたけれども、そういう言い方をしていましたが、どういう管理をしてるのか、確認をしておきたいと思います。

169ページの観光施設等維持管理の中に、観光施設管理委託料300万円があります。下のほうに維持修繕整備事業がありますが、どこの施設なのか。食と健康の館は書いてありますから、そこ以外だと思いますが、お願いいたします。

175ページ、先ほどの美浜の里と同じように、神谷町長の大きな目標になっていますけれども、既成市街地整備調査、それにしては金額がちょっと小ぶりですけれども、31年度はどこまで整備をやる予定なのか、どういう事業をやる予定なのか教えてください。

177ページ、河川改良工事、どこの河川になるのか確認したいと思います。

最後です。187ページの運動公園整備事業、あわせて総合公園拡張事業。議案説明のときには、これだけ大きい金額なのに全然説明がありません。どういう事業をやるのか説明がありませんでした。31年度、重立った事業とそれに係る経費を説明願いたいと思います。

そして、その中で一つ、総合公園から土砂を運ぶのがもう既に始まると思いますが、それはどちらの事業に、いわゆるトラックとか何かの関係はどちらに含まれるのか、その説明もお願いいたします。

○産業課長（小島康資君）

それでは、157ページ、美浜の里事業について説明をさせていただきます。

31年度におきましては、道の駅を中心とする建設場所を選定した後に、道路管理者協議及び運営主体・管理方法について協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

163ページ、アサリの稚貝放流は、野間漁協だけか、美浜町漁協も入っているのかということですが、こちらは31年度におきましては、野間漁協だけになっております。

成果につきましては、西海岸で27年度から中止をしておりました潮干狩りですが、31年に関しましては、稚貝の生育状況を見る限りは、以前よりも大きくなってきているということを漁協から聞いておりますので、そういった中で1週間でも潮干狩りをやりたいということは漁協からは聞いております。

167ページの河和港観光総合センターの蛍光灯の球切れについてですが、分館のほうで球が切れてるということでしたので、通常の球切れに関しましては河和区が交換をしていただきますけれども、こちらは業者に見ていただいたところ、照明器具の交換が必要だということで、実は13日にLED化のための工事をやる予定で動いております。

また、観光施設の管理委託に関しましては、これは観光協会へ河和口の公衆便所を初めとする10カ所のトイレの清掃、野間灯台広場の清掃及び鍵の撤去、オレンジライン等の草刈りを委託しております。

観光施設維持修繕工事、こちらに関しましては、小野浦野外ステージ及び野間灯台ふれあい広場の飛砂の撤去、そして若松公衆トイレのバリアフリー化、野間観光トイレの爆裂の補修を予定しております。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは、私から既成市街地整備調査の検討、運動公園整備事業、総合公園拡張事業についてお答えいたします。

まず、既成市街地道路整備事業ですが、委託料で200万円要望させていただいております。現在、布土地区と野間の一色地区の2地区で事業を検討しておりますけれども、31年度につきましては、布土地区での測量業務を予定しております。ただ、まだ地区において、路線の決定とか範囲の検討をしておりますので、そこら辺地元と調整しながら業務を進めていくということになります。

次に、公園整備事業の委託料ですが、運動公園整備事業の委託料で4億8,050万円計上しております。こちらは主にURに委託するものがほとんどですが、31年度につきましては、引き続きの敷地造成工事、関連します総合公園から土を運ぶわけですが、御質問のありました運搬の費用につきましては、運動公園のほうで見ております。あと調整池の工事、スタンドですとか橋梁・橋の設計業務等で4億6,050万円ほどの範囲で行う予定です。

それとは別で、町の発注分としまして、運動公園用地交渉、用地契約が全部できましたので、公園区域の確定測量を行う予定をしております。

総合公園の拡張事業ですが、こちら運動公園へ運ぶ土の造成、土とりとそれに合わせた造成・水路工事等で6,163万円を計上しております。

○建設課長（鈴木 学君）

177ページの河川改良工事についてでございますが、どこの河川になるかという御質問ですが、こちらにつきましては、野間駅の南にあります杉谷川、こちらになります。平成13年度以降、工事が中断しておりました部分につきまして、平成30年度、今年度より再開をしたものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

155ページの土地改良区補助金175万1,000円ですが、これはどの地域でしょうか。聞き逃したので教えてください。

159ページの多面的機能支払交付金3,739万円ですけれども、これはわかりませんが、教えてください。

161ページの森林空間維持管理事業ですけれども、町民の森の維持管理でしょうか。町民の森は結構草がいっぱいで、この間職員が草刈りをやったということですが、本当に大変なところですが、町民の森の存在意義ですよ、町民の森。どういう形で町民の森を設定したのか、もう一回説明してください。私、本当にみんなの重荷になってはまずいと思うのです。草ぼうぼうなら、もうやめたほうがいい。どうしてもここが、予算化していますから、こういうふうな利点があってやりたいというなら説明してください。

それから、商工費です。町観光協会の補助金と町観光協会の交付金が出ていますが、これは事業によって使い道が違うのですか。もちろん補助金と交付金では違いますが、説明してください。

169ページの食と健康の館指定管理委託料700万円と観光施設管理委託料300万円です。小野浦区に指定管理をお願いするのですけれども、両方で1,000万円になるのですが、これを説明してください。

土木に入ります。

準用河川等維持修繕工事、準用河川といえば、大川も準用河川ですけれども、この修繕工事はどこでしょうか。

187ページの都市公園整備事業ですけれども、これについてはもう少し詳しく載せてほしいと思うのです。都市公園整備事業について具体的に説明する、文書でも、書類でもいただければと思いますが、お願いします。

○産業課長（小島康資君）

予算書の155ページ、土地改良区補助金の内容についてでございますが、こちらは揚水機場、いわゆるポンプを初めとする施設の維持管理費、そして土地改良区の運営事務に係る経費となっております。

161ページ、森林空間維持管理事業は、町民の森の維持管理に必要な費用かということですが、こちらは、町民の森を維持していく上で必要な維持管理費となっております。こちらは30年度から契約の見直しをさせていただきまして、面積を半分に減らせていただいております。

そういった中で、黒山展望台へ行く道の補修と、先ほど議員からも言われていました職員の力によって、ふれあい広場の草刈り等もできましたので、こちらの中を散策することができるようになっています。また、体育館へ抜ける道、こちらの散策道も草刈りができておりますので、こちらが利用が可能になっております。こちらは現行維持のためということで、町民の森の維持に関して必要なものだと考えております。

町観光協会の補助金と町観光協会の交付金の違いはということですが、町観光協会の補助金につきましては、観光協会が主催する各種事業に対する補助金、海水浴・潮干狩り・旅館等の補助金になります。そして、町観光協会の交付金に関しましては、観光協会を運営するに当たり必要な事務所経費及び人件費がこちらに充てられております。

食と健康の館の指定管理料の内容ということですが、こちらは、平成27年4月から5年間、小野浦区と指定管理に関する協定書を結んでおります。そういった中で、基本水準または物価水準等からの金額を決定させていただいております。

先ほどの300万円、観光施設管理委託料に関しましては、先ほどお答えさせていただきましたとおり、これは観光協会へのトイレの清掃等への委託料となりますので、食と健康の館、小野浦区への委託料ではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

一言。鈴木議員、公園整備事業ですけれども、議長を通して資料請求をお願いしたいと思います。また、この場は資料を請求する場ではないので、その辺をよろしくお願いします。

○建設課長（鈴木 学君）

159ページ、多面的機能支払交付金3,739万円でございますが、この交付金事業につきましては、町内の農地保全組織、4団体でございます。美浜西部保全会、美浜東部保全会、美浜奥田保全会、知多南部環境保全会、この4団体になるわけですが、この4団体の下に下部組織として、全部で12団体でございます。これらの団体と、これらの団体の抱える区域の農用地面積、500ヘクタールになりますが、これについて協定を結んでおります。草刈り、泥上げ、揚水機・ポンプの点検など、農道水路・ため池等の保全管理、機能維持の基礎活動、あと稲作・豆まきなどの農業体験を学校教育と連携、また、景観作物・花壇植栽など、生物多様性の保全、景観形成、遊休農地の有効活用などの農村環境活動、さらに農道の舗装、水路の補修等、農業施設の長寿命化のための補修・更新等の工事など、農業経営の事業運営を支援するものでございます。

次に、177ページでございます。準用河川等維持修繕工事。どこをやるのかということでございました。31年度につきましては、富具崎川の角、河川の中、水の流れる部分ですが、こちらのしゅんせつ等、あと杉谷川の中流域になりますが、こちらの河道内、水の流れるところの中にヨシが非常に密集しておりますので、こちらの草刈りを予定しております。

議員の言われました大川につきましては、一昨年、2級河川の上流部分、町管理の部分につきましてはしゅんせつをしてございますので、31年度については、町としては事業の予定はしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

187ページの都市公園整備事業でございますが、本日追加で、運動公園整備事業と総合公園事業につきまして、平成31年度の協定について、また追加で御審議いただきますので、そちらで詳しく説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

175ページですが、道路新設改良県補助事業としまして、道路改良工事とあります。これはどういう、6,000万円という数字が上がっておりますが、再度詳しくお願いいたします。

○建設課長（鈴木 学君）

道路新設改良県補助事業でございます。

こちらの工事につきましては、現在、運動公園整備事業で行っておる区域の中にあります町道森越石坂平井線、こちらの道路の改良工事になります。今年度、平成30年度に引き続き、31年度に事業を行うものでございまして、今回、延長が約400メートルになります。片側1車線の2車線と歩道1車線、全幅11メートルの道路を整備するものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

この内容が6,000万円のうちの県補助事業としてあるものですから、どういう扱いというか、分け方になっておるのか、補助金の。それで、町の持ち出し分とか。仮に町の持ち出し分があるならば、都市計画税で充当するのか、それとも一般財源で充当するのか、お教えてください。

○建設課長（鈴木 学君）

県の補助事業でございます。補助率につきましては2分の1、ですから3,000万円の補助、3,000万円は町単独

の費用となります。原資につきましては、一般財源で行うようにしております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

201ページの部活動指導費が入っていますけれども、何名分を予定しているのか、どういう仕組みというか計画なのかを教えてください。

これも教育委員会、あるいは生涯学習のところになると思いますけれども、教育委員会として小・中学校の職員に対する産業医というのを配置しているのか。役場は産業医という項目があって、総務のほうに予算化していますけれども、予算がちょっと見つけられなかったものですから、どういう形になっているのでしょうか。

それからもう一点は、これは生涯学習課の管轄になるかと思いますが、例えば河和中学校の敷地内にあるような貴重な戦跡資料というか、ほかで海岸のすべりだとか、たくさんきれいに表示してある、ほかの人たちからも美浜は頑張っ表示しているねと褒められています。ただ、幾つか、私たちが何回か視察のあったときにも、ついていない、あるといいねと、特に学校の中ですから、子供たちへの教育も含めて必要だと思いますけれども、前に表示について一遍検討したいということでしたけれども、予算計上してあるのか、どういう計画なのか、お願いしたいと思います。

○学校教育課長（竹内与七君）

201ページの19節の部活動指導費の交付金はということでございます。

これにつきましては、部活動指導者に係る指導に必要な用品等の経費に充てるもので、中学校の部活動指導者41名分でございます。主にジャージとかシューズなどの購入に要するものを補助しております。

次に、教育委員会として小・中学校の職員に対する産業医を配置しているかについてでございますが、小・中学校の職員は美浜町の職員になりますので、2款の総務費で産業医は配置しております。

なお、小・中学校の教職員は、公立学校共済組合の産業医が健康管理等を行っており、希望者には産業医と面接の相談を実施しています。また、美浜町の小・中学校において、年2回のストレスチェックを実施しており、相談希望者には医師等の面談が行われるようにしております。その予算につきましては、202ページ、203ページの小学校運営事業の報償費、学校衛生管理費の報償金の中の426万2,000円のうちの7万2,000円と、それから208、209ページの中学校運営事業の報償費の中の学校衛生管理報償金171万3,000円のうちの2万4,000円が面談等の費用となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

河和中学校敷地内などの貴重な戦跡への表示について検討するとの答弁を受けたが、予算計上してあるかについてでございます。

現在、美浜町文化財保護委員会において、河和南部小学校に隣接する河和海軍航空隊防空指揮所について、町の文化財への指定の動きがございます。その話し合いの中で、旧河和海軍航空隊に関するすべりや議員の御指摘の河和中学校敷地内の施設などについても、あわせて文化財保護委員会の中で議論が行われているところでございます。

今後、美浜町文化財保護委員会の議論を踏まえ、必要に応じて予算要求をしていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

先ほどの産業医の問題ですけれども、学校ですとばらばらに分かれて、1つの学校ですと多くても20人とか、そういう形だと思いますが、産業医さんと職員をあわせた定期的な会合というか、相談事業みたいなものはやっているのでしょうか。本来そういうのが必要だと思うわけですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（竹内与七君）

労働安全衛生法によりますと50人以上の事業者になりますので、美浜町の学校は、50人以上の学校はありませんので、特に美浜町としては産業医を設けてはおりません。

○2番（山本辰見君）

一般質問じゃないので、当然そういう答えが来るとは思っていました。だけど、全体として、先ほど職員は美浜町の職員だから、役場に産業医がいると言いましたから、個人から申し入れがあったら話を聞くだけでなく、そういう定期的な会合が必要だと思いますので、これはぜひ運動として取り組んでいただきたいと、要望だけしておきます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

191ページです。分遣所新築工事設計委託料、これはどこの分遣所という、普通に使わない言葉ですけれども、消防の倉庫ではないし、そういうものですか。

それから、199ページの私立高等学校の授業料の補助金ですけれども、90万円ありますが、これについてはずっと1人1万円という感じできていますが、他の自治体では増額をしているところもあるし、増額を検討しているところもあるのですが、その増額について検討したかどうか、お聞かせください。

201ページの教育支援委員報償金ですけれども、教育支援委員というのは、今、学校教育の面で何をやっているのか、お聞かせください。

いじめ不登校の対策事業ですけれども、先日も河和中学校の卒業式で、5人の方が不登校か何かで卒業式に参加できなかったという話がありましたが、203ページの負担金の中で、県の適応指導教室連絡協議会負担金が出ていますが、適応指導教室では、30年度の実績はどうなっているかお聞かせください。

○防災課長（石濱克彦君）

191ページの分遣所新築工事設計委託料の質問でございます。

消防団の詰所等、消防署が今、実際に野間公民館で活動しております分遣所を兼ね備えた施設として、布土・時志地区に予定しているところでございます。よろしく願いします。

分遣所につきましての説明でございますけれども、分遣所は、今、野間で実施しておるものは、救急車と水槽車がありまして、消防署の管轄になりますけれども、8分以内で消火できるように消防車が待機します。それで、5分以内に救急車が届くような、その拠点として分遣所を設置して、住民の生命・財産を守る活動をしている場所でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○学校教育課長（竹内与七君）

199ページの市立高等学校の授業料の補助について、1人当たり1万円以内ということですが、検討したかということでございますけれども、他の市町の状況も見ながら検討はしておりますけれども、今後、高校の授業料も無料化になるという話も聞きますので、そこら辺のことも見きわめながら、また今後は検討をさせていただきたいと思っております。

201ページの教育支援委員の報償の件でございますけれども、これについては、医師とか大学教授、臨床心理士に係る報償金でございます。その方々たちのいろいろな、そういった教育の支援が必要な方について、いろいろ検討していただいております。

もう一点の203ページの30年度の適応指導教室の実績はどうかということですが、30年度の実績は、まだデータが出ておりませんので、今資料も手持ちに持っていないので、ここですぐ答えは出ませんが……。

○教育部長（天木孝利君）

適応指導教室の実績ということですが、2月末までにおいて、中学生・小学生合わせて4名の方が利用の実績がございます。

○防災課長（石濱克彦君）

先ほどの補足説明でございますけれども、分遣所というのは、まず午前9時から午後5時まで、24時間体制ではございませんので、消防署の職員が日中勤務されるという場所が分遣所ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。7番 横田議員。

○7番（横田貴次君）

2点お伺いいたします。

221ページ、10款委託料の文化財資料薫蒸業務というのでしょうか、委託料からずっと新規計上の事業がありますが、これは何かお宝でも見つかったのか、事業の内容をちょっと御説明いただきたいと思います。

あと1点ですが、229ページの、これも委託料ですけども、総合体育館の受付業務委託料ということで新規計上されておるのですけれども、何かのシステムに変更があったのか、この辺の説明をお願いします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

文化財資料薫蒸業務委託料でございます。こちらにつきましては、布土郷土資料館にあります貴重な郷土資料を、害虫によります虫食いなどから守る業務で、殺虫効果のある気体の薬剤、煙状のものになると思うのですが、そちらで散布する方法で害虫駆除を行うものでございます。こちらの事業につきましては、2年に一度行っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、総合公園体育館等受付業務委託料でございます。こちら今現在、町が総合公園体育館の管理人を雇用して、臨時職員が窓口業務等を行っております。その業務について委託するものでございまして、6月から10カ月間の委託を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（横田貴次君）

文化財薫蒸というのは、僕も初めてですけども、その下に、発掘調査業務委託料というのが104万4,000円の計上と、あと使用料及び賃借料ということで発掘用重機等借上料、これ御説明のときに奥田駅西の何かということで私聞いたのですけれども、この辺何か関連性のある事業なのかなと思っておったのですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

まず、発掘調査業務委託料につきましては、以前説明させていただきました名鉄知多奥田駅東地区の遺跡発掘に係る発掘の業務委託料でございます。内容につきましては、作業員によります遺跡発掘の作業を行っていただきます。その中身につきましては、2人の作業員で70日間を想定しております。

続きまして、発掘用重機等借上料、こちらにつきましては、同じ場所の遺跡発掘に係る重機等の借上業務でございます。その内容につきましては、遺跡のある位置は、試掘である程度把握しておりますので、その位置まで掘るための小型重機での作業、あと発掘後の埋め戻し作業、またポンプによります除水作業、安全柵の設置、作業員が使用します仮設トイレの設置管理の業務でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。3番 鈴木議員。

○3番（鈴木美代子君）

1点だけ。223ページの室内環境測定委託料というのがあるのですが、これちょっと説明してください。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

室内環境測定委託料につきましては、図書館の中の環境基準に沿ったものの測定を行う業務でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

改めて、今までずっとここ近年続いていることですが、225ページでみはまスポーツクラブ負担金という項目でお伺いしたいと思います。

町の下部団体といいますか、登録団体ですと、補助金ということで使われると思うのですが、ここは負担金とあるものですから、どちらへ負担されるのかということを1つお伺いいたします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

みはまスポーツクラブの負担金についてでございます。

こちらにつきまして、スポーツクラブの運営に係る部分についての負担ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成31年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第26号の質疑を終わります。

以上7件の平成31年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

〔午前11時34分 休憩〕

〔午前11時35分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてから、議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてまで、2件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてから、議案第28号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 27 号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結について
から

議案第 28 号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結について
まで 2 件一括

○議長（野田増男君）

追加日程第 1、議案第 27 号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結についてから、議案第 28 号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結についてまで、以上 2 件を一括議題といたします。

以上 2 件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

朝から長時間、大変お疲れさまでございます。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

本日、追加上程いたしますのは、議案第 27 号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結についてを初め 2 件でございます。

早速、提案理由を御説明させていただきます。

初めに、議案第 27 号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結についてでございますが、去る 3 月 1 日に随意契約により独立行政法人都市再生機構中部支社と仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第 28 号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結についてでございますが、去る 3 月 1 日に随意契約により独立行政法人都市再生機構中部支社と仮協定を締結いたしました。

本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由の説明は以上でございます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げまして、壇上からの私からの説明は以上でございます。

〔降 壇〕

○産業建設部長（石川喜次君）

それでは、議案第 27 号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成 31 年度委託業務協定書の締結について御説明いたします。

平成 31 年度の運動公園整備事業の業務を独立行政法人都市再生機構中部支社へ委託するに当たりまして、3 月 1 日付で委託業務仮協定書を締結いたしました。本協定書を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

資料 1 をごらんいただきたいと思います。

仮協定書の最後のページ、別記 1 に委託の対象を美浜町運動公園としております。

別記 2 に委託の内容が一覧となっております。業務の内容は、土木工事・工事の監督業務、変更契約への対応

及び建築施設・橋梁等の実施設計、修正実施設計並びに地質調査業務でございます。

また、別記３では、業務の事業費を定めております。内訳につきましてはごらんのとおりで、合計４億５,９６４万３,８００円が協定金額となります。工期につきましては、平成３２年３月３１日までとするものでございます。

議決をいただいた後、この仮協定は４月１日付で本協定となります。その後、都市再生機構において工事等の業務を発注するものでございます。

次に、議案第２８号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成３１年度委託業務協定書の締結について御説明いたします。

平成３１年度の総合公園整備事業の業務を独立行政法人都市再生機構中部支社へ委託するに当たり、３月１日付で委託業務仮協定書を締結いたしました。

本協定書を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第２条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

資料２をごらんください。

仮協定書の最後のページ、別記１に委託の対象を美浜町総合公園としております。

別記２に委託の内容が一覧になっております。業務の内容は、土木工事・工事の監督業務、変更契約への対応業務でございます。

また、別記３では業務の事業費を定めております。内訳につきましては、ごらんのとおり合計６,０９１万３００円が協定金額となります。工期につきましては、平成３２年３月３１日までとするものでございます。

議決をいただいた後、この仮協定は４月１日付で本協定となります。その後、都市再生機構におきまして工事等の業務を発注するものでございます。

議案第２７号及び議案第２８号の説明は以上でございます。

○議長（野田増男君）

議案第２７号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成３１年度委託業務協定書の締結についてから、議案第２８号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成３１年度委託業務協定書の締結についてまでの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は追って放送でお知らせいたします。

〔午前１１時４６分 休憩〕

〔午後０時１０分 再開〕

○議長（野田増男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事を進めます。

初めに、議案第２７号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成３１年度委託業務協定書の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。２番 山本議員。

○２番（山本辰見君）

費用のことについて、もう少し説明をお願いしたいと思います。

費用で、６条、７条、１０条、ここにあると思いますが、例えば６条の中には、この４億５,９００万円の金額と言いながら、「協議して金額を変更することができる、事業の内容を変更することができる。」となっていますから費用の支払いは年４回に分けて払うと。それから、費用の精算、余った場合は返すとありますが、そこをもう少し説明と、例えば支払い条件みたいなものがあるのか、費用についてもう少しお願いいたします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

それでは、費用に関係する契約内容、協定書の内容について御説明いたします。

まず、6条の費用でございますが、こちら協定金額ということになりますので、当然変更が発生した場合、改めて議会にかけさせていただいて変更をお願いするということになります。

それから、7条、費用の支払いにつきましては、こちらにあるとおりに、請求により支払うということになっておりますけれども、前金払いの制度もございますので、そのルールの中で請求があったものについて振り込みで支払いをしていくということになります。

また、10条で規定しております費用の精算につきましては、最終的に委託しておる工事・設計等の業務は、URのほうで入札して発注するということになりますので、こちらが最初にこの協定書で結んだ金額より少なくなる場合も当然出てきますので、年度末、この協定の業務が終わった際に精算して戻していただくということになります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

今回のこれが出されたということですが、新しい工事を進める計画協定ということですが、この中で、前回の委員会でも聞いたのですが、今回はストップした場合の違約金の発生ということで、この金額に対してどういう扱いになってくるのかということです。と申しますのは、今回、統一地方選挙がございます。その中で、この運動公園というものも非常に問題になっておると考えております。

そういった中で住民投票的な要素が非常に高いと。そういう中で、町民の判断が下されたならば、たればという先ほどの説明のときですが、そういうところで下されたならば、ストップがかかった場合、どういうことになるのか、どういう解除の金額が契約により発生してくるのかということを少しばかり先にお伺いしたいと思います。

○産業建設部長（石川喜次君）

今回、議会にこの案件を付議しておるのは、契約の関係で上程しておるわけでございますので、先ほど石田議員がいろいろ選挙のお話等をしておりましたが、一切関係ございませんので、そこら辺だけは御了承いただきたいと思います。

ただ、その中に、お言葉の中で契約の関係のことがございましたので、その部分につきましてお答えさせていただきます。

この契約を解除した場合のことにつきましては、お手元の資料の契約書の13条に記載してございますので、これに基づきまして対処していく形になります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

この13条の規定により解除ということになろうかという答弁でございますが、あと1カ月、2カ月足らずの中でこの決定がなされるという判断をしております。そういった中で、これは非常に大事なことです。町の行政を左右するような、これからの町の命運をかけた、左右することになってこよう考えるわけでございますので、ここ2カ月の間……

○議長（野田増男君）

済みません、石田議員、自分の意見を述べる場ではありません。

○４番（石田秀夫君）

中止しておくべきだと考えます。そういった中で提出されたということは、議会に付されたと判断するわけですが、議員は責任を持ってこれに対して考えていくべきだと思っております。

○議長（野田増男君）

質問、答弁は要りますか。

○４番（石田秀夫君）

これを推し進めるということは、質問としましては、町長はいかに考えておられるのか、今までこれに対して……

○議長（野田増男君）

石田議員、今の議題に関係ないことですので、今これは契約内容について審議しているところでして、それとは関係ないことですので。

○４番（石田秀夫君）

私は、先に待つべきであるということを、当局がこれを出してきたということはどういうことですかという質問です。

○議長（野田増男君）

いや、それは多分答弁できないと思います。

次、いきます。７番 横田貴次議員。

○７番（横田貴次君）

最近、全額町が負担するやもしれないというような間違った情報が流れがちなので、ひとつ確認のために伺います。

協定の金額４億５,９６４万３,８００円におきましては、２分の１の国の補助金を目指して事業を進める上で、補助金の対象となるものなのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今回、第２７号で出させていただいた運動公園事業、第２８号の総合公園事業、ともに社会資本整備総合交付金の対象事業として歳入でも、総額ですけれども、２億４,５００万円の歳入を見込んでおりますので、対象事業ということでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は総務産業常任委員会に付託いたします。

次に、議案第２８号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成３１年度委託業務協定書の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。１番 森川議員。

○１番（森川元晴君）

この美浜町総合公園の整備事業に関する平成３１年度の委託業務ということでございますが、まず、この総合公

園に関しまして、以前から議案説明等でもあったと思いますが、第2町民グラウンドの代替であるとか、土砂を取って運動公園のほうに運ぶ、また、多目的グラウンドをつくるのではないか、芝生広場も含めてそのような説明を受けたと思っておりませんが、具体的に、この総合公園に関しまして改めて事業目的、また事業計画等をお聞きたいところがございます。でなければ、なかなかこの判断がつかないというのが現実ではないかなと思っております。

そこで、今わかる範囲というか、答えられる範囲でよろしいので、今後どのような総合公園に関しましては計画を持っておられるのか、説明を求めます。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

総合公園、今回、平成31年度の事業が全体の中のどこの部分を占めるのかということでお答えをさせていただきます。

まず、総合公園事業につきましては、昨年の議員説明会等で全体事業費を暫定でいくということで、5億数千円でいきますよという説明をさせていただきました。昨年12月の議会におきまして、来年度31年度から35年におきまして、総合公園事業としまして2億2,378万5,000円という債務負担行為をお認めいただいたところです。ですので、あくまで今進めておりますのは暫定整備として、この平成31年度以降35年度までの間で2億2,300万円の範囲内で行う事業の一つです。そのうちの6,163万円を平成31年度の事業で計画しております。

先ほど森川議員言われるように、全体の整備がわからないということですが、とりあえず平成31年度につきましては運動公園のほうに約4万立米ほどの土を運びます。ですので、運ぶために今の現場の山林部分といいますか、高くなっておる部分を切りますので、そういったのり面の整形工事が出てきます。それに伴う水路とか、沈砂池の防災工を31年度は予定しております。

平成32年度以降につきましては、駐車場の整備ですとか、切り取った後で平らなところできたところは多目的グラウンド的な使い方ができるような整備を計画しておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（森川元晴君）

当初の説明があった、一部に問題の土地が出てきたというような説明もございました。それに対しまして、今いろいろな整備も考えておると思うのですが、まずそこが解決しないと全体の構想というのがなかなか出てこないのではないかなと思っておるのですが、その点に関しまして、その問題の土地というのは、今後、事業も含めてどのように進めていかれるのかということをお聞きいたします。

○議長（野田増男君）

森川議員、今の質問も、今の議題とは関係ないことですので、また委員会で聞くように。執行部も答弁できないでしょうね。次、いきます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月13日から3月18日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、3月13日から3月18日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る3月19日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員会に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

〔午後0時25分 散会〕

平成31年 3 月 19 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成31年 3 月 19 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

日程第 1 議案第 3 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例について

議案第 5 号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 12 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 16 号 町道路線の変更について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 17 号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第 8 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 18 号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 19 号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 20 号 平成31年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 8 議案第 21 号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 22 号 平成31年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 9 議案第 24 号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第 25 号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第 26 号 平成31年度美浜町水道事業会計予算

議案第 27 号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結について

議案第 28 号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第9 までの各事件

追加日程第1 議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その1）請負契約の締結について

議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その2）請負契約の締結について

日程第10

◎ 本日の出席議員（13名）

1 番 森 川 元 晴 君

3 番 鈴 木 美代子 君

5 番 杉 浦 剛 君

7 番 横 田 貴 次 君

9 番 大 岩 靖 君

11番 野 田 増 男 君

13番 丸 田 博 雅 君

2 番 山 本 辰 見 君

4 番 石 田 秀 夫 君

6 番 江 元 梅 彦 君

8 番 荒 井 勝 彦 君

10番 横 田 全 博 君

12番 大 崎 卓 夫 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 神 谷 信 行 君

教 育 長 山 本 敬 君

厚 生 部 長 西 田 林 治 君

教 育 部 長 天 木 孝 利 君

秘 書 課 長 日 比 郁 夫 君

防 災 課 長 石 濱 克 彦 君

住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君

健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君

産 業 課 長 小 島 康 資 君

都市整備課長 宮 原 佳 伸 君

会 計 管 理 者 久 綱 勇 君

生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

副 町 長 永 田 哲 弥 君

総 務 部 長 沼 田 治 義 君

産業建設部長 石 川 喜 次 君

総 務 課 長 杉 本 康 寿 君

企 画 課 長 磯 貝 尚 美 君

税 務 課 長 夏 目 勉 君

福 祉 課 長 高 橋 ふじ美 君

環 境 課 長 藪 井 幹 久 君

建 設 課 長 鈴 木 学 君

水 道 課 長 夏 目 明 房 君

学校教育課長 竹 内 与 七 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 八 谷 充 則 君

局長補佐兼
議会係長 山 下 美 幸 君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

けさは曇りの朝となりましたが、いよいよ来週から美浜町でも春の祭礼が開催されます。天気もよく事故のない祭礼になることを願っております。

3月定例会も本日最終日でございます。また、平成最後の定例会でもございます。議案も多く、大変重要な議案もございます。慎重審議、よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから
議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで9件一括

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る3月13日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、9議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

議案第4号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例についてにおいて、本条例にある努めるものとするという文言の意味をどのように理解すべきかとの質疑があり、本条例は規制条例とは異なるもので、理念条例として行政や地域の基本的な考え方、姿勢、枠組みといったものをうたったものであるとの答弁がありました。

また、議案第5号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてにおいては、産業会館の使用料について料金はとの質疑があり、ライオンズクラブより使用の申し出があり、新たに設定したとの答弁がありました。

また、議案第7号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてにおいては、変更の経

緯はとの質疑があり、愛知県の条例が改正されたことに伴い料金の均衡を図るため改正するもので、25%から30%上がっている。改正は3年に一度行われるもので、料金改定の緩和策として経過措置が設けられているとの答弁がありました。

また、議案第8号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてにおいて、第7条と同様の趣旨による改正かとの質疑があり、同様の趣旨であるとの答弁がありました。

また、議案第9号 美浜町漁港土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例についてにおいては、本町において徴収実績はあるかとの質疑があり、徴収の実績はないとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、9議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第5号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町河和港駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまで

4件一括

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件について、文教厚生委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月14日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、4議案については、審査、採決の結果、4議案とも全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにおいて、限度額の改正による増収見込み196万円で低所得者の保険税を引き上げる検討はしたかとの質疑があり、平成30年度と比べ平成31年に県に納める国民健康保険事業費納付金が2,100万円ほど上がっており、検討はしていないとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、4議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 山本議員。

○2番（山本辰見君）

先ほどの森川委員長の報告、私聞き間違いかなと思ったのですが、上のほうが上がった分を低額の人たちの分を下げるができないかという質問をしたつもりでしたけれども、原稿の読み間違いではないかなと思うので、確認をお願いします。

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

失礼いたしました。低所得者の保険税を引き下げる検討はしたかの間違いでありました。失礼いたしました。

○議長（野田増男君）

訂正でいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 町道路線の変更について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第16号 町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第16号 町道路線の変更については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 町道路線の変更についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４ 議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第８号）

○議長（野田増男君）

日程第４、議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第８号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

消防費における消防団詰所新築工事に係る減額はとの質疑があり、野間詰所新築工事の設計内容を見直し、詰所と公民館の仕切り設置を取りやめるなどの経費を削減したこと及び入札執行による減であるとの答弁がありました。

また、歳入における公園整備事業債の減額はとの質疑があり、平成30年度公園整備事業に係る事業費確定による減であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第８号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

図書購入費について、図書館費においては消耗品費で計上し、小中学校費においては備品購入費、図書館用図書としているのかとの質疑があり、学校図書館用図書には交付税措置があるため区別しているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（野田増男君）

日程第 6、議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 平成30年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算

○議長（野田増男君）

日程第 7、議案第 20 号 平成 31 年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第 20 号 平成 31 年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告します。

2 款総務費において、花火大会応援対策事業交付金について、税の公平性からの検討をしたかとの質疑があり、同交付金を平成 30 年度から 3 年に限るものと変更した。今後、地域の魅力づくりとしての効果を検証するとともに、地区の特性を生かした魅力ある地域づくりを応援する国・県などの助成制度に該当すれば区と調整していくとの答弁がありました。また、職員メンタルヘルス相談委託料は、こういった職員を対象に何名見込んだものかとの質疑があり、不安を抱え相談を希望する各 8 名を 12 回、合計 96 名を予定しているとの答弁がありました。また、県派遣職員負担金について、派遣されてくる県職員に求める役割はとの質疑があり、負担金は県職員 1 名分の人件費の 3 分の 2 を負担するものだが、その役割としては各種事業に係る県との調整連絡、県補助事業に係る補助金の確保のための助言、新規事業に係る情報取得などに加え、総務部主幹として人事・財政部門を所管しているとの答弁がありました。また、知多地方滞納整理機構について、平成 31 年度で廃止となる理由はとの質疑があり、平成 23 年度より 3 年を期間として二度目の延長期間となる平成 31 年度を迎え、県はその役割を終えたと考えているようだが、各市町村は存続を要望しており、県の新たな支援策等も含め平成 31 年度中に検討していくとの答弁がありました。

5 款労働費においては、勤労者住宅資金融資制度預託金は平成 30 年度実績に基づく計上かとの質疑があり、平成 27 年度以降の貸付実績はない、平成 26 年度以前の融資残高に基づく計算により計上したとの答弁がありました。

次に、6 款農林水産業費においては、畜産団体連合会補助金について、養鶏場の臭気対策経費は含まれているかとの質疑があり、臭気対策の薬剤経費が含まれている。臭気問題は本年 2 月、地域住民・商業団体・養鶏業者、行政による協議会を立ち上げ、住民・店舗関係者と養鶏業者が直接話し合える環境となった。今後、協議会を中心に対処していくとの答弁がありました。また、森林病虫害等防除事業の内容はとの質疑があり、松くい虫防除事業であり、これまでの地上散布から樹木に薬剤を直接注入する方式に変更する。薬剤の効力は 3 年から 5 年で、対象とする松 300 本を 3 年間かけて注入するとの答弁がありました。また、美浜の里事業の担当を企画課から産業課に変更したのはとの質疑があり、これまで企画課において場所の選定、地主等の意見集約をしてきたが、今後、運営面についても検討していくに当たり、商工会・観光協会といった関係団体を所管する産業課に移管したとの答弁がありました。

7 款商工費においては、食と健康の館の体制をどのように評価しているかとの質疑があり、他市町の道の駅において設置されている協議会を参考に、小野浦区・食と健康の館の責任者・町から成る協議会を新年度中に立ち上げ、収益の改善・活性化に向け、ともに検討していくとの答弁がありました。また、河和港観光総合センター改修工事には、分館トイレの洋式化が含まれているのかとの質疑があり、区からの要望は本館 2 階トイレの洋式化であり、分館は含まれていない。分館については、他地区の公民館トイレの洋式化とのバランスを考え検討す

るとの答弁がありました。

8 款土木費においては、剪定枝粉碎機の購入は新規かとの質疑があり、これまでクリーンセンターに持ち込んできた草・剪定枝を粉碎し、道路の路肩等に敷くことにより防草と——この防草という意味は草が生えるのを防ぐ、粉碎したものを詰めて草が生えるのを防ぐという意味であります。——防草とごみの減量化を目的として新たに購入することとしたとの答弁がありました。また、道路新設改良単独事業の道路設計業務委託料はどの道路に係る設計委託かとの質疑があり、南部小学校線に係る用地測量及び修正設計業務委託であるとの答弁がありました。また、運動公園整備事業委託及び総合公園拡張事業委託の内容はとの質疑があり、運動公園整備事業については、土木工事として総合公園拡張事業から搬出される土を約4万立米運び、山王川右岸、陸上競技場側に盛り土、造成する。これが圧密となり約180日かける予定である。その後、その土を取り、陸上競技場予定地の両脇に圧密を移し、陸上競技場の下に地下貯留の調整池を設置する工事を行う。工事の監督業務は都市再生機構に委託する。建築設計業務としては、平成30年度に基本設計を行った陸上競技場のスタンドの実施設計を実施する。橋梁の実施設計として、公園内に新たにつくる山王川にかかる橋の実施設計を実施する。また、実施に伴い変更等が生じた場合の図書作成業務、実施設計変更業務、スタンド・橋に係る地質調査業務も見てある。総合公園拡張事業については、平成31年度は土の運び出しにとどまる。土の運び出しによる造成と、造成に伴い必要となる水路・防災工を実施するとの答弁がありました。

また、9 款消防費においては、分遣所新築工事設計委託料を知多南部消防組合分担金として計上していない理由はとの質疑があり、分遣所としては日中のみで、消防団詰所と併用使用するため、南知多町においても町費で計上しているとの答弁がありました。また、同報無線整備工事の内容はとの質疑があり、蓄電池の更新であるとの答弁がありました。

次に、歳入については、軽自動車税、環境性能割とはとの質疑があり、平成31年10月より自動車取得税が廃止されることに伴い創設されるものであるとの答弁がありました。また、森林環境譲与税とはとの質疑があり、森林整備を目的として新たに創設されるものであり、市町村の森林面積、林業就業者数により交付されるとの答弁がありました。

なお、運動公園及び総合公園整備事業に係るきちんとした住民説明会が行われておらず、説明会を無視したやり方は反対である。違約金が発生しないよう新年度になってから契約すべきであるとの反対討論と、運動公園整備事業は将来に対する投資であり、賛成するとの賛成討論がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2 款民生費において、戸籍住民基本台帳事務における元号変更委託の内容は、また、紙書類は修正印での対応

かとの質疑があり、郵便局で証明書を発行するためのファクスのシステム変更委託である。紙書類の元号変更については、印刷済みの申請書等は修正印での対応となるが、パソコン等から発行するものについてはシステム変更等により対応するとの答弁がありました。

3款民生費において、高齢者タクシー料金助成事業について、対象者と利用実績はとの質疑があり、運転免許証を持たないもしくは返納した70歳以上の高齢者が対象であり、平成29年度の利用実績は申請者421名で278件の利用があった。平成30年度については現在409名の申請を受けているとの答弁がありました。また、子ども医療費無料化を18歳に引き上げた場合の町の負担増はとの質疑があり、試算はしていないが、1,500万円から2,000万円の負担増と推測しているとの答弁がありました。また、放課後児童クラブについて、利用者がふえトイレが不足していると聞くが検討したか。また、ゴールデンウィークの10連休への対応はとの質疑があり、トイレについては予算化できていないが、学校との協議において、体育館・校舎のトイレも利用させてもらえることとなっている。10連休への対応については、放課後児童クラブは授業終了後の利用を前提にしており、休日については各家庭で過ごしていただきたいとの答弁がありました。また、保育所の臨時職員賃金に対する手当の充実はどうかとの質疑があり、勤務内容・責任度合い・経験年数により賃金を変え対応している。平成32年度からは、臨時職員にもボーナスが支給されるなどの制度改正が予定されているとの答弁がありました。また、保育所再編計画のタイムスケジュール・再編の基準はとの質疑があり、小中学校の再編が先行すると考えているが、一部の保育所においては園児数の減により3歳と4歳が一緒といった合同保育を実施しなければならなくなっており、早々に河和北保育所以外の保育所全てが合同保育となる見込みである。検討すべきことはいろいろあり、平成31年度には各保育所の運営委員会で保護者に説明をしていくとの答弁がありました。

4款衛生費においては、知多厚生病院運営費補助金は救急医療に対する補助にもかかわらず、救急搬送を断られるケースがあると聞くがいかかとの質疑があり、病院とも協議をしているが、知多厚生病院に限らず医師不足の問題がある。地域の核となる病院であり、医師の確保を要望しているとの答弁がありました。また、し尿中継槽借地料補助はとの質疑があり、し尿は知多南部衛生組合の衛生センターで処理しているが、処理能力の関係から一時的に中継槽を利用する必要があることから、借地料の一部を補助しているとの答弁がありました。また、ごみ減量化の状況と今後の展開はとの質疑があり、ミックスペーパー収集の伸びが鈍化し、可燃ごみの減量が緩んできており、目標を達成できていない。再度、減量化を啓発する必要がある。プラスチック容器の分別収集、ごみ袋の有料化も真剣に考えているとの答弁がありました。

10款教育費においては、部活動指導費交付金には指導者への報償費も含まれているかとの質疑があり、以前は県からの手当の支給はあったが、なくなったため、町としてジャージ等の物品購入費を補助しているとの答弁がありました。また、学校再編に係る予算が計上されていないがとの質疑があり、平成31年度は予算を使わず職員による検討を行うとの答弁がありました。また、国際交流事業の状況はとの質疑があり、平成31年度予算には小学生をシンガポールに派遣する費用も計上したが、その後、イーミン小学校より受け入れができなくなったと連絡があり、中学生の派遣のみとなる予定であるとの答弁がありました。また、河和中学校体育館修繕調査委託はとの質疑があり、雨漏りの対策であり、屋根を全てふきかえる場合の見積もりが高額であるため、より安価に対処する方法を検討するための委託であるとの答弁がありました。

また、歳入全般についての質問はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。山本議員。

○２番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算について、日本共産党議員団として反対の立場から討論いたします。

3月定例議会の中心課題は、住民の皆さんのさまざまな要望や要求に対して町当局の皆さんが予算案を提示し、その実現を目指す。一方、私たち議員は、町民の皆さんが苦心して納めていただいている限られた税金等を適正に予算化されているのか、無駄を削り不要不急な負担金などは大幅に大胆に見直しをしているだろうか、本当に必要なところにお金を回すようになっているのか、こういったしっかり分析できるかが問われる議会であります。

日本共産党議員団は、そのような立場から具体的な内容について課題を指摘し、討論に参加します。

議案質疑で明らかとなった消費税の影響額が1,600万円強、特別会計も含めると1,670万円ということでありました。もちろん国で決まっていることではありますが、とりわけ本年は10月から8%から10%に引き上げられようとしていますから、この影響額は31年度も32年度もさらに膨らむこととなります。私たち議員からも意見書等で発言をしていきますけれども、地方自治体についてはどうにもならないということではなく、県を通じ、また国の機関に引き上げをしないように申し述べるようにしていくべきであります。

負担金の中でどうしても見過ごすことができない課題が多過ぎます。リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金であります。町費をつぎ込むことに対してあれこれの説明をいただきましたけれども、リニア工事というのは未解決の問題を先送りして、国費や県の負担金をつぎ込む強引な計画であります。当初、この主体となりますJR東海は、この事業は民間の事業であり、自分たちだけでこの事業を進める、国の世話にはならないということを豪語しておりましたけれども、全体事業費が9兆円とも言われる工事費に対して、国から財政投融资3兆円をつぎ込んでもらうようになっています。しかもそれが30年間据え置き、30年間支払い免除であります。

このように民間企業の事業と言いながら、いわゆる大型公共工事に匹敵するような課題、これまでも繰り返し私たち指摘してきましたけれども、美浜町がこの期成同盟から外れても、決して町民が村八分になるとか、乗ることに阻害される、そういうわけはありません。負担金の金額の大きさではなく、町民の皆さんへの理解していただくような説明がなされておられません。

次に、知多地方税滞納整理機構の負担金30万円ですけれども、当初3年の予定が2回サイクルが繰り返されて、さらに31年度まで3年間継続となっております。この整理機構ですが、既に美浜町職員のスキルアップ・徴収技能の会得は済んでいると思います。以前に町職員が独自で徴収事務に当たっていたときでも、きちっと町民に寄り添い、大変な方々には分割納入など、相談に乗ってきていただいたところでもあります。議案質疑の折、説明で31年度で終了との表明がなされましたけれども、私たちが当初から要望してきたことであり、結構なことでもあります。先ほど、次のこと、次にまた県からも相談を受けていきたいということでしたけれども、ぜひ町民目線で心の通った温かい姿勢で徴収事務に当たって努めていただきたいと思います。

それから、負担金の一部を紹介しますと、中部国際空港知多地域振興協議会負担金 5 万円、これはカジノを含むリゾート I Rに関連していくものであります。また、名浜道路推進協議会負担金 3 万円、県名古屋市道路利用
者会議負担金が 6,000 円、衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金 2 万 2,000 円、衣浦港整備促進期成同盟会負担金 11
万 4,000 円、日本道路協会負担金 3 万円、県道路整備促進協力会負担金 4 万円、東海環状地域整備促進協議会負
担金 5,000 円など、同じような協議会・期成同盟会などが並んでおりますけれども、果たして美浜町にとって必
要なものでしょうか。これらの負担金の必要性あるいは金額も含めてきちっと精査をし、切るところはばっさり
切る、こういうことが大事ではないかと、必要だと思います。多過ぎる負担金は引き下げる、こういう要請をす
べきであります。

次に、高齢者の福祉の分野ですけれども、まず、保養施設利用助成事業です。かんぼの宿の券でございますが、
支援ですけれども、70 歳以上の方に 2 枚ずつということに減らされましたけれども、高齢者の方を応援する立場
から少しでも見直していただきたい。年齢を例えば 5 歳でも引き下げるとか、枚数を 3 枚に戻しても予算的には
本当に少しの負担で済むのではないのでしょうか。

日本共産党の質問に対して、高齢者や障害者の皆さんに対しての買い物困難者への支援事業を具体化するとの
ことであります。本当にこの面では力を入れていただきたいです。予算的に載っていたかわかりませんが、
も、反対討論ではありますけれども、この点は評価しておきたいと思います。

知多厚生病院の運営費補助金 1,984 万 4,000 円、昨年と同額の予算ですが、美浜町・南知多町にとっていわゆる
町立病院的な意味合いの位置づけになっており、私たちもお世話になっております。しかし、大もとは農協、J
A が主体の病院でございます。これまで要望があった、例えば町民からも要望されている病児保育、いろいろ申
し入れしてはいますが、幾つかの課題があり、なかなか実現できておりません。また、小児科や婦人科など
の医師不足の状況回復についても、ぜひ要望を強く伝えていただきたいと思います。この補助金がいつまで続く
のかという同僚議員からも財政的な心配がなされております。

奥田駅前の美浜町運動公園整備事業について、日本共産党の議員団の一般質問や議案質疑の中で、また、ほか
の同僚議員からもさまざまな問題点が指摘されました。当初予定の 28 億円から 45 億円に事業費が膨らんでも住民
説明会を開催しない。維持管理費を含め将来の財政負担の問題など、課題の説明を求めましたけれども、多くが
先送りとなっております。そしてまともな回答をまだ述べられていない項目が多過ぎます。そして住民の意向に
沿った事業となっております。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

もう一点指摘しなければならないのは、総合公園グランド拡張事業ですけれども、土壌の問題が明らかとなり、
今中断して、中断というか、野球場建設の計画は中断しております。このめどが立っていないのにこの事業だけ
は続けるという形であります。はっきりした個々のグランド拡張についても、町長は前の選挙のときに規模を縮
小するんだということでしたけれども、野球場で 1 面でいいんだということにはなったけれども、面積的には全
く減らしておりません。予算執行はこのような方向を町民にきちっと提示してから予算執行、事業を進めるべき

であります。

この2つの事業について、先ほどの人件費も含めた維持管理費とこれらが示された時点で町民にもう一度全体を明らかにし、このまま進めていいだろうかという判断を仰ぐべきだと思います。

神谷町長が4年前に行政を担当するに当たって訴えた公共下水道事業中止により、孫・子の代まで借金を残さない、この主張は公共下水道事業取りやめることで一定の前進はしておると思いますけれども、今の2つの事業、総合公園グランド拡張整備、運動公園・陸上競技場整備問題で50億円に近い、あるいはそれを上回る投資になります。公共下水道事業のときは50億円を超える総事業費でありましたけれども、それと比較しても神谷町長のこの公約は何だったのでしょうか。率直に共産党の議員団だけではなくて、同僚議員からも指摘されておりますように、いま一度立ちどまって考え直すべきではありませんか。

運動公園整備事業、これは都市計画税が財源の中心です。多くの皆さんからこの税金を誰が払っているんだ、そしてこの事業ででき上がる予定になっている陸上競技場、この特に都市計画税を今負担している方々が利用するケースはあるのだろうか、どこの方々が使うのだろうか、よその人のための施設じゃないか、こういう心配をされております。そして本来この都市計画税の本来の趣旨である今皆さんが住んでいるところの住環境整備にこそ使っていただきたい、これが多くの町民の皆さんの思いではないでしょうか。

この事業が続けば神谷町長が選挙のときに公約した都市計画税半減という見直しについても、当初、平成46年度ぐらいまで借金の返済があるんだと言いましたけれども、45億円に膨らんだことによってさらに先に延びるのではないか。……………

以上、幾つかの課題を指摘して、平成31年度一般会計予算に対しての日本共産党から代表しての反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。13番 丸田議員。

○13番（丸田博雅君）

議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算にチャレンジM I H A M Aを代表し、賛成の立場で討論をいたします。

神谷町長の進める運動公園整備事業に町民の注目が集まっております。町民の知らぬ間に町民に知らさないまま計画が進められているといったチラシが配布され、結果として多くの町民がこの事業に関心を示すこととなりました。このチラシにあるように本当に多くの町民がこの事業を知らなかったとすれば、それは町執行部だけでなく、我々議員にもその責任はあります。行政から報告を受けた情報を町民に正しく伝えるとともに、町民からの意見・要望を執行部に伝えることが我々議会議員の責務であります。後援会を初めとする支持者、地域の住民に伝える努力を怠ってきたと言われていたのに等しいからであります。

県の事業認可を受け、国の交付金により事業着手しているこのタイミングで、運動公園整備事業が町民の理解が進まず仮に中止にでもなれば、本事業の趣旨に賛同し、土地を提供してくれた地権者並びに地元区の期待を裏切るだけでなく、国・県の信頼を失い将来にわたる町の大きな負担となることは避けられず、業者に対する賠償責任も免れません。チラシに書かれている内容は別といたしましても、多くの町民がこの運動公園整備事業に関心を持ったこのタイミングを好機と捉え、いま一度事業の内容、目的、必要性、財政の見通しなどについて繰り返し説明し、理解を求めていく必要があると考えております。

市町村間の競争の時代を迎え、本町の資源と特性を生かしたまちづくりが不可欠であります。運動公園整備事業については、これまで町執行部より説明を受け、議会として設置した公園整備に係る特別委員会において検討し、さらには先進地への視察をしてまいりました。他の会派には事業に反対する議員もいるようですが、我々チャレンジM I H A M Aは、この運動公園整備事業は本町の資源と特性を生かした町の将来を見据えた事業であり、経済効果も含め財政的にも無理なく実施すべきであると考えており、施設整備にとどまらず、管理運営に至るまで適切に検討・実施されるよう、積極的に関与してまいり所存であります。

まちづくりの基本は人づくりではありますが、人口が高齢化し、減少してきているこの状況を打破するには、人づくりだけでなく、人づくりはもちろんです、将来に向けた投資、確かなまちづくりの方向性が不可欠であります。平成31年度一般会計予算に計上された各種事業を本会議及び委員会で質疑・審議させていただきましたが、町の目指すまちづくりの方向性とその実現に向けた取り組みを酌み取ることができました。町の進めるまちづくりに賛同し、チャレンジM I H A M Aとしましては、平成31年度一般会計当初予算に賛成いたします。

○議長（野田増男君）

次に、反対討論はありませんか。4番 石田議員。

○4番（石田秀夫君）

平成31年度美浜町一般会計予算について、反対の討論をいたします。

……本予算に対して、URとの契約予算が含まれている予算を認めるものではありません。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。6番 江元議員。

○6番（江元梅彦君）

議案第20号 平成31年度美浜町一般会計当初予算について、賛成の立場より討論をさせていただきます。

神谷町政が1期4年が経過をしようとしておりますが、神谷町長は本年4月の統一地方選挙において2期目を目指すことを、既に表明をされておられます。町長を含め私たち議員は、4年に一度の審判を町民から受けることになります。そして、その結果にかかわらず、町政は前進し続けなければなりません。

前回の町長選挙において争点の一つとなった生活排水の処理問題は、合併処理浄化槽設置費補助拡充という形で前進することとなりました。今般、運動公園整備事業に関心が集まっておりますが、問題の本質は整備の是非ではなく、人口が減少し高齢化が進む本町をいかに魅力ある町として町内外に発信し、多くの人・物・金を呼び込み、町を活性化するかということであると考えております。今あるお金を今いる私たちが使う施設にお金をとというようなお声も聞こえてきております。このまま現在の行政サービスが続けていけるのであればおっしゃるとおりだとも思いますが、人口の減少は近隣市町を上回り、労働人口の減少と地価の下落による税収減は、確実に町の財政を悪化させていきます。かつて計画された工業団地計画が実施されていれば、今の美浜町はここまで落ち込んでいなかったのではないかという声も聞かれます。

先ほども申し述べましたが、町政は前進し続けなければなりません。神谷町長は、本議会の私の一般質問に次のように答弁されています。現在進めている事業は、どれもが必ず美浜町の少子化、人口減少、産業の衰退、税収の減少、地域の活力の減退に一石を投じる有効な政策であると確信を持っており、町民皆様方の御支援・御理解をいただき、さらに発展させていきたいと思っておりますという内容でございます。今まだ返済計画を含めた確かな資金計画が立てられる体力のあるうちに、すなわち言い換えれば子や孫に債務を残すものではなく、将来

に向けた投資をという本町の将来を見据えた神谷町長の政策を信じ、平成31年度当初予算に賛成します。

神谷町長にはこの強い意志を持って行政手腕を発揮され、美浜町の発展に御尽力いただくことを御期待申し上げて、賛成討論を締めくくります。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

〔1 番 森川元晴君、5 番 杉浦剛君 退場〕

○議長（野田増男君）

これより議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔1 番 森川元晴君、5 番 杉浦剛君 入場〕

日程第 8 議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算まで 3 件一括

○議長（野田増男君）

日程第 8、議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上 3 件を一括議題とします。

以上 3 件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算から、議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上 3 議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算において、国民健康保険税の算定方法について、均等割をなくすような検討はしたかとの質疑があり、国民健康保険法では均等割をなくす算定方法を示しておらず検討していないとの答弁がありました。また、歳入の退職被保険者国民健康保険税が大幅に減額となった要因はとの質疑があり、平成28年度の制度改正により退職被保険者国民健康保険税の対象者に新たになる人がいなくなり減ってきたためであり、平成31年度は 1 桁となると推測しているとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、３議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 平成31年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 平成31年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 平成31年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてまで
5件一括

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算から、議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてまで、以上5件を一括議題といたします。

以上5件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

〔総務産業常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○総務産業常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算から、議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてまで、5議案については、審査、採決の結果、議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算まで、3議案につきましては、全員賛成により、また、議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてから議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてまで、2議案については、賛成多数により可決をいたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第25号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算において、一般会計からの繰出金に依存する状況を改善するため、合併処理浄化槽への転換に切りかえるのか、このままの処理方法でいくのかといった検討状況は進んでいるかとの質疑があり、平成30年度予算において施設整備方針を検討し、最適整備構想を取りまとめている。平成31年度には他の処理方法による費用算定を行い、比較検討していくとの答弁がありました。

また、議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてにおいて、修正実施設計業務は事業内容に修正が発生しなければ支出されることはないかとの質疑があり、そのとおりであるとの答弁がありました。

なお、他の議案については質疑はありませんでした。

また、5議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 平成31年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 平成31年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 平成31年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○4番（石田秀夫君）

議案第27号、第28号に関して、URとの契約議決について、この契約を選挙終了後まで延期することを提案させていただきます。

○議長（野田増男君）

ただいま、石田議員から議案第27号・議案第28号について、URとの契約議決についてはこの契約を選挙終了後まで延期することを求める動議が提出されました。

よって、石田秀夫議員の動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

石田議員の動議に対し、賛成者がありませんので、動議は成立しません。

次に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず最初に、反対討論はありませんか。4番 石田秀夫議員。

○4番（石田秀夫君）

第27号も、第28号も……。

○議長（野田増男君）

まず、第27号ですね。

○4番（石田秀夫君）

このたびこの債務負担行為予算見積もりと本会議決定の額が大幅に増大されている中で、新たな工事発生というような事業の増、工事変更によるものも今回の中に含まれているということでございます。……………本会でのURとの契約を認めるものではございません。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。7番 横田貴次議員。

○7番（横田貴次君）

議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結について、賛成の立場で討論を申し上げます。

この事業、今まで何十年とかけて奥田の駅前開発について本町が取り組んできた事業だと聞いております。この場において反対を申し述べる議員の皆様もいらっしゃいますが、反対した後、この締結についてどういう違約金が発生するのかなどということをこの事業を進めようと計画をしている行政執行部に問いただすなど、議員としてまことに責任のない発言が目立ちます。反対を唱えるのであれば、議員みずからが学んでどれぐらいの違約金が発生する、そしてこの事業をただ単に子や孫に借金を残すのが嫌だからというそれだけの理由で反対するのではなく、しっかりとした予算根拠を議員の立場で示して反対するべきだと思います。

私は、この事業は賛成、反対云々の前に、何としましてもうまく進めなければならない、その使命感でこの４年間議員として活動してまいりました。いま一度、町の執行部の皆さんとこの事業を的確にかつ住民の皆様に理解をしっかりと仰ぐ中で力強く進めていただきたい、そのように思い、賛成として討論をさせていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

〔１番 森川元晴君、５番 杉浦剛君 退場〕

○議長（野田増男君）

これより議案第27号 美浜町運動公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔１番 森川元晴君、５番 杉浦剛君 入場〕

○議長（野田増男君）

次に、議案第28号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず最初に、反対討論はありませんか。１番 森川議員。

○１番（森川元晴君）

議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてを反対の立場で討論をさせていただきます。

この事業に関しましては、総合公園を中心とした美浜町交流拠点整備事業として、平成26年度ごろから遊歩道整備も含め、既に多額の資金をつぎ込み進められてきたと思いますが、事業の目的・事業内容・事業資金等が二転三転と変更され、現在では運動公園を含める２つの公園整備事業の目的、事業費は陸上競技場建設一本に絞られてきたと感じています。

先ほどの議案第27号 運動公園整備事業につきましても、今までの事業の進め方、突如湧いて出た陸上競技場建設に関しましても、町民の不安が取り除けない中、進められていることに対し、反対の立場ではありますが、福祉大との関係、また以前から私自身、若い世代、学生のための明るくおしゃれな町並み形成、奥田駅前開発を強く望んでいました。莫大な予算を使い、先の読めない大きなかけ事業と考えていますが、既にとめられない事業になりつつあります。退職される職員もいますが、町執行部を初め役場の職員全員、もちろん我々議員も腹をくくる覚悟で進める今事業と捉え、あえて議案第20号 平成31年度美浜町一般会計予算、また先ほどの議案第27号に関して反対ではなく、賛否を辞退させていただきました。

そして本題の議案第28号ですが、具体的に疑問点はたくさんあります。27年度以前から現地調査、地主との境界の立ち会い、事業説明会等が行われ、基本設計に入り、28年度には都市計画決定をされ、29年度には不動産鑑定・実施設計・ボーリング調査等が行われたと聞いています。問題はここからです。事業目的地の約3分の1相当の当たる土地に問題が生じ、事業・整備内容等が大きく変更が余儀なくされました。問題発生後も今後の対応、事業計画等の見通しがつかないまま、用地取得を進めてきたことは大変問題であり、町民にどのような説明をするのか、問題の土地以外の土砂を陸上競技場建設地に搬出する計画であります、そのためだけの造成工事なのか、5億8,000万円と言われている今事業費のうち、31年度は6,100万円の協定金額であります、当初の目的であります第2グラウンドの代替、硬式野球場等の整備計画は、予算も含め本当に実行できるのか疑問であり、その場しのぎの事業計画と思え、取ってつけたような事業は今後の公園整備事業全てが中途半端な事業に終わり、ただ自然を壊すだけの無計画な工事であり、町民の皆様には何のメリットもない無駄な事業と考えます。少しでも次世代への負担、町民の負担軽減を考えるのであれば、今事業の現状・真実を予算も含めしっかりと町民に伝え、勇気を持って取りやめることを求め、反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありますか。7番 横田貴次議員。

○7番（横田貴次君）

ありがとうございます。

議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結について、賛成の立場で申し述べさせていただきます。

本事業の一番の問題は、美浜町に存在する広大な土地の土質に問題があるということでもあります。この事業を今とめてしまうと、土質問題というのはここで停滞してしまいます。ぜひこの事業を進めていただく中で、今後、県・国との調整の中でよりよい安価な土質の調査、また問題を解決するような糸口を町執行部の皆様に見つけていただきたい、このように強く願っております。

ともすると、運動公園に土が必要だからこの事業をやるのか、そんなような問題ではなく、現実に総合公園の近隣に土質の問題があるのであれば、将来の美浜町を考えるのであれば、この土質をどのように解決していくのかという議論に私はなるべきだと思います。町単独でこの問題を解決するのは私は難しいと思います。ぜひ愛知県、国との連携を強めていただいて、将来にわたりこの問題を解決して、きれいな土地として次世代へ残していただきたい。そして望むのであれば、硬式野球で楽しむ子供たちの姿をいち早く見たい町民の一人でもありますので、力強くこちらの事業も進めていただきたい、このように望んでおります。

○議長（野田増男君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

〔5番 杉浦剛君 退場〕

○議長（野田増男君）

これより議案第28号 美浜町総合公園の整備事業に関する平成31年度委託業務協定書の締結についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔5番 杉浦剛君 入場〕

○議長（野田増男君）

町長。

○町長（神谷信行君）

先ほどの一般会計の予算関係の反対討論の中で、山本議員の私へ対する公約違反という言葉が発言されましたけれども、私はこの公約違反ということにつきましては、当然公約の中での方向性を転換した場合においては公約違反ということでお話がされることもあろうかと思いますが、私の今、公約の中でも進める方向性の中で方向性を転換したということは一切ございません。

また、先ほどの……………

……………

……………公約違反という言葉につきましては、不適切な発言と

私は捉えさせていただきますので、訂正をお願いしたいと思っております。

それともう一つ、石田議員の先ほどの議会で現在事業として承認されておるものの内容につきまして、……………

……………

……………あくまでも今の現状の今の議員の皆様方、そして私ども執行部、また、私、町長として、今現在提言をさせていただいておる中で、これに対して反対ということであるならこれは問題はございませんが、……………非常に不適切な発言だと私は考えております。これに対して訂正をお願いしたいと思います。

○議長（野田増男君）

ここで、討論の場ではないのですが、ここで休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

〔午前10時46分 休憩〕

〔午前11時52分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの山本議員からの本日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により、その表現が誤解を与えるものであったとの理由により、お手元に配付しました発言取り消し申出書により記載した部分を取り消し

たいとの申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、山本議員からの発言取り消し申出書を許可することに決定しました。

先ほど石田委員からの選挙後との発言において、後日記録を調査の上、地方自治法第129条の規定により発言を取り消します。

お諮りいたします。

町長から議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてから議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてまで、２件の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１とし、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてから、議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてを日程に追加し、追加日程１とし、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第１ 議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてから
議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてまで
２件一括

○議長（野田増男君）

追加日程第１、議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてから、議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてまで、以上２件を一括議題とします。

以上２件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

本日、追加上程いたしますのは、議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてを初め２件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてでございますが、契約を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてでございますが、議案第29号と同様、契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、詳細につきましては、教育部長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降 壇〕

○教育部長（天木孝利君）

それでは、議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その1）請負契約の締結について、御説明いたします。

去る3月15日に指名業者10社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料1のとおり、伊藤組建設株式会社が1億2,450万円で落札をいたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。消費税及び地方消費税996万円を加えた1億3,446万円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、河和中学校を初め、布土小学校・河和小学校及び河和南部小学校の普通教室・特別支援学級及び通級指導教室への空調設備の設置が主な工事内容となっております。

なお、工期につきましては、平成31年3月20日から9月30日までの195日間を予定しております。

次に、議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その2）請負契約の締結についてでございますが、議案第29号と同様、指名業者10社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、お手元の資料2のとおり、株式会社トリイ建設が1億880万円で落札をいたしましたので、同日付で仮契約を締結いたしました。消費税及び地方消費税870万4,000円を加えた1億1,750万4,000円で本契約を締結するに当たり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容といたしましては、野間中学校を初め、野間小学校・奥田小学校及び上野間小学校の普通教室・特別支援学級及び通級指導教室への空調設備の設置が主な工事内容となっております。

なお、工期につきましては、その1工事と同様、平成31年3月20日から9月30日までの195日間を予定しております。

議案第29号及び議案第30号の説明は以上でございます。

○議長（野田増男君）

説明が終わりました。

本来ですと、ここで暫時休憩して質疑があるかどうかを聞くのですけれども、時間も押していますので、質疑をする議員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

なしであれば、このまま議事を進めます。

初めに、議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その1）請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 小中学校空調設備設置工事（その１）請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 小中学校空調設備設置工事（その２）請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第10、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案をいたしました同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを初めとして、全議案いずれにつきましても慎重審議の上、全議案を御承認・可決いただきましたことに、まずもってお礼を申し上げます。

さて、暦も間もなく春分を迎えます。春の訪れを肌で感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となります。間もなく始まる新年度においても、よりよい町をつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすい町にしたいという思いを遂げられるよう、新たな気持ちで日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方にも、それぞれの場面において御理解、御協力を願うことも多々あろうかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて平成31年第1回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午後0時06分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月19日

美浜町議会

議長 野 田 増 男

議員 鈴 木 美代子

議員 横 田 貴 次